

# 2020年度(令和2年度)

## 清掃事業概要



町田市エコキャラクター

ハスのん

# 町田市



# 目 次

## 第1章 総説

1. 町田市の概況 .....	5
2. 清掃関係職員構成 .....	6
3. 清掃関係事務分掌 .....	7
4. 施設一覧等 .....	9
5. ごみ・資源化に関する計画一覧 .....	10

## 第2章 ごみ処理事業

1. ごみ処理事業の歴史 .....	11
2. ごみ収集・処理システム .....	13
3. ごみ・資源処理状況 .....	15
4. 燃やせるごみ・燃やせないごみ組成調査結果 .....	20
5. 適正排出への取組等 .....	24
6. ごみ処理事業を補完する制度 .....	26
7. 新たなごみの資源化施設 .....	27

## 第3章 リデュース(発生抑制)推進事業

1. 資源とごみの出前講座 .....	31
2. 施設見学・視察の受け入れ .....	31
3. ごみ減量サポーター(廃棄物減量等推進員) .....	31
4. 広報紙の発行等による情報発信 .....	31
5. 食品ロス削減に向けた取組 .....	32
6. マイボトルに関する啓発活動 .....	33
7. 市民対象の施設見学会 .....	33
8. ごみ減量に関する町田市主催のイベント .....	34
9. FC町田ゼルビアとのごみ減量意識の普及PR .....	35
10. 事業系ごみ減量及び適正排出の取組 .....	35
11. まちだ3R賞 .....	35

## 第4章 リユース(再使用)推進事業

1. イベントごみ減量支援 .....	36
2. 粗大ごみの再生販売 .....	36
3. 子ども用品のリユース .....	36
4. その他のリユースの取組 .....	36

## 第5章 リサイクル(再生利用)推進事業

1. 生ごみ自家処理の普及促進の取組 .....	37
--------------------------	----

2. 地域資源回収 .....	37
3. 剪定枝資源化事業 .....	37
4. リサイクル広場 .....	38
5. 使用済み資源物の回収 .....	38
6. 施設内資源化の取組 .....	39

## 第6章 清掃事業費

1. 清掃事業費決算額 .....	41
2. ごみ処理経費 .....	43
3. 指定収集袋販売収入の使い道 .....	44

## 第7章 し尿処理事業

1. し尿処理事業の概要 .....	46
2. し尿処理施設概要 .....	47
3. し尿処理状況 .....	47

## 第8章 資料編

1. ごみ処理施設 .....	48
2. 町田市一般廃棄物資源化基本計画 .....	57
3. ごみ減量アクションプラン .....	63
4. 一般廃棄物処理実施計画 .....	66
5. 町田市分別収集計画(第9期計画) .....	82
6. 町田市資源循環型施設整備基本計画 .....	88
7. 災害廃棄物処理計画 .....	89
8. ダイオキシン類調査結果 .....	91
9. 清掃工場電力量実績 .....	92
10. 廃棄物に関する処理手数料 .....	93
11. 清掃事業のあゆみ .....	94

# 第1章 総説

## 1. 町田市の概況

町田市は、島しょ部を除く東京都の南端、多摩丘陵の西部から中央部を占める位置に立地しています。東西 22.3km、南北 13.2km、面積は 71.55 km<sup>2</sup>です。

高度経済成長期以降、横浜や東京のベッドタウンとして大規模団地の建設や宅地開発が進み、1958年2月の市制施行当時約6万人であった人口は、現在では約43万人となり、首都圏の中核都市として発展してきました。

現在ではJR横浜線、小田急小田原線、東急田園都市線、京王相模原線が通り、近隣からも多くの人が集まる商業都市となっています。町田駅周辺を中心とした商業・文化ゾーンを囲んで住宅街が広がり、その外側には大規模な団地が点在しています。

また、周辺部は緑豊かな自然や文化遺産などがあり魅力ある都市を形成しています。そして、市内には多くの大学もあり、街に出ると若者がたくさん集まる活気に満ちた元気なまちの姿をそこかしこで見ることができます。



町田市の人口と世帯数 (2020年10月1日時点)	
人口	429,200人
世帯数	199,736世帯

活躍しています！

町田市エコキャラクター

ハスのん



2012年11月に、市民の皆様からの投票により、町田市エコキャラクター『ハスのん』が誕生しました。

『ハスのん』は、大賀ハスで有名な薬師池で生まれたハスの花の妖精で、市の環境に関する取り組みをPRするために、広報紙や環境に関するイベントに登場するなどして活動しています。

2020年度は、イベントに計3回参加し、市民の皆様へ環境への関心を高めてもらえるよう働きかけました。



2021年2月19日  
『ARUCLUB』3,000万歩達成記念植樹式(町田 GION スタジアム)にて

## 2. 清掃関係職員構成

2020年4月時点

環境資源部		部課 長級	係員						
			事務	土木	建築	機械	電気	化学	技能
	部長	1							
	担当部長	1							
環境政策課	課長	1							
	総務係		8						
循環型施設整備課	課長	1							
	担当課長	2							
	係員		3	3	2	1	2		
資源循環課	課長	1							
	担当課長	2							
	庶務係		8						
	施設係			1		1	5	1	
	管理係								7
	運転係					6	5		12
3R推進課	課長	1							
	特命担当課長	1							
	担当課長	1							
	対策係		1						17
	推進係		6						1
	庶務係		6						2
	収集係								35
環境資源部合計		12	32	4	2	8	12	1	74
		合計 145人							

下水道部		課 長級	係員						
			事務	土木	建築	機械	電気	化学	技能
下水道整備課	課長	1							
	事業係		4	7					
	浄化槽係		6						
下水道部合計			合計 18人						

※環境資源部は清掃関係課のみ、下水道部はし尿処理関係課のみの職員数

※再任用職員、会計年度任用職員を除く

### 3. 清掃関係事務分掌

(町田市組織規則から抜粋)

2020年4月時点

#### <環境資源部環境政策課>

- (1) 一般廃棄物処理計画に関すること。
- (2) 容器リサイクル法に基づく分別収集計画の策定に関すること。
- (3) 環境基本計画に関すること。
- (4) 環境行動指針に関すること。
- (5) 環境審議会に関すること。
- (6) 廃棄物減量等推進審議会に関すること。
- (7) 環境施策の報告に関すること。
- (8) まちだエコライフ推進公社との連絡調整に関すること。
- (9) 一般廃棄物の処理に係る広域連携の調整に関すること。
- (10) 廃棄物減量再資源化等推進整備基金に関すること。
- (11) 部内の事務事業の執行計画の調整に関すること。
- (12) 部内の事務事業の進行管理に関すること。
- (13) 部内の連絡調整に関すること。
- (14) 部内の事務改善に関すること。
- (15) 部の予算及び決算に関すること。
- (16) 部内の組織及び人事に関すること。
- (17) 部内の文書に関すること。
- (18) 部長の特命事項の調査及び処理に関すること。
- (19) その他部内の庶務に関すること。
- (20) 部内の他の課に属しない事務に関すること。

#### <環境資源部循環型施設整備課>

- (1) 資源循環型施設等の整備に関すること。

#### <環境資源部資源循環課>

- (1) 一般廃棄物の処理、処分及び資源化に関すること。
- (2) 町田リサイクル文化センターの維持管理及び保守点検に関すること。
- (3) 工場施設整備、機器の修繕及び工事等の設計に関すること。
- (4) 一般廃棄物の搬入計画及び搬入管理並びに手数料の徴収に関すること。  
(手数料については、持込ごみ処理手数料に限る。)
- (5) 一般廃棄物の搬入データ処理に関すること。
- (6) 一般廃棄物(し尿を除く。以下この項において同じ。)処理の調査及び統計に関すること。
- (7) 一般廃棄物処理施設に係る環境調査に関すること。
- (8) 一般廃棄物処理業の許可及び指導に関すること。
- (9) 持込ごみ処理手数料の収納事務及び減免に関すること。
- (10) 東京たま広域資源循環組合との連絡調整に関すること。

- (11) 多摩ニュータウン環境組合との連絡調整に関する事。
- (12) 事業系一般廃棄物の受入基準に係る検査に関する事。
- (13) 不燃粗大破碎処理設備等の運転操作に関する事。
- (14) 最終処分場及び排水浄化センターの維持管理に関する事。
- (15) 一般廃棄物の輸送に関する事。
- (16) 使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく関連事業者の登録許可及び指導に関する事。
- (17) し尿の投入管理に関する事。
- (18) し尿投入施設の維持管理に関する事。
- (19) リレーセンターみなみの維持管理及び保守点検に関する事。
- (20) 境川クリーンセンターの維持管理及び保守点検に関する事。
- (21) 町田市剪定枝資源化センターの維持管理及び保守点検に関する事。

#### <環境資源部3R推進課>

- (1) 一般廃棄物の収集運搬に関する事。
- (2) 収集運搬計画に関する事。
- (3) 一般廃棄物処理手数料の収納事務及び減免に関する事(持込ごみ処理手数料を除く。)
- (4) 多摩ニュータウン環境組合への一般廃棄物の運搬に関する事。
- (5) 一般廃棄物減量計画及び3R推進計画に関する事。
- (6) ごみ分別排出計画に関する事。
- (7) 地域資源回収に関する事。
- (8) 廃棄物減量等推進員に関する事。
- (9) リサイクル推進店に関する事。
- (10) ごみの発生抑制及びリサイクルの啓発に関する事。
- (11) 廃棄物の不法投棄に関する事。
- (12) 一般廃棄物処理手数料の徴収に関する事(持込ごみ処理手数料を除く。)
- (13) ごみ分別排出指導(ごみ集積場を含む。)
- (14) ごみ集積所の設置等に関する事。
- (15) 収集車両の運行及び維持管理に関する事。

#### <下水道部下水道整備課>

- (1) 下水道管渠等の工事に係る計画、調査、設計及び施工に関する事。
- (2) 下水道管渠等の工事に係る受託工事及び負担金工事の設計及び施工に関する事。
- (3) 下水道管渠等の工事に係る設計及び施工を委託する機関との連絡調整及び指導監督に関する事。
- (4) 下水道管渠等の工事に係る道路調整に関する事。
- (5) 下水道管渠等の工事に係る用地の取得に関する事。
- (6) 私道内の下水道整備の広報及び申請に関する事。
- (7) 供用開始に関する事。

- (8) 水洗化の普及及び水洗便所改造工事等資金の貸付に関すること。
- (9) し尿収集運搬委託業務に関すること。
- (10) し尿処理手数料の徴収及び減免に関すること。
- (11) 浄化槽の維持管理の補助に関すること。
- (12) 合併処理浄化槽設置の補助に関すること。
- (13) 浄化槽に係る窓口業務に関すること。
- (14) 浄化槽の清掃業及び保守点検業に関すること。
- (15) 浄化槽の管理及び指導に関すること。

#### 4. 施設一覧等

##### (1) 一般廃棄物処理施設等<sup>※1</sup>

施設名	施設機能	所在地	処理能力
町田リサイクル文化センター	廃棄物焼却施設	下小山田町 3160 番地	476t/日
	不燃・粗大破碎処理施設		70t/5h
多摩清掃工場 <sup>※2</sup>	廃棄物焼却施設	多摩市唐木田 2 丁目 1 番地 1	400t/日
	不燃・粗大ごみ処理施設		90t/5h
清掃第二事業場	カン選別・圧縮施設	下小山田町 3267 番地	4.5t/日
	ビン選別施設		16t/日
剪定枝資源化センター	剪定枝たい肥を生産する施設	小野路町 3332 番地	10t/日
リレーセンターみなみ	燃やせるごみ中継施設	南町田 2 丁目 6 番 14 号	100t/日
	容器包装プラスチック圧縮梱包施設		4.9t/日
排水浄化センター	ごみ焼却汚水及び埋立浸出水処理施設	下小山田町 3239 番地 1	600 m <sup>3</sup> /日
境川クリーンセンターし尿等投入施設	し尿処理施設	木曾東 2 丁目 1 番 1 号	41.5kℓ/日
町田市一般廃棄物最終処分場	最終処分場	下小山田町 3267 番地	容量 638,822 m <sup>3</sup>
二ツ塚最終処分場 エコセメント化施設	最終処分場	西多摩郡日の出町大字 大久野字玉の内	全体埋立容量 約 370 万 m <sup>3</sup>

※1 施設の詳細は、第 8 章を参照

※2 多摩ニュータウン環境組合(構成市:町田市・八王子市・多摩市)が運営する工場で、小山ヶ丘地区の可燃ごみ、不燃ごみを処理。

## (2) 車両保有状況(2020年4月時点)

単位:台

所管課	車種	用途				合計
		可燃 剪定枝収集	事務連絡	指導・啓発	その他 運搬※1	
3R推進課	塵芥車	28				28
	軽乗用			1		1
	軽貨物(バン・トラック・ダンプ)	2	2	5	2	11
	普通乗用(電気自動車)		1			1
	小型乗用		2			2
	普通貨物(アームロール・ダンプ)				3	3
	小型貨物		1		2	3
	普通特殊(スケルトンごみ収集車 “みえるくん”)			1		1
資源循環課	普通特殊(バルクコンテナ)				1	1
	小型特殊(フォークリフト、ベイルローダー、ショベルローダー、ホイールローダー、油圧ショベル)				6	6
合計		30	6	7	14	57

※1 焼却灰、資源物、動物死体、臨時ごみ等

## (3) 集積所数

単位:箇所

年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020
集積所数	9,303	9,402	9,498	9,605	9,720	9,702

## 5. ごみ・資源化に関する計画一覧

計画名	計画期間	策定年度
町田市一般廃棄物資源化基本計画	2011年度～2020年度	2011
ごみ減量アクションプラン	2015年度～2020年度	2015
2020年度一般廃棄物処理実施計画	2020年度	2020
町田市資源循環型施設整備基本計画	—	2013
町田市災害廃棄物処理計画	—	2018
町田市分別収集計画(第9期計画)	2020年度～2024年度	2019

※計画の詳細は、第8章を参照

## 第2章 ごみ処理事業

### 1. ごみ処理事業の歴史

#### (1)ごみ処理施設

町田市は、市制施行当時（1958年）、旧・町田町営ごみ焼却炉（金森焼却場）（11.25t/日×1基）

（1956年稼動）でごみ処理を行っていましたが、1959年にバッチ式（燃焼を終え一回ごとに灰を掻き出す方式）焼却炉（7.5t/日×1基）を増設しました。その後、1969年に連続燃焼式のごみ焼却炉「第2事業場」（下小山田町）（120t/日×2基）が完成したことで、金森焼却場を休止、その後廃止しました。

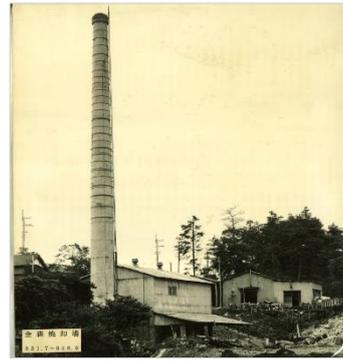
都市化の進展により人口が増加することで、ごみ量も大幅に増える状況でしたが、「第2事業場」において未燃残さが発生するなど安定稼動ができず、周辺地域に影響を及ぼす事態となり、1974年から多摩市焼却場に可燃ごみの一部を搬出することになりました。

この状況を改善するため、1977年「小山田リサイクル文化センターのための廃棄物最終処分場に関する基本計画書」を策定し、施設建設に向けた手続きを進め、1979年建設工事に着手しました。1982年に町田リサイクル文化センター（流動床炉150t/日×3基）が完成し、安定稼動が可能になったことで、多摩市焼却場への可燃ごみ搬出を中止するとともに、「第2事業場」ごみ焼却炉を休止、その後廃止しました。

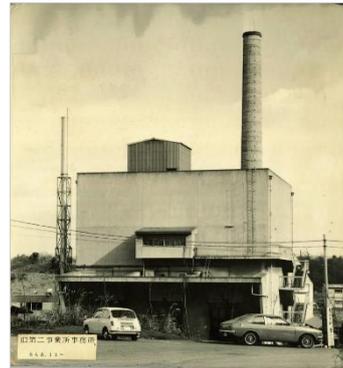
また、1985年に南町田にリレーセンターみなみが完成し、JR横浜線以南地域の可燃ごみを収集車から大型車（10tアームロール）に詰め替え、町田リサイクル文化センターに搬入することで、収集効率の向上を図っています。

そして、1994年に町田リサイクル文化センター4号炉の増設（流動床炉176t/日）を行い、ごみ量増加に対応しています。さらに、「ダイオキシン類対策特別措置法」の施行（1999年）に伴い、焼却炉排ガス高度処理設備改造工事（1998～1999年）を行い、安心安全な施設稼動に努めています。

なお、多摩ニュータウン整備事業区域に含まれる小山ヶ丘地区のごみは、2003年から多摩ニュータウン環境組合（八王子市・町田市・多摩市で構成する一部事務組合）が管理する多摩清掃工場に搬入しています。



金森焼却場



旧第2事業所事務所



完成当時の町田リサイクル文化センター焼却施設



近年の町田リサイクル文化センター

## (2)ごみの減量・資源化への取り組み

町田市では、1976年から古紙等資源ごみの分別回収を始め、1981年には、一部地域で町田市銅鉄商組合によるビン・カン回収処理の実験を行いました。その後、1982年に、町田市銅鉄商組合を母体とした「町田市資源組合（任意団体）」（1983年から「町田市資源協同組合」）が創設され、市内全域でゴミ減量資源化方式（5分別収集）によるごみの分別収集を開始しています。

そして、1994年には「町田市リサイクル公社」（2012年から「一般財団法人まちだエコライフ推進公社」に移行）を設立し、粗大ごみの収集、再生販売を開始しています。

さらに、公園樹木、植木等の剪定枝を粉砕して「堆肥」にする剪定枝資源化センター（下小山田町）を1998年に稼働、2008年に廃止しました。同年に破砕・発酵・熟成を屋内で行う新たな剪定枝資源化センター（小野路町）を建設しました。ここでは、剪定枝から土壌改良材を生成し、さらなる資源化を行っています。

2005年には、ごみの減量・資源化の推進、ごみ量に応じた費用負担の公平化を図ることを目的に、「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」の指定収集袋による有料化を開始しています。有料化実施後は、年々ごみ量は減少していましたが、2019年度からは増加に転じています。

また、容器包装プラスチックを資源化するため、リレーセンターみなみに容器包装プラスチック圧縮梱包施設を整備し、2016年からJR横浜線以南地域で分別収集を行っています。



5分別収集の開始  
(広報まちだ 1982年1月21日号)

## (3)最終処分場

町田市では、1967年から旧埋立地（下小山田町）に焼却灰や残さ等を埋めていましたが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という）」の改正（1976年）で、最終処分場が新たに規制対象の廃棄物処理施設として位置づけられたため、1980年に埋め立てを終了しました。

そして、廃掃法の構造・維持管理基準による、町田市最終処分場（下小山田町/旧埋立地隣接地）を整備し、1980年から焼却灰、焼却残さ等の埋め立てを開始しました。

また、1980年に「東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合」[2006年「東京たま広域資源循環組合」に改名（25市1町で構成する一部事務組合）]が設立され、町田市も参加しました。町田市では1998年から「東京たま広域資源循環組合」が管理する二ツ塚処分場（日の出町）に焼却灰の搬入を開始し、2003年に町田市最終処分場での埋め立てを中止しました。

2018年には「熱回収施設等の周辺施設整備基本構想」を策定し、最終処分場の上部を活用していくこととしました。まず、最終処分場池の辺地区について、2020年に埋立処分終了の手続きを行い、公園整備工事を開始しています。

焼却灰を搬入している「東京たま広域資源循環組合」では、2006年からエコセメント化施設（日の出町）を稼働させ、現在では全ての焼却灰や残さがエコセメントとして建設資材などに活用されています。

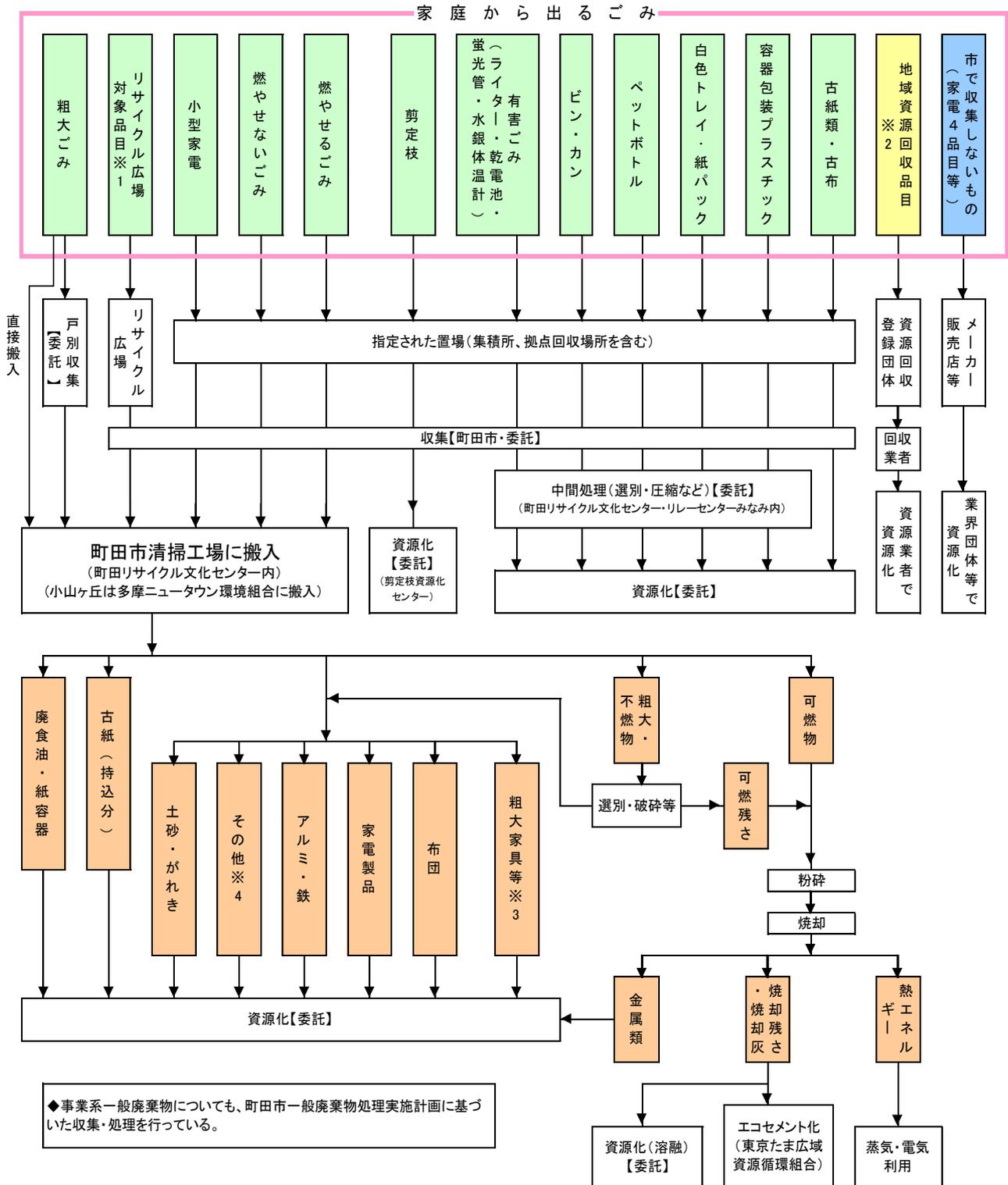


町田市最終処分場

## 2.ごみ収集・処理システム

### (1)ごみ収集・処理システム フロー図

(2020年4月現在)



※1 リサイクル広場回収対象品目

陶磁器・ガラス食器・廃食用油・紙容器・家庭金物・洗剤の計量スプーン・ペットボトルのふた・パン袋の留め具・ビデオテープ・インクカートリッジ  
小型家電

※2 地域資源回収対象品目

新聞・雑誌・ダンボール、紙パック、古着、ビン・カン

※3 粗大家具等

再生販売事業として、まちだエコライフ推進公社と協定を結び、回収した家具などを修理・再生販売している

※4 その他に含まれる品目

ガラス、陶磁器、廃プラスチック

## (2)資源化物の中間処理・資源化方法の詳細

### ■ビン・カン

収集したビン・カンは、清掃第二事業場へ搬入します。ビンは砕かれたもの（カレット）と生きビンに選別を行ったうえで、選定した事業者へ引き渡し、ガラス製品やリターナブルビン等に資源化しています。カンは手選別から圧縮梱包まで行い、選定した事業者が回収し、再生アルミ・スチール製品等に資源化しています。

### ■ペットボトル

収集したペットボトルは、町田リサイクル文化センターへ搬入し、ペットボトル本体とキャップ・ラベルを手選別し、圧縮梱包します。圧縮梱包したペットボトルは、容器包装リサイクル協会が指定する運搬業者が回収し、同協会が指定する資源化施設へ運搬されています。この他、独自ルートでの資源化として、事業者を選定し、繊維製品や再生プラスチック製品等に資源化しています。

### ■白色トレイ

収集した白色トレイは、町田リサイクル文化センターへ搬入し、手選別で有色トレイや不適物を取り除いています。選別した白色トレイは、容器包装リサイクル協会が指定する運搬業者が回収し、同協会が指定する資源化施設へ運搬され、白色トレイ等に資源化しています。なお、混入していた有色トレイは、プラスチックの原材料等に資源化しています。

### ■紙パック

収集した紙パックは、町田リサイクル文化センターへ搬入し、手選別で不純物や不適物を取り除いています。選別した紙パックは、事業者へ引き渡し、紙製品やトイレットペーパー等に資源化しています。

### ■容器包装プラスチック

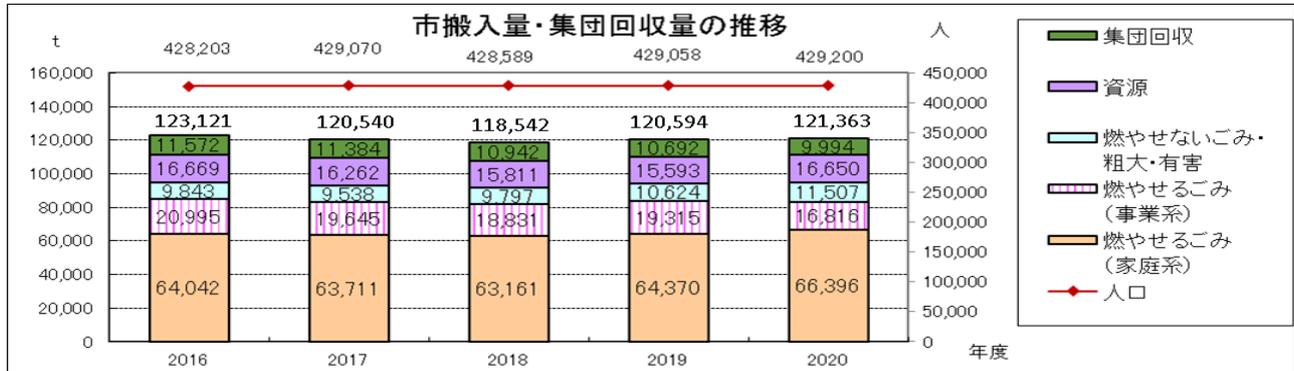
J R横浜線以南の地域で収集した容器包装プラスチックは、リレーセンターみなみへ搬入し、手選別で不純物を取り除き、圧縮梱包を行い、町田リサイクル文化センターで保管します。圧縮梱包した容器包装プラスチックは、容器包装リサイクル協会が指定する運搬業者が回収し、同協会が指定する資源化施設へ運搬され、プラスチック原材料等に資源化しています。

### 3. ごみ・資源処理状況

#### (1) 収集・持込量

単位:t/年

年度		2016	2017	2018	2019	2020	前年度比	総ごみ量 に占める 割合		
人口(10月1日時点) 単位:人		428,203	429,070	428,589	429,058	429,200	0.0%			
収集・持込量	燃やせるごみ	収集分	63,553	63,282	62,692	63,665	65,795	3.3%	59.08%	
		持込分	489	429	469	705	601	-14.8%	0.54%	
		事業系持込分	20,995	19,645	18,831	19,315	16,816	-12.9%	15.10%	
		計	85,037	83,356	81,992	83,685	83,212	-0.6%	74.72%	
		燃やせないごみ	収集分	6,009	6,478	6,771	7,209	7,995	10.9%	7.18%
			持込分	41	50	46	49	75	53.1%	0.07%
	計		6,050	6,528	6,817	7,258	8,070	11.2%	7.25%	
	粗大	収集分	1,337	1,374	1,475	1,586	1,576	-0.6%	1.42%	
		持込分	2,315	1,492	1,356	1,647	1,705	3.5%	1.53%	
	計	3,652	2,866	2,831	3,233	3,281	1.5%	2.95%		
	有害	141	144	149	133	156	17.3%	0.14%		
	土砂・瓦礫	0	0	0	0	0	-	0.00%		
	ごみ量小計		94,880	92,894	91,789	94,309	94,719	0.4%	85.05%	
	資源	収集分	古紙	8,449	8,149	7,800	7,681	8,127	5.8%	7.30%
			古着・古布	1,021	1,031	1,034	1,099	1,296	17.9%	1.16%
発泡トレイ			8	9	8	8	8	0.0%	0.01%	
紙パック			15	13	15	15	15	0.0%	0.01%	
小型家電			5	5	7	6	7	16.7%	0.01%	
ペットボトル			982	1,012	1,058	1,048	1,094	4.4%	0.98%	
容器包装プラスチック			433	415	438	408	429	5.1%	0.39%	
剪定枝			635	601	594	574	619	7.8%	0.56%	
ビン			2,959	2,900	2,764	2,721	2,914	7.1%	2.62%	
カン			1,008	951	921	933	1,058	13.4%	0.95%	
計		15,515	15,086	14,639	14,493	15,567	7.4%	13.98%		
持込分		リサイクル広場まちだ	115	100	99	107	89	-16.8%	0.08%	
		剪定枝	1,039	1,076	1,073	993	994	0.1%	0.89%	
		計	1,154	1,176	1,172	1,100	1,083	-1.5%	0.97%	
資源量小計		16,669	16,262	15,811	15,593	16,650	6.8%	14.95%		
合計(総ごみ量)		111,549	109,156	107,600	109,902	111,369	1.3%	100.00%		
集団回収量 (町内会・子ども会などの回収)	回収団体数 単位:団体	371	374	371	371	353	-4.9%			
	ビン	231	227	214	208	205	-1.4%			
	カン	255	258	257	253	242	-4.3%			
	古紙	10,463	10,263	9,817	9,539	8,871	-7.0%			
	古着・古布	623	636	654	692	676	-2.3%			
	合計	11,572	11,384	10,942	10,692	9,994	-6.5%			
総合計(総ごみ量+集団回収量)		123,121	120,540	118,542	120,594	121,363	0.6%			



※上記のほかに、宮城県大崎市の災害廃棄物を 243t搬入し、処理を行いました。

残さの量は 129tとなりました。

## (2) 1人1日あたり 家庭系収集分 ごみ・資源排出量

単位:g/人日

年度		2016	2017	2018	2019	2020
家庭系 収集分のみ	ごみ	455	454	454	462	482
	資源	99	96	94	93	99
	合計	554	550	548	555	581

## (3) 1人1日あたり ごみ・資源排出量

単位:g/人日

年度		2016	2017	2018	2019	2020	
人口(10月1日時点) 単位:人		428,203	429,070	428,589	429,058	429,200	
収集・持込量	燃やせるごみ	収集分	406.6	404.1	400.8	405.4	420.0
		持込分	3.1	2.7	3.0	4.5	3.8
		事業系持込分	134.4	125.4	120.4	123.0	107.3
		計	544.1	532.3	524.1	532.9	531.2
	燃やせないごみ	収集分	38.4	40.3	43.3	45.9	51.0
		持込分	0.3	1.4	0.3	0.3	0.5
		計	38.7	41.7	43.6	46.2	51.5
	粗大	収集分	8.6	8.8	9.4	10.1	10.1
		持込分	14.8	9.5	8.7	10.5	10.9
		計	23.4	18.3	18.1	20.6	20.9
	有害	0.9	0.9	1.0	0.8	1.0	
	持込土砂・瓦礫	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	ごみ量小計		607.1	593.2	586.8	600.5	604.6
	収集・持込量	収集分	古紙	54.1	52.0	49.9	48.9
古着・古布			6.5	6.6	6.6	7.0	8.3
発泡トレイ			0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
紙パック			0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
小型家電			0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ペットボトル			6.3	6.5	6.8	6.7	7.0
容器包装プラスチック			2.8	2.6	2.8	2.6	2.7
剪定枝			4.1	3.8	3.8	3.7	4.0
ビン			18.9	18.5	17.7	17.3	18.6
カン			6.4	6.1	5.9	5.9	6.8
計		99.3	96.3	93.6	92.3	99.4	
持込分		リサイクル広場まちだ	0.7	0.6	0.6	0.7	0.6
		剪定枝	6.6	6.9	6.9	6.3	6.3
		計	7.3	7.5	7.5	7.0	6.9
資源量小計		106.6	103.8	101.1	99.3	106.3	
合計(総ごみ量)		713.7	697.0	687.8	699.9	710.9	
集団回収量 (町内会・子ども会などの回収)	回収団体数 単位:団体	371	374	371	371	353	
	ビン	1.5	1.4	1.4	1.3	1.3	
	カン	1.6	1.6	1.6	1.6	1.5	
	古紙	66.9	65.5	62.8	60.7	56.6	
	古着・古布	4.0	4.1	4.2	4.4	4.3	
	合計	74.0	72.7	69.9	68.1	63.8	
総合計(総ごみ量+集団回収量)		787.7	769.7	757.8	767.9	774.7	

## (4) 資源化量

単位:t/年

年度		2016	2017	2018	2019	2020	前年度比
施設内資源化 (ごみとして搬入した物を資源化している量)	金属類	2,553	2,411	2,437	2,611	3,017	15.5%
	古紙類	57	16	15	14	15	7.1%
	廃プラスチック	146	104	100	112	118	5.4%
	蛍光管・乾電池・ライター	141	144	149	133	156	17.3%
	ガラス・陶磁器	46	19	30	22	36	63.6%
	木質家具類	597	500	484	317	129	-59.3%
	小型家電(広場、拠点を除く)	159	123	122	132	147	11.4%
	布団類、衣類	54	103	85	65	25	-61.5%
	し尿脱水汚泥	-	-	-	197	192	-2.5%
	固形類(石など)	-	-	-	-	27	-
	その他	5	7	1	0	0	-
	再利用品(家具など)	122	67	74	74	53	-28.4%
	合計	3,880	3,494	3,497	3,677	3,915	6.5%
分別収集 (集積所及び拠点場所から回収した物を資源化している量)	ビン	2,959	2,900	2,764	2,721	2,914	7.1%
	カン	1,008	951	921	933	1,058	13.4%
	古紙	8,464	8,162	7,815	7,696	8,142	5.8%
	古着	1,019	1,026	1,023	1,089	1,257	15.4%
	ペットボトル	955	984	1,027	1,016	1,058	4.1%
	トレイ	8	9	8	8	8	0.0%
	小型家電(拠点)	5	5	7	6	7	16.7%
	リサイクル広場まちだ※1	115	100	99	107	89	-16.8%
	容器包装プラスチック	433	415	438	408	429	5.1%
	合計	14,966	14,552	14,102	13,984	14,962	7.0%
剪定枝	1,674	1,677	1,667	1,567	1,613	2.9%	
小計 【a】	20,520	19,723	19,266	19,228	20,490	6.6%	
エコセメント化 【b】	8,014	7,797	7,646	7,744	8,176	5.6%	
合計 【a+b】	28,534	27,520	26,912	26,972	28,666	6.3%	

※1 陶磁器・ガラス食器・廃食用油・紙容器・家庭金物・洗剤の計量スプーン・ペットボトルのふた・パン袋の留め具・ビデオテープ・インクカートリッジ・小型家電を回収

## (5) 資源化率

単位:t/年

年度	2016	2017	2018	2019	2020	前年度比
集団回収量合計[①収集量から] 【c】	11,572	11,384	10,942	10,692	9,994	-6.5%
市搬入量合計(総ごみ量)[①収集量から] 【d】	111,549	109,156	107,600	109,902	111,369	1.3%
ごみ資源化率 (エコセメントを含み集団回収を含めない) 【(a+b)/d】	25.6%	25.2%	25.0%	24.5%	25.7%	4.9%
ごみ資源化率 (エコセメントを含めず集団回収を含む) 【(a+c)/(c+d)】	26.1%	25.8%	25.5%	24.8%	25.1%	1.2%
総資源化率 (エコセメントと集団回収を含む) 【(a+b+c)/(c+d)】	32.6%	32.3%	31.9%	31.2%	31.9%	2.0%

## (6) 搬出・保管・最終処分量

単位:t/年

年度		2016	2017	2018	2019	2020	前年度比	
資源搬出量(エコセメント化分を除く)		20,525	19,702	19,268	19,049	20,277	6.4%	
保管量 <sup>※1</sup>		60	109	134	121	140	15.7%	
焼却量		91,851	90,254	89,178	91,557	91,947	0.4%	
焼却減少量		82,987	81,563	80,597	83,039	82,706	-0.4%	
最終処分量	民間業者へ搬出	有害ごみ	-	-	-	-	-	
		炉鉄残さ(溶融)	3	7	3	8	5	-37.5%
		資源化不適物	0	0	0	0	0	-
		土砂・瓦礫	23	0	0	24	25	4.2%
		その他	0	0	0	0	0	-
		焼却灰(溶融)	20	59	78	59	59	0.0%
	小計		46	66	81	91	89	-2.2%
	東京たま広域資源循環組合へ搬出	焼却灰	5,906	5,744	5,663	5,782	6,043	4.5%
		焼却残さ	2,089	2,037	1,971	1,958	2,129	8.7%
		直接埋立量 <sup>※2</sup>	0	0	0	0	0	-
	小計		7,995	7,781	7,634	7,740	8,172	5.6%
	最終処分量の合計		8,041	7,847	7,715	7,831	8,261	5.5%
合計(固化用セメント量除く、保管量含む)		111,613	109,221	107,714	110,040	111,384	1.2%	

※1 プラスチック、土砂・瓦礫、有害ごみ(乾電池・蛍光灯)、炉鉄残さ、資源化不適物を保管している量

※2 汚泥・土砂・瓦礫・不燃物で直接埋め立てるもの(多摩清掃工場で処分している不燃残さのみ)

## (7) 最終処分先

単位:t/年

年度		2016	2017	2018	2019	2020	前年度比
町田市		0	0	0	0	0	-
東京たま広域資源循環組合	埋立量	0	0	0	0	0	-
	焼却灰・残さ	7,995	7,781	7,634	7,740	8,172	5.6%
	灰固化用セメント	19	16	12	4	4	0.0%
	エコセメント化量合計 <sup>※1</sup>	8,014	7,797	7,646	7,744	8,176	5.6%
	合計	8,014	7,797	7,646	7,744	8,176	5.6%

※1 東京たま広域資源循環組合のエコセメント化事業により資源化した焼却灰及び残さの量

## (8) 多摩ニュータウン環境組合への搬入量

単位:t/年

年度		2016	2017	2018	2019	2020	前年度比
多摩ニュータウン環境組合への搬入量	燃やせるごみ	1,920	2,229	2,156	2,189	2,203	0.6%
	(内事業系) <sup>※1</sup>	(774)	(1,053)	(979)	(987)	(964)	-2.3%
	燃やせないごみ	238	276	276	299	317	6.0%
合計		2,158	2,505	2,432	2,488	2,520	1.3%
多摩ニュータウン環境組合への搬入量(応援ごみ分)	燃やせるごみ	0	0	0	0	0	-
	燃やせないごみ	208	174	390	0	0	-
合計		208	174	390	0	0	-

※1 2016年度から事業系の燃やせるごみの一部も搬入



東京たま広域資源循環組合エコセメント化施設



多摩ニュータウン環境組合多摩清掃工場

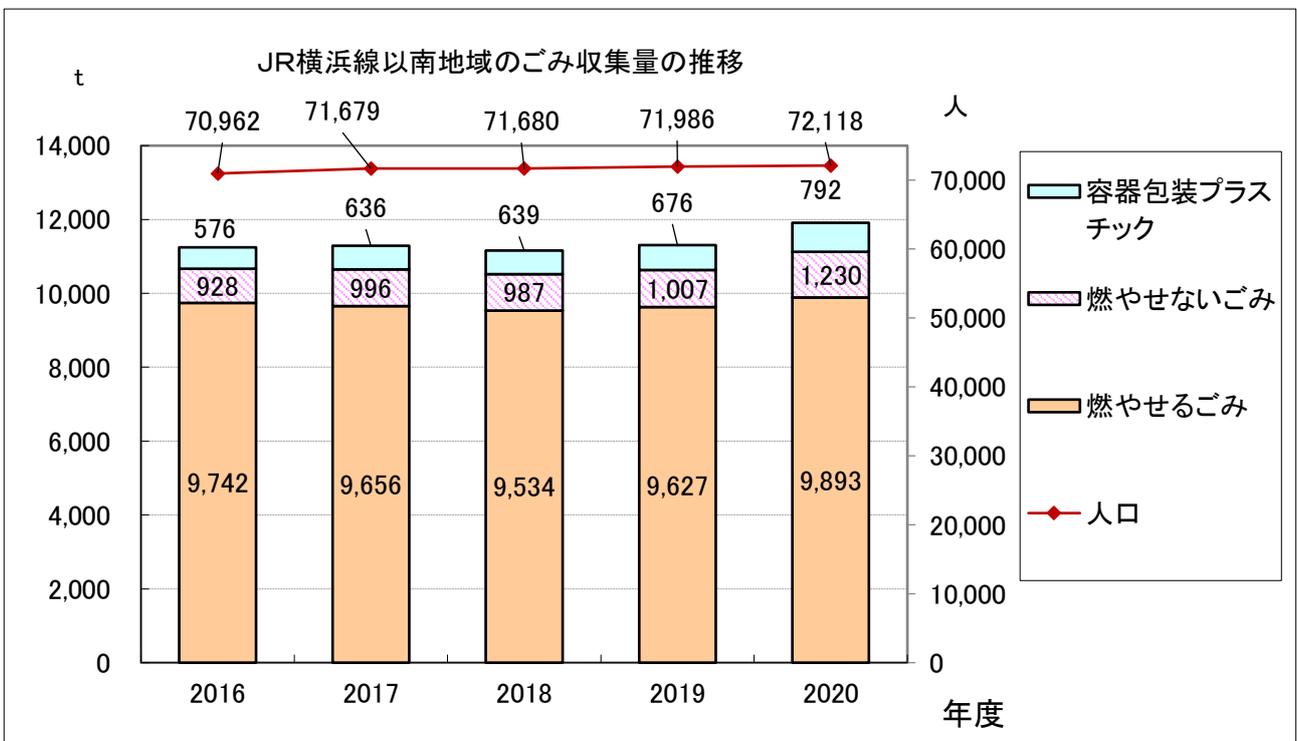
(9)リレーセンターみなみの処理状況

対象地域：JR 横浜線以南地域（小川、金森、金森東、つくし野、南つくし野、鶴間、南町田、成瀬が丘の  
 全域、原町田一丁目の一部）

① 収集量

単位：t/年

年度	2016	2017	2018	2019	2020	前年度比
人口(10月1日時点) 単位：人	70,962	71,679	71,680	71,986	72,118	0.2%
燃やせるごみ	9,742	9,656	9,534	9,627	9,893	2.8%
燃やせないごみ	928	996	987	1,007	1,230	22.1%
容器包装プラスチック	576	636	639	676	792	17.2%
合計	11,246	11,288	11,160	11,310	11,915	5.3%
収集量のうち資源化を行った割合	75%	65%	69%	60%	54%	-10.0%



②1人1日あたり ごみ・資源排出量

単位：g/人日

年度	2016	2017	2018	2019	2020	前年度比
人口(10月1日時点) 単位：人	70,962	71,679	71,680	71,986	72,118	0.2%
燃やせるごみ	375	369	364	365	376	3.0%
燃やせないごみ	36	38	38	38	47	23.7%
容器包装プラスチック	22	24	24	26	30	15.4%
合計	433	431	426	429	453	5.6%

#### 4. 燃やせるごみ・燃やせないごみ組成調査結果

(1) 町田市域全体(JR横浜線以南地域以外) 組成調査結果

■「燃やせるごみ」(1回目:2020年9月実施、2回目:2021年2月実施)

大分類		小分類		1回目 総重量	2回目 総重量	合計(kg)	組成比 (%)	組成比 (%)
1	生ごみ	1	生ごみ-肉類	0.70	1.67	2.37	0.18	34.22
		2	生ごみ-魚類	0.71	1.15	1.86	0.14	
		3	生ごみ-野菜類	16.38	45.99	62.37	4.70	
		4	生ごみ-その他	169.42	197.68	367.10	27.67	
		5	生ごみ(手付かず)-肉類	0.10	1.90	2.00	0.15	
		6	生ごみ(手付かず)-魚類	0.23	0.81	1.04	0.08	
		7	生ごみ(手付かず)-野菜類	2.11	0.91	3.02	0.23	
		8	生ごみ(手付かず)-その他	8.44	5.82	14.26	1.07	
2	紙類	9	資源化している紙類	53.59	37.72	91.31	6.88	14.08
		10	資源化できない紙類	37.35	46.83	84.18	6.34	
		11	アルミ蒸着の紙製飲料容器	2.28	2.42	4.70	0.35	
		12	紙カップ	2.56	4.10	6.66	0.50	
3	プラスチック	13	ペットボトル	1.26	2.03	3.29	0.25	20.02
		14	白色発泡トレイ	0.32	0.55	0.87	0.07	
		15	容器包装(軟質)	110.92	130.28	241.20	18.18	
		16	容器包装(硬質)	6.38	6.76	13.14	0.99	
		17	ペットボトルのキャップ	0.33	0.40	0.73	0.06	
		18	製品等プラスチック	2.36	3.89	6.25	0.47	
		19	ビデオテープ	0.00	0.00	0.00	0.00	
		20	インクカートリッジ	0.00	0.11	0.11	0.01	
4	木・草類	21	資源化している剪定枝	0.00	0.00	0.00	0.00	7.29
		22	資源化できない剪定枝	0.00	0.00	0.00	0.00	
		23	草、落ち葉、生け花	37.29	25.52	62.81	4.73	
		24	木製品・木片(可燃)	31.95	1.92	33.87	2.55	
		25	木製品・木片(不燃)	0.00	0.00	0.00	0.00	
5	繊維類	26	資源化している繊維類	4.73	15.24	19.97	1.51	5.55
		27	資源化できない繊維類	39.03	14.66	53.69	4.05	
6	ゴム類・皮革類	28	ゴム製品・皮革製品	1.45	2.85	4.30	0.32	0.32
7	小型家電製品	29	小型家電製品	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
8	金属類	30	カン	0.16	0.48	0.64	0.05	0.07
		31	家庭用金物類	0.28	0.05	0.33	0.02	
9	ガラス類	32	ビン	0.13	0.38	0.51	0.04	0.05
		33	資源化できないガラス類	0.00	0.00	0.00	0.00	
		34	ガラス食器	0.00	0.17	0.17	0.01	
10	陶磁器類	35	陶磁器類	0.00	0.34	0.34	0.03	0.03
11	有害ごみ	36	資源化している有害ごみ	1.00	0.02	1.02	0.08	0.08
12	その他	37	おむつ・衛生用品	99.39	107.50	206.89	15.59	16.61
		38	上記以外の燃やせるごみ	1.65	3.95	5.60	0.42	
		39	上記以外の燃やせないごみ	1.34	6.60	7.94	0.60	
13	粗大ごみ	40	粗大ごみ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
14	処理困難	41	市が処理できないごみ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
小計				633.84	670.70	1304.54	98.32	98.32

大分類		小分類		1回目 数量	2回目 数量	1回目 総重量	2回目 総重量	合計(kg)	組成比 (%)	組成比 (%)
15	排出容器	42	指定有料袋	223	238	7.90	11.27	19.17	1.44	1.68
		43	指定無料袋	32	20	1.06	2.11	3.17	0.24	
		44	ルール違反の袋・容器	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	
小計						8.96	13.38	22.34	1.68	1.68
合計						642.80	684.08	1326.88	100.00	100.00

■「燃やせないごみ」(1回目:2020年9月実施、2回目:2021年2月実施)

大分類		小分類		1回目 総重量	2回目 総重量	合計(kg)	組成比 (%)	組成比 (%)
1	生ごみ	1	生ごみ-肉類	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		2	生ごみ-魚類	0.00	0.00	0.00	0.00	
		3	生ごみ-野菜類	0.00	0.00	0.00	0.00	
		4	生ごみ-その他	0.00	0.00	0.00	0.00	
		5	生ごみ(手付かず)-肉類	0.00	0.00	0.00	0.00	
		6	生ごみ(手付かず)-魚類	0.00	0.00	0.00	0.00	
		7	生ごみ(手付かず)-野菜類	0.00	0.00	0.00	0.00	
		8	生ごみ(手付かず)-その他	0.00	0.00	0.00	0.00	
2	紙類	9	資源化している紙類	3.19	3.73	6.92	0.54	0.61
		10	資源化できない紙類	0.00	0.38	0.38	0.03	
		11	アルミ蒸着の紙製飲料容器	0.21	0.00	0.21	0.02	
		12	紙カップ	0.25	0.05	0.30	0.02	
3	プラスチック	13	ペットボトル	1.59	1.39	2.98	0.23	43.31
		14	白色発泡トレイ	0.04	0.26	0.30	0.02	
		15	容器包装(軟質)	54.52	42.72	97.24	7.63	
		16	容器包装(硬質)	61.45	45.76	107.21	8.41	
		17	ペットボトルのキャップ	0.49	0.57	1.06	0.08	
		18	製品等プラスチック	180.54	158.79	339.33	26.63	
		19	ビデオテープ	1.87	1.16	3.03	0.24	
		20	インクカートリッジ	0.52	0.26	0.78	0.06	
4	木・草類	21	資源化している剪定枝	0.00	0.00	0.00	0.00	2.45
		22	資源化できない剪定枝	0.00	0.00	0.00	0.00	
		23	草、落ち葉、生け花	0.20	0.00	0.20	0.02	
		24	木製品・木片(可燃)	12.08	18.91	30.99	2.43	
		25	木製品・木片(不燃)	0.00	0.00	0.00	0.00	
5	繊維類	26	資源化している繊維類	0.00	0.66	0.66	0.05	1.25
		27	資源化できない繊維類	12.01	3.20	15.21	1.19	
6	ゴム類・皮革類	28	ゴム製品・皮革製品	32.57	26.64	59.21	4.65	4.65
7	小型家電製品	29	小型家電製品	66.93	142.09	209.02	16.40	16.40
8	金属類	30	カン	7.79	3.02	10.81	0.85	15.37
		31	家庭用金物類	101.39	83.60	184.99	14.52	
9	ガラス類	32	ビン	18.34	16.02	34.36	2.70	6.14
		33	資源化できないガラス類	11.10	20.19	31.29	2.46	
		34	ガラス食器	5.10	7.44	12.54	0.98	
10	陶磁器類	35	陶磁器類	37.38	32.54	69.92	5.49	5.49
11	有害ごみ	36	資源化している有害ごみ	0.60	0.66	1.26	0.10	0.10
12	その他	37	おむつ・衛生用品	0.00	0.00	0.00	0.00	2.89
		38	上記以外の燃やせるごみ	3.60	1.45	5.05	0.40	
		39	上記以外の燃やせないごみ	22.74	9.10	31.84	2.50	
13	粗大ごみ	40	粗大ごみ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
14	処理困難	41	市が処理できないごみ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
小計				636.50	620.59	1257.09	98.65	98.65

大分類		小分類		1回目 数量	2回目 数量	1回目 総重量	2回目 総重量	合計(kg)	組成比 (%)	組成比 (%)
15	排出容器	42	指定有料袋	259	239	7.75	9.43	17.18	1.35	1.35
		43	指定無料袋	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	
		44	ルール違反の袋・容器	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	
小計						7.75	9.43	17.18	1.35	1.35
合計						644.25	630.02	1274.27	100.00	100.00

## (2) JR横浜線以南地域 組成調査結果

■「燃やせるごみ」(1回目:2020年9月実施、2回目:2021年1月実施)

大分類		小分類		1回目 総重量	2回目 総重量	合計(kg)	組成比 (%)	組成比 (%)
1	生ごみ	1	生ごみ-肉類	0.63	1.55	2.18	0.27	44.25
		2	生ごみ-魚類	2.24	2.11	4.35	0.53	
		3	生ごみ-野菜類	9.63	26.50	36.13	4.42	
		4	生ごみ-その他	137.07	164.20	301.27	36.86	
		5	生ごみ(手付かず)-肉類	0.40	0.81	1.21	0.15	
		6	生ごみ(手付かず)-魚類	0.20	0.20	0.40	0.05	
		7	生ごみ(手付かず)-野菜類	2.12	1.09	3.21	0.39	
		8	生ごみ(手付かず)-その他	5.82	7.17	12.99	1.59	
2	紙類	9	資源化している紙類	34.76	29.76	64.52	7.89	16.14
		10	資源化できない紙類	22.69	37.28	59.97	7.34	
		11	アルミ蒸着の紙製飲料容器	1.44	1.31	2.75	0.34	
		12	紙カップ	2.35	2.32	4.67	0.57	
3	プラスチック	13	ペットボトル	1.66	2.52	4.18	0.51	10.78
		14	白色発泡トレイ	0.11	0.13	0.24	0.03	
		15	容器包装(軟質)	33.72	41.50	75.22	9.20	
		16	容器包装(硬質)	1.05	1.41	2.46	0.30	
		17	ペットボトルのキャップ	0.06	0.15	0.21	0.03	
		18	製品等プラスチック	3.48	2.32	5.80	0.71	
		19	ビデオテープ	0.00	0.00	0.00	0.00	
		20	インクカートリッジ	0.00	0.00	0.00	0.00	
4	木・草類	21	資源化している剪定枝	0.00	0.00	0.00	0.00	3.62
		22	資源化できない剪定枝	0.00	0.00	0.00	0.00	
		23	草、落ち葉、生け花	13.04	6.36	19.40	2.37	
		24	木製品・木片(可燃)	8.13	2.09	10.22	1.25	
		25	木製品・木片(不燃)	0.00	0.00	0.00	0.00	
5	繊維類	26	資源化している繊維類	8.72	0.96	9.68	1.18	4.48
		27	資源化できない繊維類	15.59	11.37	26.96	3.30	
6	ゴム類・皮革類	28	ゴム製品・皮革製品	7.08	3.60	10.68	1.31	1.31
7	小型家電製品	29	小型家電製品	1.17	0.00	1.17	0.14	0.14
8	金属類	30	カン	0.84	0.31	1.15	0.14	0.16
		31	家庭用金物類	0.07	0.08	0.15	0.02	
9	ガラス類	32	ビン	0.08	0.10	0.18	0.02	0.02
		33	資源化できないガラス類	0.00	0.00	0.00	0.00	
		34	ガラス食器	0.00	0.00	0.00	0.00	
10	陶磁器類	35	陶磁器類	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
11	有害ごみ	36	資源化している有害ごみ	1.06	0.00	1.06	0.13	0.13
12	その他	37	おむつ・衛生用品	79.19	59.73	138.92	16.99	18.02
		38	上記以外の燃やせるごみ	2.92	1.14	4.06	0.50	
		39	上記以外の燃やせないごみ	0.00	4.29	4.29	0.52	
13	粗大ごみ	40	粗大ごみ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
14	処理困難	41	市が処理できないごみ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
小計				397.32	412.36	809.68	99.05	99.05

大分類		小分類		1回目 数量	2回目 数量	1回目 総重量	2回目 総重量	合計(kg)	組成比 (%)	組成比 (%)
15	排出容器	42	指定有料袋	128	170	3.59	3.29	6.88	0.84	0.95
		43	指定無料袋	21	21	0.51	0.37	0.88	0.11	
		44	ルール違反の袋・容器	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	
小計						4.10	3.66	7.76	0.95	0.95
合計						401.42	416.02	817.44	100.00	100.00

■「燃やせないごみ」(1回目:2020年9月実施、2回目:2021年1月実施)

大分類		小分類		1回目 総重量	2回目 総重量	合計(kg)	組成比 (%)	組成比 (%)
1	生ごみ	1	生ごみ-肉類	0.00	0.00	0.00	0.00	0.05
		2	生ごみ-魚類	0.00	0.00	0.00	0.00	
		3	生ごみ-野菜類	0.00	0.00	0.00	0.00	
		4	生ごみ-その他	0.00	0.00	0.00	0.00	
		5	生ごみ(手付かず)-肉類	0.00	0.00	0.00	0.00	
		6	生ごみ(手付かず)-魚類	0.00	0.40	0.40	0.05	
		7	生ごみ(手付かず)-野菜類	0.00	0.00	0.00	0.00	
		8	生ごみ(手付かず)-その他	0.00	0.03	0.03	0.00	
2	紙類	9	資源化している紙類	4.20	2.25	6.45	0.81	0.84
		10	資源化できない紙類	0.00	0.16	0.16	0.02	
		11	アルミ蒸着の紙製飲料容器	0.00	0.00	0.00	0.00	
		12	紙カップ	0.00	0.08	0.08	0.01	
3	プラスチック	13	ペットボトル	0.67	0.59	1.26	0.16	36.83
		14	白色発泡トレイ	0.00	0.02	0.02	0.00	
		15	容器包装(軟質)	8.81	7.26	16.07	2.02	
		16	容器包装(硬質)	19.40	14.52	33.92	4.27	
		17	ペットボトルのキャップ	0.27	0.17	0.44	0.06	
		18	製品等プラスチック	120.23	112.57	232.80	29.34	
		19	ビデオテープ	4.38	3.05	7.43	0.94	
		20	インクカートリッジ	0.00	0.32	0.32	0.04	
4	木・草類	21	資源化している剪定枝	0.00	0.00	0.00	0.00	3.80
		22	資源化できない剪定枝	0.00	0.00	0.00	0.00	
		23	草、落ち葉、生け花	2.00	0.00	2.00	0.25	
		24	木製品・木片(可燃)	22.76	5.41	28.17	3.55	
		25	木製品・木片(不燃)	0.00	0.00	0.00	0.00	
5	繊維類	26	資源化している繊維類	5.00	0.00	5.00	0.63	2.23
		27	資源化できない繊維類	10.64	2.06	12.70	1.60	
6	ゴム類・皮革類	28	ゴム製品・皮革製品	17.60	15.09	32.69	4.12	4.12
7	小型家電製品	29	小型家電製品	67.63	79.90	147.53	18.59	18.59
8	金属類	30	カン	2.60	2.88	5.48	0.69	19.29
		31	家庭用金物類	82.67	64.94	147.61	18.60	
9	ガラス類	32	ビン	4.42	2.82	7.24	0.91	3.58
		33	資源化できないガラス類	9.52	3.33	12.85	1.62	
		34	ガラス食器	4.98	3.37	8.35	1.05	
10	陶磁器類	35	陶磁器類	40.41	19.87	60.28	7.60	7.60
11	有害ごみ	36	資源化している有害ごみ	1.05	0.65	1.70	0.21	0.21
12	その他	37	おむつ・衛生用品	0.00	0.32	0.32	0.04	1.84
		38	上記以外の燃やせるごみ	0.81	0.00	0.81	0.10	
		39	上記以外の燃やせないごみ	11.17	2.34	13.51	1.70	
13	粗大ごみ	40	粗大ごみ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
14	処理困難	41	市が処理できないごみ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
小計				441.22	344.40	785.62	99.00	99.00

大分類		小分類		1回目 数量	2回目 数量	1回目 総重量	2回目 総重量	合計(kg)	組成比 (%)	組成比 (%)
15	排出容器	42	指定有料袋	139	129	5.14	2.83	7.97	1.00	1.00
		43	指定無料袋	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	
		44	ルール違反の袋・容器	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	
小計						5.14	2.83	7.97	1.00	1.00
合計						446.36	347.23	793.59	100.00	100.00

## 5. 適正排出への取組等

### (1) 資源とごみの出し方ガイド

転入者へ町田市のごみの出し方や分別方法を知っていただくことを目的に毎年4月に発行し、転入手続きをされた方に窓口で配布しています。

その他、希望者には市庁舎受付、環境政策課、リサイクル文化センター、市民センター、コミュニティセンター、駅前連絡所でお渡ししています。

また、データを市ホームページで公開しています。



### (2) 資源とごみの収集カレンダー

資源とごみの収集日や出し方をお知らせすることを目的に、10月から翌年9月までの収集カレンダーを作成しています。1日ごとに収集品目をイラストで記しており、品目ごとの出し方の説明も付いています。

毎年9月に全戸にポスティングで配布しており、転入者には転入手続きの際にお渡ししています。



### (3) 防護ネット貸与

アパートやマンションの集積所等のカラス対策などのために、防護ネットの貸出を行っています。貸出期間は5年間で無償です。

年度	2016	2017	2018	2019	2020
申請件数	176	97	116	132	171

### (4) 動物死体引取

動物の死体を引き取り、動物霊園へ引き渡しています。

( )→ためき 単位:匹

年度	2016	2017	2018	2019	2020
犬	246	228	202	211	187
飼主あり	240	222	198	210	181
飼主なし	6	6	4	1	6
猫	782	718	624	615	520
飼主あり	261	275	233	228	198
飼主なし	521	443	391	387	322
他	862	881	969	1,004	1,034
飼主あり	79	82	88	99	86
飼主なし	783(200)	799(226)	881(257)	905(278)	948(280)
合計	1,890	1,827	1,795	1,830	1,741
飼主あり	580	579	519	537	465
飼主なし	1,310(200)	1,248(226)	1,276(257)	1,293(278)	1,276(280)

### (5) 不法投棄対策

市内での不法投棄を防止するため、市民への啓発用看板の貸出や夜間パトロール、不法投棄防犯監視カメラを活用した抑止活動を行っています。また、不法投棄された廃棄物の回収・処理を行っています。

年度	2016	2017	2018	2019	2020
啓発用看板貸出件数	60	79	95	92	118
不法投棄回収・処理件数	12	29	33	35	23

## (6) 資源物持ち去り対策

資源物の持ち去り行為を防止・抑止するため、所管警察署の協力を得て、市民団体と協働で持ち去り防止活動を行っています。また、職員によるパトロールも行っていきます。

年度	2016	2017	2018	2019	2020
協定締結団体数	4	5	6	6	5
持ち去り通報件数	54	36	30	40	26
持ち去り目撃回数	56	76	157	96	94
持ち去りパトロール回数	219	225	268	239	214

## (7) 事業者への周知・啓発等

事業系一般廃棄物の適正排出や減量を推進するため、市内の排出事業者及び一般廃棄物処理業許可業者向けの説明会や戸別訪問による啓発・指導を行っています。また、事業者向けに「事業系廃棄物適正処理ルールブック」を作成し、配布しています。

年度	2016	2017	2018	2019	2020
訪問指導件数	311	315	258	236	165

※ 2020年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一部を電話での指導に切り替えたことにより、電話での指導件数を含めています。

## (8) 家庭系臨時多量ごみ

核家族化の進展により高齢者のみの世帯が増加したことで、生前整理・遺品整理等の際の一時的な多量のごみ（臨時多量ごみ）が発生しており、処分に当たっては、無許可で家庭ごみを回収する不用品回収業者による料金トラブルなどが問題となっていました。

町田市では2018年10月から、ごみの適正処理を推進するため、町田市が許可を与えた事業者を紹介することで、許可業者による家庭系臨時ごみの整理・分別・収集運搬を行っています。

年度	2018	2019	2020
受付件数	58	261	206
搬入量(トン)	26.7	125.8	164.1

## (9) ふれあい収集

自宅前・ごみ集積所等の指定された場所に、ごみ及び資源物を出すことが困難な高齢者世帯等に対して、高齢者等訪問収集事業を実施することにより、高齢者世帯等の在宅での生活を支援することを目的としています。また、収集時に安否確認を行うことで、見守りのネットワークに加わっており、利用者の異変に気付く役割も担っています。

2009年8月に要綱化された際の利用者数は149名でしたが、2020年度末の利用者数は426名となり、当初の人数から2倍以上の方がこの事業を利用しています。

年度	2016	2017	2018	2019	2020
利用者数	331	351	366	396	426

## 6. ごみ処理事業を補完する制度

### (1) 一般廃棄物処理業許可について

一般廃棄物の処理について統括的処理責任を持つ市町村において処理を行うことが不可能な範囲に限り、法令の基準を満たした事業者に許可を与えて処理(収集運搬・処分)を行うものです。

現状、既存の許可業者において適正処理が可能であることから、新規許可は原則実施していません。

2020年度は、許可業者のコンプライアンス強化を図る取組として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関連法令への理解を深めるための法令講習会を実施しました。

#### ■ 許可の種類

一般廃棄物処理業の許可については、収集・運搬を業とする場合と処分を業とする場合と区別されており、町田市では、収集・運搬許可、収集・運搬(保管・積替え)許可、中間処分許可を出しています。

また、町田市は、品目ごとに限定した許可を与えています。

事業系 許可品目
紙くず、 <small>ちゅうかいらい</small> 厨芥類、木くず、繊維くず、剪定枝、畳、ディスプレイ汚泥、し尿、浄化槽等汚泥、医療廃棄物、実験動物等の動物死体及び付随汚物、道路・公園ごみ

家庭系 許可品目
浄化槽等汚泥、特定家庭用機器廃棄物、家庭系臨時ごみ

#### ■ 一般廃棄物処理業許可業者件数 (2020年度末時点)

収集運搬業許可	64 業者
収集運搬業(積替え保管含む)許可	2 業者
中間処分業許可	1 業者
合計	67 業者

### (2) 少量排出事業者登録について

事業活動から出たごみは自己処理が原則です。そのため、事業系一般廃棄物は、町田リサイクル文化センターへの直接持ち込み、または契約した収集運搬許可業者への処理の委託が基本的な自己処理方法となります。

しかし、事業系一般廃棄物が少量の事業所については、規定量の範囲内(1回の排出量が事業系ごみ専用袋2袋以内)であれば、市に申請を行い事前登録の上、事業系ごみ専用の指定収集袋を使用して、市の収集を利用できる制度です。

年度	2016	2017	2018	2019	2020	登録済件数
新規登録件数	93	69	104	88	77	2,418

## 7. 新たなごみの資源化施設

町田市では、1982年に現在の町田リサイクル文化センターが稼働し、ごみ処理を進めてきましたが、40年近くが経過し老朽化が進み、新たな施設の整備が喫緊の課題となっています。

そこで、2017年7月、町田リサイクル文化センター敷地内に新たな熱回収施設等（焼却施設、バイオガス化施設、不燃・粗大ごみ処理施設）の建設に着手しました。新施設は、2021年度稼働を予定しています。

また、資源ごみ処理施設については、相原地区は2025年度、上小山田地区は2027年度を稼働目標とし、市民協働で整備を進めています。

### (1) 町田市ごみの資源化施設地区連絡会の設置

市民協働で新たなごみの資源化施設を整備するため、町田リサイクル文化センター周辺地区及び相原地区は2013年10月、上小山田地区は2015年10月に「町田市ごみの資源化施設地区連絡会」を設置しました。主に施設の整備及び管理運営について検討を行っています。

#### ■町田リサイクル文化センター周辺地区連絡会の開催状況

開催日	主な内容(協議事項、報告事項等)
第24回 (2020年8月21日) ※書面による開催	・地区連絡会及び工事等のスケジュールについて ・整備工事進捗等について ・運営協議会の設置に関する所掌事項、組織等の記載事項(案)について ・専門委員会の設置に関する所掌事項、組織等の記載事項(案)について ・建築外壁色彩について
第25回 (2021年2月15日) ※書面による開催	・地区連絡会及び工事等のスケジュールについて ・運営協議会の設置に関する所掌事項、組織等の記載事項(案)について ・専門委員会の設置に関する所掌事項、組織等の記載事項(案)について

#### ■相原地区資源ごみ処理施設連絡会の開催状況

※2021年2月の開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染防止の観点から開催を中止しました。

#### ■上小山田地区資源ごみ処理施設連絡会の開催状況

※2021年2月の開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染防止の観点から開催を中止しました。

(2) 熱回収施設等(焼却施設、バイオガス化施設、不燃・粗大ごみ処理施設)の整備

2020年度は地上躯体工事が完了し、プラント機器の製作、据付工事を進めました。

■事業概要

事業名	町田市熱回収施設等(仮称)整備運営事業
施設名称	町田市バイオエネルギーセンター
建設地	町田市下小山田町 3160 番地外(町田リサイクル文化センター敷地内)
面積	敷地面積 : 約 77,000 m <sup>2</sup> 延床面積 : 工場棟 約 17,000 m <sup>2</sup> 、管理棟 約 5,600 m <sup>2</sup>
事業方式	DBO方式(公設民営)
業務概要	施設整備業務 : 設計・建設・解体(現在の施設) (2016年12月22日から2024年6月30日まで) 施設運営業務 : 運営管理・維持管理(2022年1月~約20年)
施設概要	熱回収施設(焼却施設): ストーカ方式 258t/日(129t/日×2炉) バイオガス化施設: 乾式高温メタン発酵 50t/日 不燃・粗大ごみ処理施設: 機械選別・手選別 47t/5h

■スケジュール

		(年度)									
		2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	~2040
熱回収施設等	★	設計		施設整備工事			稼働		運営		
	契約	造成工事					既存工場棟解体工事等				
		旧管理棟等 解体工事									



町田市バイオエネルギーセンター完成イメージ

■東京都環境影響評価条例に基づく環境影響評価(環境アセスメント)の実施

熱回収施設等の建設地である町田リサイクル文化センター内において、2014年1月から「環境影響評価」の手続きを進めています。

環境影響評価とは、新たな施設を整備することによる周辺環境への影響について、事前に調査・予測・評価を行い、それらを踏まえて環境保全のための措置を行い、より良い施設を整備する制度です。

2020年度 環境影響評価の手続き

- ・事後調査計画書に基づき大気汚染、騒音・振動、生物・生態系等を調査
- ・事後調査報告書提出



2017年7月【工事前】



2021年3月【工事中】

### (3) 資源ごみ処理施設(相原地区、上小山田地区)の整備

2020年度は施設整備に向けた検討や、関係者等と連絡・調整を行いました。  
また、相原地区資源ごみ処理施設の整備に向けた用地測量が終了しました。

### (4) ごみ資源化施設建設 NEWS の発行

2012年11月に、新たなごみの資源化施設についての情報を分かりやすくお伝えするため、「ごみ資源化施設建設 NEWS」を創刊しました。施設の詳しい内容や地区連絡会の活動についての情報を発信しています。

発行年月日	発行号	掲載記事の概要
2020年11月22日	Vol.28	<ul style="list-style-type: none"><li>・熱回収施設等施設整備情報 ～高さ100m！煙突の外筒が完成しました！～</li><li>・ごみ焼却設備を見てみよう！</li><li>・町田リサイクル文化センター周辺地区連絡会について</li></ul>
2021年2月17日	Vol.29	<ul style="list-style-type: none"><li>・熱回収施設等施設整備工事情報 ～町田市バイオエネルギーセンターの玄関口をご紹介します！～</li><li>・あの太い煙突の中はどうなっているの？</li><li>・施設整備全体スケジュール</li></ul>

## 第3章 リデュース(発生抑制)推進事業

### 1. 資源とごみの出前講座

環境問題やごみ減量について理解を深め、ごみ減量を実践してもらう事を目的に実施しています。3R推進課の職員が地域や学校等へ出かけ、ごみ減量の方法やごみ収集の仕組み、清掃工場でのごみ処理の仕組みなどをお話ししています。

2020年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、少人数で複数回に分割した実施、リモート開催等の実施方法としました。

参加数	対象	町内会・自治会・ 市民団体など	市内幼保・小学校・ 学童保育クラブなど	合計
実施回数		4	62	66
参加(人)		136	5,523	5,659

### 2. 施設見学・視察の受け入れ

清掃関連施設の見学・視察を通じて、市の清掃事業に対する理解を深めてもらう事を目的に実施しています。清掃工場をはじめ、リレーセンターみなみ、剪定枝資源化センター等の見学に対応しています。また、他自治体の議員、職員からの視察では、要望にあわせて、ごみ減量施策、計画策定や審議会運営などについての説明も行っています。

2020年度は、他自治体の議員、職員等8団体の視察を受け入れました。なお、清掃工場の見学については、建て替え工事に伴い、2017年度以降中止しています。

### 3. ごみ減量サポーター(廃棄物減量等推進員)

ごみ減量サポーターとは、地域に密着し、ごみの減量と資源化への取組を推進していく「ごみ減量の市民リーダー」です。市民と行政が協働して、ごみの減量と資源化を推進していく事を目的としています。町内会・自治会の推薦により市長の委嘱を受けたごみ減量サポーターは、それぞれの地域で活動を行い、市はこれらの活動を支援しています。

- ・ 任期 2年(中途の変更も可能)
- ・ 推進員の人数 2020年度委嘱数 203名  
(町内会・自治会単位で1,000世帯まで1名、2,000世帯まで2名)
- ・ 活動実績 「資源とごみ」に関するチラシの回覧等の地域内での情報共有、「資源とごみの出前講座」の実施、イベントやお祭りでの分別ステーションの設置やリユース食器の利用、地域リサイクル広場の開催・運営等

### 4. 広報紙の発行等による情報発信

#### (1) 環境広報紙「ECOまちだ」

環境に良い行動のヒントになる取組や情報をお知らせし、日常生活でエコライフを実践していただく事を目的に発行しています。ごみの減量や資源化の取組の紹介をはじめ、節電や環境保全のことなど、環境に関する様々な情報を発信しています。

2020年度は3回(春・秋・冬)発行しました。

#### (2) ごみ情報紙「ごみナクナ〜レ」

市民や市民団体、事業者の取組を中心にごみに関する情報をお知らせし、ごみの減量と資源化を楽しみながら取り組んでもらえる事を目的に発行しています。ごみナクナーレという名称には、環

境先進都市をめざす町田市の「ごみゼロ」への願いが込められています。

2020年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、市民や市民団体、事業者の取組を取材することが困難な状況となりましたが、市のごみ減量に関する取組も含めた紙面とし、予定通り2回（第21号、第22号）発行しました。

### (3) 町田市公式SNS「ごみナクナ〜レ」

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、従来通りの啓発が行えない中、市民がごみの減量と資源化に取り組むきっかけとなるような話題を、TwitterやInstagramといったSNSを用いて情報発信しました。

2020年度は、食品ロスを出さない野菜の切り方、「お片付け de さんあーる」など、ごみ発生抑制の身近な話題を中心に、Twitterでは66回、Instagramでは40回、投稿しました。

### (4) ハスのんSNS

町田市のエコキャラクター「ハスのん」は、SNSで、市民の方に環境を身近に感じてもらえるような内容を情報発信しています。2020年度は、TwitterとInstagramに合わせて112回投稿し、フォロワー数は計649人まで増えました。

### (5) 動画配信「さんあーるチャンネル」(YouTube)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、従来通りの啓発が行えない中、市民にごみについて身近に感じてもらい、ごみの減量と資源化に取り組むきっかけとなるような話題を動画にして、YouTubeを用いて発信しました。

2020年度は、幼稚園・保育園の出前講座でおなじみのオリジナルソング「ごみ収集のうた」、ごみ出しする際によくやってしまうルール間違い「ごみあるある」といった身近な話題を中心に、9本の動画を作成して公開しました。

## 5. 食品ロス削減に向けた取組

食品ロスによる生ごみの減量を図る事を目的に、事業者や市民にPR活動を行っています。

2020年度は、以下の取組を実施しました。

### (1) まちだ☆おいしい食べきり協力店の認定

小盛メニューの設定、食べ残し削減の呼びかけ、ポスター掲示等による啓発活動など、食品ロス削減、その他生ごみの発生抑制等に取り組む飲食店・食品販売店等を「まちだ☆おいしい食べきり協力店」に認定し、登録しています。

登録した協力店を市ホームページや広報紙で紹介しています。

2020年度末現在の登録店舗は、6店舗です。

### (2) まちだ☆おいしい食べきりキャンペーンの実施

忘年会や新年会など、宴会の機会が多い年末年始に、出された料理を残さずに食べきる行動を啓発する「まちだ☆おいしい食べきりキャンペーン」を実施しています。

2020年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、外食の機会が減ることが想定されたことから、家庭での食べきりの周知にターゲットを切り替えて、町田商工会議所・町田市商店会連合会・東京町田食品衛生協会、町田市観光コンベンション協会等と協働し、各商店会などに啓発ポスターを配付し、周知を図りました。また、神奈川中央交通町田営業所のバス124台の車内に啓発ポスターを掲示し、周知を図りました。

### (3) 食品ロス削減月間における取組

新たに施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」で定められた食品ロス削減月間(10月)に合わせ、食品ロス削減啓発ポスターを作成しています。リサイクル推進店(スーパー等の小売店)、公共施設、コンビニエンスストア等に配付し、周知を図っています。併せて、賞味期限と消費期限の違いを正しく理解してもらうとともに、消費期限の迫った見切り品を積極的に購入してもらう「今が食べごろめしあがれキャンペーン」を実施しています。

2020年度は、リサイクル推進店47店、コンビニエンスストア5社にポスターを送付し、リサイクル推進店5店でキャンペーンを実施しました。

### (4) 食品衛生講習会でのPR

町田市保健所が主催する食品衛生講習会に参加し、事業系廃棄物の出し方のPRや食品ロス削減の啓発を行うとともに、食品ロス削減啓発ポスターを配付し、周知を図っています。

2020年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、食品衛生講習会が開催されなかったため、営業許可更新に保健所に来所された方へポスターを配布しました。

### (5) 使い切り料理教室の実施

食材を使い切つてごみを出さない料理をすることを目的として、「使い切り料理教室」を開催しています。

2020年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止しました。

## 6. マイボトルに関する啓発活動

ペットボトル等の使い捨て容器に係るごみの発生抑制を図る事を目的にマイボトル(水筒等)の利用を促進する事業です。

### (1) マイボトルOK店の認定

お客様が持参するマイボトルに飲み物を提供することができる店舗をマイボトルOK店として認定し、登録しています。

2020年度末現在の登録店舗は、31店舗です。

### (2) マイボトルキャンペーン

ペットボトルや紙コップなどの使い捨て容器を使わず、繰り返し使える環境に優しいマイボトルの推進、普及を行っています。

2020年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止しました。

## 7. 市民対象の施設見学会

### (1) リサイクル施設見学ツアー

市民の方が、資源の大切さや環境問題について見聞を広め、日々の活動や生活に役立てていただく事を目的に、首都圏の先進的な資源とごみの関連施設を見学するツアーを開催しています。

2020年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止しました。

### (2) 三多摩は一つなり交流事業

ごみを排出する側の町田市民と、最終処分場がある日の出町民との相互理解を深め、一般廃棄物広域処分事業をスムーズに行う事を目的に行っている事業です。

ごみの行方について知っていただき、ごみ処理についての理解を深めてもらうため、最終処分場見学会を年2回実施しています。

2020年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止しました。

## 8. ごみ減量に関する町田市主催のイベント

市では、環境問題やごみ減量について理解を深め、ごみ減量を実践してもらう事を目的にイベントを実施しています。

2020年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、(1)から(5)のイベントは中止しました。

### (1) 町田エコフェスタの開催支援

ごみだけではない広い観点で環境を捉え、環境に関する啓発を目的としてエコフェスタ実行委員会が主催し、市が協力しているイベントです。

### (2) さんあーる広場

「日々の暮らしの中にある3R」について気付いてもらい、3Rを身近なものとして意識してもらう事でごみ減量の啓発を行い、ごみ減量の普及を図るために市が主催しているイベントです。

### (3) 夏休みわくわくエコ体験

子ども達に気づきの場を提供することで、3R意識の普及促進や物を大切に作る姿勢を育む事を目的に実施しています。「ハチドリ教室」※を通じて各々が「自分にもできること」を考えたり、「分別ゲーム」や「工作体験」でごみを分別することで資源として生まれ変わることを体験しながら学びます。

※「ハチドリ教室」…南米に伝わる民話「ハチドリのひとしずく」という紙芝居をもとに、現在から未来に向けての地球環境保全のために、今すぐ一人ひとりができることを共に考える活動で、市民団体が実施。

### (4) リサイクルガラス砂絵教室

一度しか使えないワンウェイビン（ワインのビン等）のリサイクルを学ぶ「環境学習」の一環として、研磨された安全なリサイクルガラス砂を使用した「砂絵教室」を開催しています。

### (5) 生ごみ水切りキャンペーン

生ごみの水切りを習慣づけていただき、悪臭防止やごみの減量を実現し、環境への負荷を軽減するために、生ごみが軽くなる事を実感できる疑似体験のイベントを実施しています。

### (6) ごみ袋サイズダウンチャレンジ

ごみの適切な分別を推進する事を目的として、ごみの分別により使用のごみ袋のサイズダウンが可能となることをゲーム形式で体験してもらうものです。ごみの現状や各種制度の紹介などを行っています。

2020年度は、子どもセンターばお分館 WAAA0 で実施しました。

### (7) 各種イベントへの参加

3R意識の普及促進を図るため、市内で開催される様々なイベント等に出展し、ゲーム等を通じて3Rについて楽しく学んでいただいています。

2020年度は、まちだサステナビリティフェス※<sup>1</sup>、Future Park Lab※<sup>2</sup>に出展し、延べ約600名の参加がありました。

※<sup>1</sup>「まちだサステナビリティフェス」…町田マルイと市が連携し「持続可能性」をテーマに市の様々な分野の取組をPRしたイベント

※<sup>2</sup>「Future Park Lab」…芹が谷公園の将来の姿を想像（創造）する公園活用実証実験

## (8)エコバッグ利用促進キャンペーン

レジ袋の原料となる原油の節約やレジ袋利用に伴うごみの削減のため、繰り返し利用できるエコバッグの利用促進を図っています。

2020年度は、7月のレジ袋有料義務化に合わせ、エコバッグの利用の促進を周知するポスターをリサイクル推進店、公共施設70か所、市内のコンビニエンスストア5社に配付し、周知を図りました。



3R推進キャラクター  
エコバッグちゃんファミリー

## 9. FC町田ゼルビアとのごみ減量意識の普及PR

地域密着型のサッカークラブを目指し、地域貢献活動に取り組んでいるFC町田ゼルビアと環境の保全、回復及び創造に向けた協力協定を締結しています。

2018年度から2020年度まで、市のごみ収集車にマスコットキャラクター「ゼルビー」を使用したステッカーを貼り、「ごみとして処理する量を40%減らす」PRを行ってきました。



## 10. 事業系ごみ減量及び適正排出の取組

事業系ごみの減量及び適正排出を図るため、大規模事業所（事業用延べ床面積が3,000㎡以上の事業用建築物）に対して、2020年度は、以下の取組を実施しました。

- ・廃棄物管理責任者の選任と再利用計画書提出の義務付け（対象：269事業所）
- ・おおむね5年に1度の定期指導（55件）
  - ※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ほとんどの事業所について、立入検査ではなく電話による指導を行いました。
- ・新任廃棄物管理責任者向けの説明会の実施（7名参加）

## 11. まちだ3R賞

まちだ3R賞は事業所から出るごみの減量をすすめる方策のひとつとして、発生抑制、再利用、再生利用に積極的・組織的に取り組んでいる事業所を表彰する制度です。2018年度に開始し、2020年度に3回目を迎えました。

2020年度は、日本生命町田ビルの所有者である日本生命保険相互会社が受賞しました。受賞理由は以下のとおりです。

- ・管理会社がビル内のテナントに協力を求めて分別を徹底したこと。
- ・各テナントから排出されたごみについて、担当者が再度確認し、分別が不十分だった場合はテナントに注意を呼びかけたこと。
- ・これらの取り組みの結果として、「2年間にわたって排出量が減少した」「2年間にわたって資源化率が上昇した」「2年間にわたって資源化率が80%以上だった」こと。

年度	受賞対象事業所
2018	東京建物町田ビル
2019	東京建物町田ビル
2020	日本生命町田ビル

## 第4章 リユース(再使用)推進事業

### 1. イベントごみ減量支援

夏まつりなどのイベント参加者へのごみ減量・資源化意識の普及を目指し、イベントの主催者に対して、リユース食器等の斡旋や分別ステーションの貸し出しを行っています。

2020年度は、この制度を利用した市内5つのイベントに、延べ970名が参加し、1,521個のリユース食器を使用していただきました。

### 2. 粗大ごみの再生販売

粗大ごみの中には、まだ十分使用できるものが数多くあります。資源の有効活用とごみの減量を図る事を目的に、一般財団法人まちだエコライフ推進公社と協定を締結し、収集した粗大ごみの一部を同公社が修理・再生し、展示販売を行っています。

2020年度は、4,500点、約53tの粗大ごみを再生販売しました。

### 3. 子ども用品のリユース

各家庭で不要となったが、まだ使える子ども用品を回収し、必要な方へ無料で配布する事業です。「ものを大切にすること」や「リユース品の活用」など、ごみを出さないライフスタイルを提案するために実施しています。

各地域の子どもセンターや市庁舎で「回収会」と「配布会」を開催し、ベビーカー、ベビーベッド、衣料品などを回収のうえ、必要な方へ譲り渡しを行っています。

2020年度は、「回収会」を5回、「配布会」を5回実施しており、1,457kgの子ども用品を回収し、1,408kgをリユース品として提供しました。

### 4. その他のリユースの取組

#### (1) くるくるコーナー(リサイクル広場)

リサイクル広場(第5章参照)に持ち込まれた陶磁器・ガラス食器のうち、まだ使用できるものをリユース品として提供しています。

2020年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、くるくるコーナーの設置を中止しました。

#### (2) おもちゃ病院

子どもたちの物を大切にすることを育むことなどを目的として、壊れたおもちゃを無料で治療(修理)する事業です。ボランティア団体「おもちゃ病院まちだ」と協力協定を締結し、ころころ児童館(玉川学園)や子どもセンターつるっこ(鶴川)、その他のイベントで「おもちゃ病院」が開院(開催)されています。

2020年度は、29回の開催で509件の治療(修理)を行いました。

## 第5章 リサイクル(再生利用)推進事業

### 1. 生ごみ自家処理の普及促進の取組

家庭から排出される生ごみの発生抑制を推進する事を目的に、生ごみ処理機の普及を促進する事業を行っています。

#### (1) 生ごみ処理機等購入費補助制度

家庭用生ごみ処理機等を購入した市民に補助金を交付しています。補助金額は、購入金額の4分の3(上限20,000円)です。

2020年度は、244件の申請に対し、4,019,500円の補助を行いました。

#### (2) ダンボールコンポストの普及

ダンボールを使い生ごみを手軽に処理できる、ダンボールコンポストの普及に取り組んでいます。

2020年度は、恵泉女学園大学と協働して、ダンボールコンポスト講習会を10回、フォローアップ講習会を5回開催し、84世帯にダンボールコンポストの普及を図りました。

#### (3) 生ごみ処理機の貸出制度

マンションの管理組合や自治会を対象に大型生ごみ処理機を貸与しています。市はリース料・電気料金・保守点検費・工事費・保険料を負担します。貸与された団体は、日常の管理と一次生成物(たい肥のもと)の自己消費を行います。

2020年度は新規に1台設置し、市内に設置している大型生ごみ処理機は計70台です。

### 2. 地域資源回収

町内会・自治会、子ども会、老人会などの地域の団体が自主的に行っている資源回収です。市は登録(実施)団体に対して、回収量に応じた奨励金を交付するとともに、資源回収の看板を支給するなどの支援を行っています。ごみの減量や資源の有効利用だけでなく、地域コミュニティの活性化にも役立っています。

登録(実施)団体	353団体
登録世帯数	104,682世帯
回収品目	新聞・雑誌・雑紙・ダンボール、紙パック、古着、ビン・カン
奨励金の額	6円/kg、4円/本(生きビン)
回収量	9,994t
奨励金交付額	61,930,434円

登録(実施)団体のうち、一定の要件を満たすものについては特別指定団体に指定しています。その区域内では集積所の管理を団体に委ねるとともに、地域資源回収対象品目についてはすべて団体が回収することとしています。2020年度末現在、5団体を指定しています。

### 3. 剪定枝資源化事業

市内で発生する剪定枝を剪定枝資源化センターで破碎・発酵させて、良質な剪定枝たい肥(土壌改良材)を作っています。

出来上がった剪定枝たい肥は、剪定枝資源化センターで販売するほか、JA町田市の5店舗で袋詰め剪定枝たい肥の販売を行っており、町田市の農業の振興に寄与しています。

2020年度は、1,613tの剪定枝を資源化しました。

#### 4. リサイクル広場

リサイクル広場は、陶磁器や家庭金物などリサイクルできる対象品目を市民に直接お持ちいただく場所です。常設と移動式の2種類があり、常設はリサイクル文化センター隣接地で月～土曜日に開催し、移動式は、市内10箇所毎月1回ずつ開催しています。

また、地域の方々が自主的に運営するリサイクル広場（地域リサイクル広場）もあり、運営する12団体と協定を結んでいます。市は、運営に必要な物品の貸与、回収した対象品目の引き取り等を行っています。市民と協働してごみの資源化を推進することで、ごみ減量意識の普及拡大を目指しています。

2020年度は、常設、移動式、地域リサイクル広場の合計で、88,214kgの資源を回収しました。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、4月から6月にかけて休止しました。

#### リサイクル広場対象品目一覧

対 象		品 目	
<b>陶磁器・ガラス食器</b> 食器類・植木鉢等で、割れているもの、欠けている物も可  <small>くるくるコーナーでのリユースや燃焼して資源材に</small>	<b>待ち込めません</b> レンガ、板ガラス、鏡、汚れているもの	<b>洗剤の計量スプーン</b> プラスチック製のもの <b>ペットボトルのふた</b> 飲料用のもの <b>パン袋の留め具</b> プラスチック製のもの  <small>溶かしてプラスチックに</small>	<b>待ち込めません</b> 汚れているもの、臭いプラスチックのスプーン <b>待ち込めません</b> 汚れているもの、醤油など調味料のふた <b>待ち込めません</b> 野菜袋等の留め具
<b>廃食用油</b> サラダ油等の食用油で、揚げカスの混入、賞味期限切れ、酸化しているものも可  <small>燃料に</small>	<b>待ち込めません</b> 機械油などの食用以外の油、ドロドロに固まった油	<b>ビデオテープ</b> VHS、ベータ、8ミリなどで、ケース、ラベルの混入可  <small>分解してそれぞれリサイクル</small>	<b>待ち込めません</b> カセットテープ、CD、MD、DVD、BDなど
<b>紙 容 器</b> マークのあるもので、きれいに洗ってあるもの、内側にアルミが覆っているものも可  <small>洗って乾かして 再生紙に</small>	<b>待ち込めません</b> 汚れているもの、発泡素材が吹き付けられているもの	<b>インクカートリッジ</b> ブラザー・キヤノン・エプソン・日本ヒューレット・パックカードの純正品 (インクカートリッジ集積プロジェクト)  <small>再生カートリッジに</small>	<b>待ち込めません</b> 左記4社以外のインクカートリッジ
<b>家庭金物</b> 台所用品、大工道具は、取っ手や柄付きのものなど、大部分が金属でできているもの  <small>溶かして金属材料に</small>	<b>待ち込めません</b> ごみ袋に入らないもの	<b>小型家電</b> <b>携帯電話</b> 30センチ×15センチの投入口に入る小さい家電製品  <small>電池やバッテリーは外してください</small> <small>レアメタルや金属をリサイクル</small>	<b>待ち込めません</b> 投入口に入らないもの、パソコン
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 無料で対象品目を持ち込めます。</li> <li>● 入れ物は持ち帰りができます。</li> <li>● お持ちいただける物は、指定収集袋で出せるものに限ります。(重さがおおよそ10kg以内のものまで)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>● リサイクルしますのできれいな状態でお持ちください。</li> <li>● 個人情報情報は消去してお持ちください。</li> <li>● 市外・事業者の方は持ち込めません。</li> </ul>	
<b>大好評！くるくるコーナー</b> 持ち込まれた資源など、まだまだ使えるものをリユース！大切に使う方を探しています。ご自由にお持ち帰りください！ <small>注：対象品目をお持ちいただいた方に限り、若1人様1回につき2点まで</small>		<b>ポイント特典</b> ☆対象品目持参で1ポイント(1日1回限り) ☆5ポイントで景品と交換 	

#### 5. 使用済み資源物の回収

市では事業者と協働、連携してごみ減量・資源化を推進するとともに、ごみ減量意識の普及を目的として使用済み資源物の回収について事業を行っています。

##### (1) 使用済みインクカートリッジの回収

プリンターメーカー4社と日本郵便が協同で行っている「インクカートリッジ里帰り事業」に参加し、市庁舎・各市民センター・リサイクル広場などで使用済みインクカートリッジを回収しています。

2020年度は、約565kgのインクカートリッジを回収しました。

##### (2) 使用済み小型家電の回収

市庁舎・各市民センター・各コミュニティセンターなど市内22箇所にある使用済み小型家電回収

ボックスとリサイクル広場で、『30センチ×15センチの投入口』に入る小型の家電製品\*と携帯電話の回収を行っています。2017～18年度は、「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に参加し、この事業を行っていました。2019年度からは、同プロジェクトを引き継ぎ、東京2020大会のレガシーとして、使用済み小型家電回収ボックスで携帯電話の回収を継続しています。

また、宅配便を利用した小型家電の回収サービスを行っているリネットジャパンリサイクル(株)と協定を締結しています。

2020年度は、55,823kgの小型家電を回収しました。

※主に「使用済み小型電子機器等の回収に係るガイドライン（環境省）」にある「特定対象品目」（16品目）

### (3)リサイクル推進店制度(資源の拠点回収)

リサイクル及びごみの減量の一層の推進を図るために、再生資源として利用できる白色発泡トレイ、ペットボトル、紙パックの回収を実施する小売店舗を、市がリサイクル推進店として認定しています。現在、市内49店舗で、ごみの減量とリサイクルにご協力いただいています。

2020年度は、白色発泡トレイ4,590kg、ペットボトル263,160kg、紙パック14,860kgを回収しました。

## 6. 施設内資源化の取組

清掃工場に搬入されたごみのうち、資源化が可能なものについては施設内で選別し、資源化事業者へ引き渡しています。

資源化の主な品目・資源化手段・資源化ルート

品目	資源化手段	資源化ルート
硬質プラスチック	材料リサイクル	再生プラスチック製品等
ビデオテープ	材料リサイクル	再生プラスチック製品等
有色トレイ	材料リサイクル	再生プラスチック製品等
白色トレイ	容器包装リサイクル協会が指定	容器包装リサイクル協会が指定
ガラス・陶磁器	再生砂として加工	再生砂等
乾電池	材料リサイクル	再生鉄製品等
使用済み小型家電	材料リサイクル	再生金属製品・再生プラスチック製品
鉄	材料リサイクル	再生鉄製品等
アルミ	材料リサイクル	再生アルミ製品等
モーター	材料リサイクル	再生銅製品・再生金属製品
古紙類	材料リサイクル	紙製品・トイレットペーパー等
綿布団	再生・再利用・材料リサイクル	再利用・工業用ウエス等
衣類	再生・再利用・材料リサイクル	再利用・工業用ウエス等
羽毛布団	再生羽毛製品	再生羽毛布団・羽毛製品等
木質家具	サーマルリサイクル	発電用燃料
蛍光管・電球等	材料リサイクル	蛍光管・ガラス製品・金属原料
飛灰・残さ	材料リサイクル	エコセメント
焼却灰（固化灰の一部）	熔融処理	路盤材等
がれき・コンクリート製品	材料リサイクル	路盤材等

品目	資源化手段	資源化ルート
ペットボトル	材料リサイクル	再生繊維・製品
容器包装プラスチック	容器包装リサイクル協会が指定	容器包装リサイクル協会が指定
タイヤ	材料リサイクル・発電燃料	再生タイヤ・再生ゴム・発電用燃料
フロン含有製品	フロン破壊処理	環境に影響のない物質に分解し資源化
バッテリー	材料リサイクル	再生鉛・再生樹脂
小型充電式電池	材料リサイクル	再生ニカド電池・再生ステンレス製品
薬品	中和・還元・不溶化処理	産業廃棄物処理の過程で資源化
消火器	消火器リサイクルシステム	消火器リサイクルルート
アルミ缶	材料リサイクル	再生アルミ製品等
スチール缶	材料リサイクル	再生スチール製品等
廃食油	サーマルリサイクル	燃料等
カレット (ガラスビンを砕いたもの)	材料リサイクル	ガラス製品等
紙容器	材料リサイクル	紙製品・トイレットペーパー等
生きビン	再利用	リターナブルビン
牛乳パック	材料リサイクル	紙製品・トイレットペーパー等

## 第6章 清掃事業費

### 1. 清掃事業費決算額

(1) 歳入

単位：円

款	節	内容	2019年度 決算額	2020年度 決算額	増減額
<b>14. 使用料及び手数料</b>					
		使用済自動車引取業許可等手数料	117,200	16,400	-100,800
		廃棄物処理手数料 ※	1,662,528,365	1,627,718,795	-34,809,570
		廃棄物処理業許可手数料	700,000	0	-700,000
		し尿処理手数料	20,834,420	20,131,190	-703,230
<b>15. 国庫支出金</b>					
		循環型社会形成推進交付金	915,126,000	4,155,000,000	3,239,874,000
		地籍整備推進調査費補助	7,612,000	0	-7,612,000
<b>16. 都支出金</b>					
		地籍整備推進調査費補助	3,806,000	0	-3,806,000
<b>17. 財産収入</b>					
		土地建物貸付収入	4,212	4,212	0
		利子及び配当金	630,760	723,547	92,787
		物品売払収入	187,450,934	161,397,276	-26,053,658
<b>19. 繰入金</b>					
		基金繰入金	522,245,749	565,037,513	42,791,764
<b>20. 諸収入</b>					
		雑入	89,995,763	87,040,061	-2,955,702
		光熱水費使用料	2,225,634	2,076,785	-148,849
		余剰電力売払収入	53,015,390	56,007,462	2,992,072
		広告掲載料	900,000	930,000	30,000
		資源物売払配分金	31,997,072	27,148,017	-4,849,055
		三多摩は一つなり交流事業補助金	357,320	0	-357,320
		原子力損害賠償金	489,988	251,412	-238,576
		講師謝礼	49,340	0	-49,340
		収益還元金	123,902	101,163	-22,739
		清算人選任申立事件予納金返還金	300,000	0	-300,000
		不法投棄未然防止事業協力金	486,250	480,500	-5,750
		電話使用料	50,867	44,722	-6,145
<b>21. 市債</b>					
		廃棄物処理施設整備事業債	1,388,000,000	4,541,000,000	3,153,000,000
			<b>4,799,051,403</b>	<b>11,158,068,994</b>	<b>6,359,017,591</b>

#### ■ 指定収集袋販売収入の内訳

廃棄物処理手数料のうち、指定収集袋販売収入の内訳は次のとおりです。

単位：円

種類	2019年度 決算額	2020年度 決算額	増減額
燃やせるごみ	740,999,360	764,754,640	23,755,280
燃やせないごみ	96,880,800	109,266,480	12,385,680
容器包装プラスチック	21,169,120	22,353,600	1,184,480
事業系一般廃棄物	13,824,000	12,862,800	-961,200
計	872,873,280	909,237,520	36,364,240

## (2) 歳出

単位: 円

款	項	目	中事業	2019年度 決算額	2020年度 決算額	増減額
4	衛生費					
		3	清掃費	9,568,176,820	15,754,027,196	6,185,850,376
			1. 資源化政策費	1,604,221,233	1,540,661,417	-63,559,816
			職員人件費	105,409,823	99,421,932	-5,987,891
			環境政策課管理事務	3,561,770	2,834,085	-727,685
			一般廃棄物資源化基本計画推進事業	4,473,300	9,201,800	4,728,500
			廃棄物減量推進事業(環境政策課)	561,518,000	598,063,000	36,545,000
			ごみ資源化施設整備関連事業	6,023,340	6,078,600	55,260
			熱回収施設等周辺まちづくり整備事業(環境政策課)	210,000	0	-210,000
			広域廃棄物処理事業	923,025,000	825,062,000	-97,963,000
			2. 循環型施設整備費	2,707,245,233	9,239,485,178	6,532,239,945
			職員人件費	134,613,893	135,663,528	1,049,635
			循環型施設整備課管理事務	310,746	73,480	-237,266
			循環型施設整備事業(収)	134,041,734	127,726,270	-6,315,464
			循環型施設整備事業(資)	2,422,696,260	8,970,521,900	6,547,825,640
			熱回収施設等周辺まちづくり整備事業	11,787,600	0	-11,787,600
			大戸広場整備事業	3,795,000	5,500,000	1,705,000
			3. 廃棄物処理費	2,538,793,413	2,152,143,659	-386,649,754
			職員人件費	477,444,232	405,224,516	-72,219,716
			資源循環課管理事務	5,489,875	4,653,595	-836,280
			廃棄物処理事業	1,096,281,712	1,048,182,953	-48,098,759
			清掃工場整備事業(収)	270,458,815	42,625,000	-227,833,815
			リサイクル文化センター施設管理事務	88,652,698	88,326,910	-325,788
			リレーセンターみなみ事業	118,146,582	126,818,660	8,672,078
			境川クリーンセンター事業	68,410,361	67,300,874	-1,109,487
			境川クリーンセンター改修事業	47,640,760	0	-47,640,760
			再資源化推進事業(資源循環課)	175,118,322	184,614,308	9,495,986
			剪定枝資源化事業	120,116,718	115,646,040	-4,470,678
			最終処分場適正管理事業	71,033,338	68,750,803	-2,282,535
			4. 3R推進費	2,653,043,566	2,751,443,119	98,399,553
			職員人件費	629,523,524	620,838,889	-8,684,635
			3R推進課人事事務	376,269	0	-376,269
			3R推進事業	202,084,322	178,769,687	-23,314,635
			3R推進課管理事務	464,363	440,339	-24,024
			廃棄物収集事業	18,098,517	16,320,855	-1,777,662
			車両管理事務	34,243,241	28,995,698	-5,247,543
			動物処理事業	2,862,342	2,669,260	-193,082
			ごみ収集業務委託事業	1,313,340,168	1,444,462,947	131,122,779
			粗大ごみ収集業務委託事業	138,967,149	140,293,064	1,325,915
			3R推進課システム管理事務	4,623,230	3,696,748	-926,482
			適正処理推進事業	981,053	1,467,064	486,011
			指定収集袋事業	307,479,388	313,488,568	6,009,180
			5. し尿処理費	64,873,375	70,293,823	5,420,448
			職員人件費	7,706,680	12,609,696	4,903,016
			し尿収集事業	57,166,695	57,684,127	517,432
				9,568,176,820	15,754,027,196	6,185,850,376

## 2. ごみ処理経費

2020年度のごみ処理経費の総額は、68億572万450円（歳入控除前）でした。主な内訳としてごみや資源物の収集運搬業務委託費、人件費、町田リサイクル文化センターの施設管理運営費や所有する施設の減価償却費などです。一方で、ごみ処理手数料、資源物売払収入、基金繰入金といったごみ処理に係る歳入は、17億5,949万8,060円でした。

2020年度は2019年度と比較して、ごみ処理経費（歳入控除後）は、町田リサイクル文化センターの修繕費の減少などにより5.3%減少しました。一方で、人口や世帯数がほぼ横ばいの中、ごみ量は1.3%増加しました。その結果ごみ処理原価は減少しています。

(1) 2020年度ごみ処理過程別・ごみ種別経費及び原価

単位：円

区分		発生抑制 <sup>※1</sup>	収集	中間処理 <sup>※2</sup>	最終処分 <sup>※3</sup>	計
燃やせる	経費(円)		1,146,136,387	2,083,284,551	758,990,348	3,988,411,286
	ごみ量(t)		65,795	83,212	6,106	
	原価(円/t)		17,420	25,036	124,312	
燃やせない	経費(円)		441,716,749	208,940,542	159,195,653	809,852,944
	ごみ量(t)		7,995	8,070	1,284	
	原価(円/t)		55,249	25,891	123,987	
粗大	経費(円)		145,660,201	81,117,843	66,228,214	293,006,258
	ごみ量(t)		1,576	3,281	533	
	原価(円/t)		92,424	24,724	124,371	
資源	経費(円)		630,795,184	530,356,726	0	1,161,151,910
	ごみ量(t)		15,567	7,227	0	
	原価(円/t)		40,521	73,385	0	
有害	経費(円)		9,690,741	12,847,752	0	22,538,493
	ごみ量(t)		156	156	0	
	原価(円/t)		62,120	82,357	0	
発生抑制	経費(円)	530,759,559				530,759,559
経費合計(円) <sup>※4</sup>		530,759,559	2,373,999,262	2,916,547,414	984,414,215	6,805,720,450
歳入 <sup>※4</sup>		368,467,564	289,535,132	1,101,495,364	0	1,759,498,060
経費合計【歳入控除後】(円)		162,291,995	2,084,464,130	1,815,052,050	984,414,215	5,046,222,390
ごみ量(t) <sup>※5</sup>			91,089	101,946	7,922	
原価合計【歳入控除後】(円/t)			22,884	17,804	124,263	

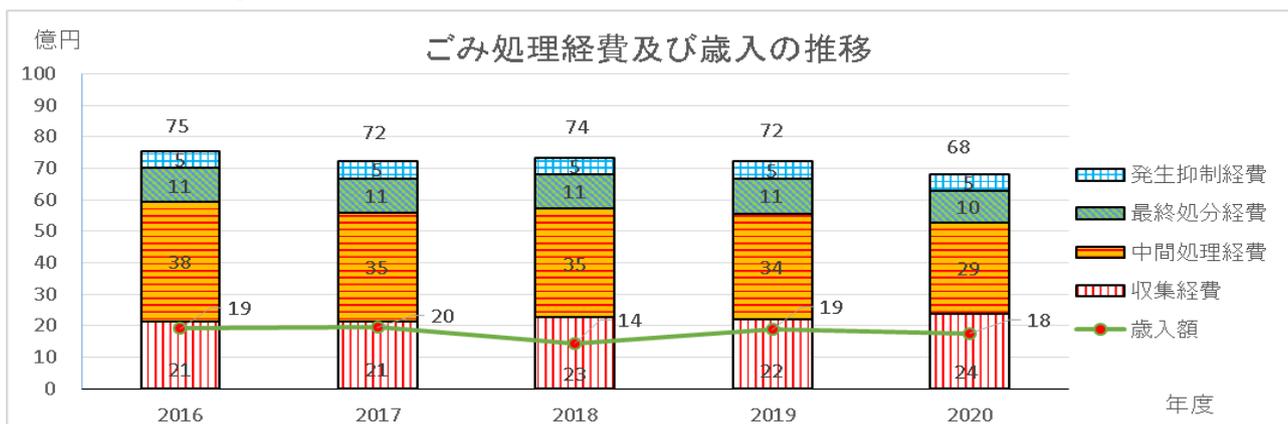
※1 ごみの発生抑制を目的とした事業の実施に要した経費。指定収集袋の作製委託料等も含む

※2 清掃工場や剪定枝資源化センター等の管理運営費

※3 残さの埋め立て、エコセメント化を行うたま広域資源循環組合への残さの運搬費用、負担金等

※4 ごみ処理経費及び歳入はごみ処理に係るもののみ算入しており清掃費全体の決算額とは異なる

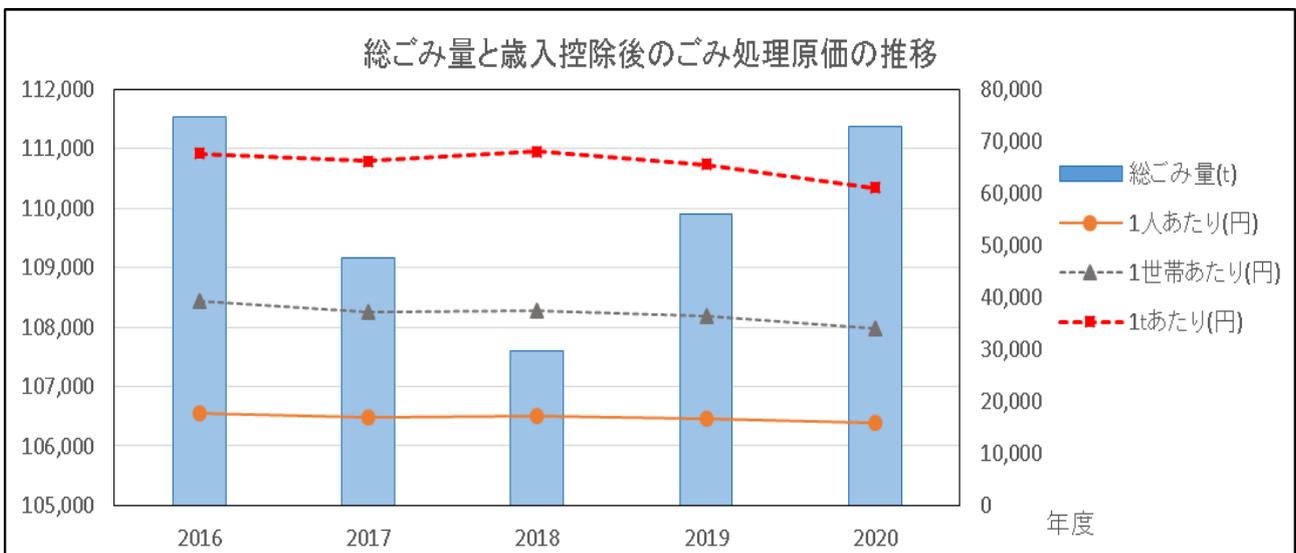
※5 「ごみ量(t)」について、「中間処理」は「収集量」+「持込量」で「最終処分は焼却残さの量」また「資源」に含まれる紙資源は中間処理を行わないため中間処理のごみ量には含まれない



(2)ごみ処理原価の推移

%表示は前年度比

年度	2016	2017	2018	2019	2020		
人口(人)	428,203	429,070	428,589	429,058	429,200	0.0%	
世帯数(世帯)	192,005	193,989	195,425	197,558	199,736	1.1%	
総ごみ量(t)	111,549	109,156	107,600	109,902	111,369	1.3%	
ごみ処理原価	経費合計(円)	7,548,158,437	7,225,089,981	7,331,689,402	7,214,286,875	6,805,720,450	-5.7%
	1人あたり(円)	17,628	16,839	17,107	16,814	15,857	-5.7%
	1世帯あたり(円)	39,312	37,245	37,517	36,512	34,074	-6.7%
	1tあたり(円)	67,667	66,190	68,138	65,643	61,110	-6.9%
ごみ処理原価(歳入控除後)	経費合計(円)	5,631,563,601	5,270,938,428	5,536,173,087	5,330,848,783	5,046,222,390	-5.3%
	1人あたり(円)	13,152	12,285	12,917	12,425	11,757	-5.4%
	1世帯あたり(円)	29,230	27,171	28,329	26,980	25,264	-6.4%
	1tあたり(円)	50,485	48,288	51,451	48,505	45,311	-6.6%



3. 指定収集袋販売収入の使い道

指定袋の販売収入から、指定収集袋の作製費、販売委託等の必要経費を差し引いた金額を町田市廃棄物減量再資源化等推進整備基金として積み立てています。積み立てた基金は、条例に基づきごみ減量・リサイクルを推進する事業やリサイクル施設の整備に使用しています。

2020年度は、基金から5億6,503万7,513円を取り崩し、ペットボトルや剪定枝などの資源化、生ごみ処理機の普及やリサイクル広場の利用促進等の事業を実施しました。この金額は、2020年度のごみ処理や資源化等にかかった費用総額(約68.1億円)の8.3%にあたります。

(1)基金積立額

単位:円

	項目	決算額
収入	廃棄物処理手数料(指定収集袋収入)	909,237,520
必要経費	指定収集袋作成委託	193,964,046
	家庭ごみ処理手数料収納事務委託	98,132,076
	指定収集袋保管・配送及び手数料収納管理委託	21,381,446
	その他経費	11,000
	合計	313,488,568

積立金(収入-必要経費)	595,748,952
その他積立金(利子及び配当金)	723,547

## (2) 基金取り崩し額内訳

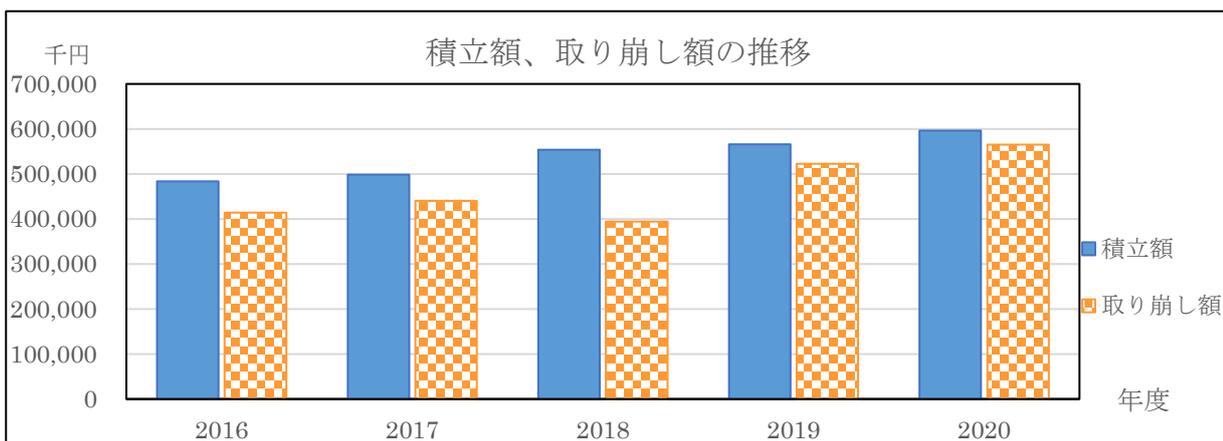
単位:円

	決算額
容器包装プラスチック収集・管理	180,132,200
ペットボトル収集・処理	127,217,644
循環型施設整備関連	87,189,316
剪定枝資源化センター運営関連	86,819,087
生ごみ処理機普及関連	28,639,202
リサイクル広場関連	22,156,170
収集カレンダー等作成・配付	12,989,249
使用済小型家電回収資源化関連	7,954,600
ごみ減量意識普及関連(ごみ減量情報紙作成・配布 ほか)	7,413,053
イベントごみ減量関連	4,526,992
合計	565,037,513

## (3) 積立額、取り崩し額の推移(翌年度精算分も含む)

単位:円

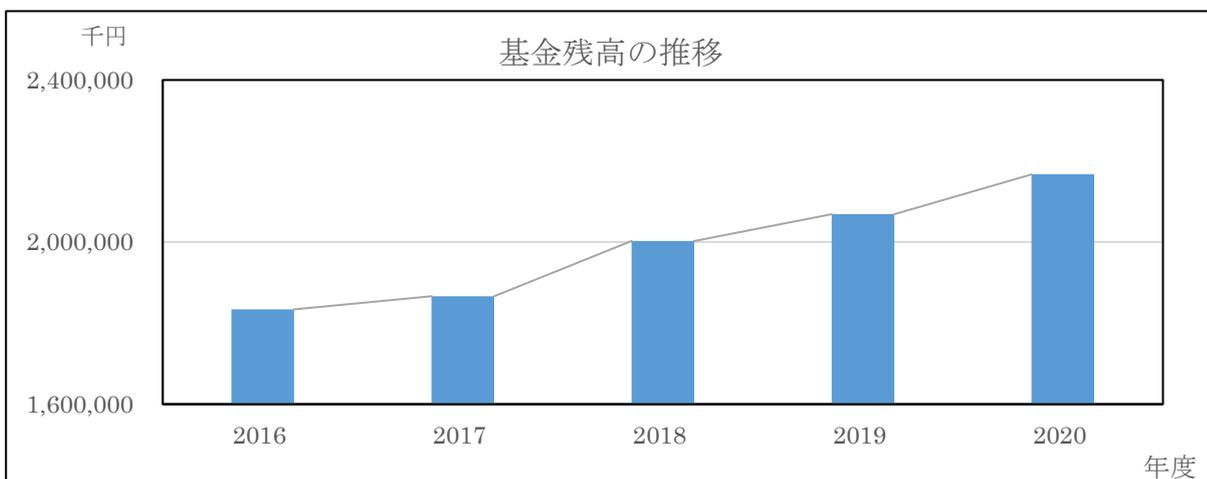
年度	2016	2017	2018	2019	2020
積立額	483,247,994	498,206,351	553,464,920	566,024,652	596,472,499
取り崩し額	413,857,766	440,567,692	394,441,993	522,245,749	565,037,513



## (4) 基金残高の推移(3月31日時点)

単位:円

年度	2016	2017	2018	2019	2020
基金残高	1,833,951,815	1,866,076,970	2,003,041,782	2,068,746,691	2,167,099,292



## 第7章 し尿処理事業

### 1. し尿処理事業の概要

町田市は、1958年に市制施行され、多摩地域で9番目の市として誕生しました。

し尿は、比較的高い濃度の有機物と窒素やリンを含んでおり、貴重な肥料資源として農地還元され、悪臭やハエなどの問題を除けば特に支障はありませんでした。しかし、都市化による人口増加に加え、化学肥料の普及や伝染病、寄生虫等の問題により、農地還元が限界になり、余剰し尿が社会問題になってきました。

これらのことから、し尿を収集し集約的に処理することが急務となり、1960年の都市計画決定を受け、木曽町に1961年に54kℓ/日の処理能力を持つ嫌気性消化処理施設（1976年更新）を備えた「清掃第一事業場」（1991年に施設名を「境川クリーンセンター」に変更）を設置し、し尿処理事業がスタートしました。

1965年に100kℓ/日の処理能力を持つ化学処理施設（老朽化に伴い1986年撤去）を、1973年に80kℓ/日の処理能力を持つ嫌気性消化処理施設を増設し、施設の充実を図りました。さらに、大型店舗や集合住宅から排出される合併処理浄化槽汚泥対策として、1985年に汚泥処理施設を設け、町田市のし尿を全量施設内処理すべく努力してきました。また、臭気対策については、各々の施設ごとに、強臭系と弱臭系に分けて脱臭装置を設け、適切な維持管理のもとに、効果を上げました。

その後、公共下水道の普及に伴い、生し尿の搬入量が年々減少したため、1996年から一部施設を休止し、1997年からは全てのし尿処理施設を廃止して、し尿等（浄化槽汚泥含む）を、投入施設にて破碎・希釈後に全量下水道に放流していました。

2016年度から投入施設の老朽化と敷地の有効利用を目的とした改修事業を始め、2019年に新しい投入施設が完成し、敷地面積が約1.5haから約0.3haに縮小しました。新たな投入施設では、し尿等の汚泥を脱水することで、清掃工場の炉の燃焼を助ける助燃剤を生成し、分離液を希釈後に全量下水道に放流していま

す。臭気対策については、従来の活性炭に加えて、強臭対策のために薬品を使用した脱臭設備を備えています。

事業者のし尿の収集業務は、当初数社のくみ取り業者が有料で収集を行っていましたが、1966年に統合され、現在に至ります。

一般家庭のし尿のくみ取りは、1970年から無料で行き、1980年からは浄化槽の清掃補助を開始しました。

公共下水道の普及に伴い1995年から、公共下水道利用者との負担の公平化と更なる普及を図る観点から、公共下水道の供用開始後3年を経過した区域においては、し尿くみ取りを有料とし浄化槽の清掃補助は廃止しました。

2000年からは、浄化槽清掃補助を公共下水道供用開始年度の次年度までとし、補助期間を短縮しました。一方、建築確認申請（浄化槽設置届）がない浄化槽については新たに浄化槽清掃補助を行うことになりました。

2017年には、2016年に定めた「町田市公共用水域水質改善10ヶ年計画」に基づき、し尿くみ取り料金の改定と浄化槽清掃補助の改正を行いました。これにより、一般家庭のし尿くみ取り料金をすべて有料とし、また浄化槽法の三大義務（清掃・保守点検・法定検査）の実施を補助要件とする浄化槽維持管理費補助制度を開始しました。

その他、1971年には、周辺住民代表と市で構成する町田市清掃第一事業所運営協議会（現町田市境川クリーンセンター運営協議会）を、周辺環境の向上と公害の発生を未然に防止する目的で設置し、現在に至っています。また、2013年には、災害時に避難施設等からのし尿収集をスムーズに行えるよう、（株）町田清掃社と「災害時におけるし尿収集運搬に関する協定」を締結しました。

以上のように町田市では、快適な市民生活と環境保全、ならびに市民サービスの向上を目指して、計画的なし尿収集と投入施設の保守及び適正な運転管理を行っています。

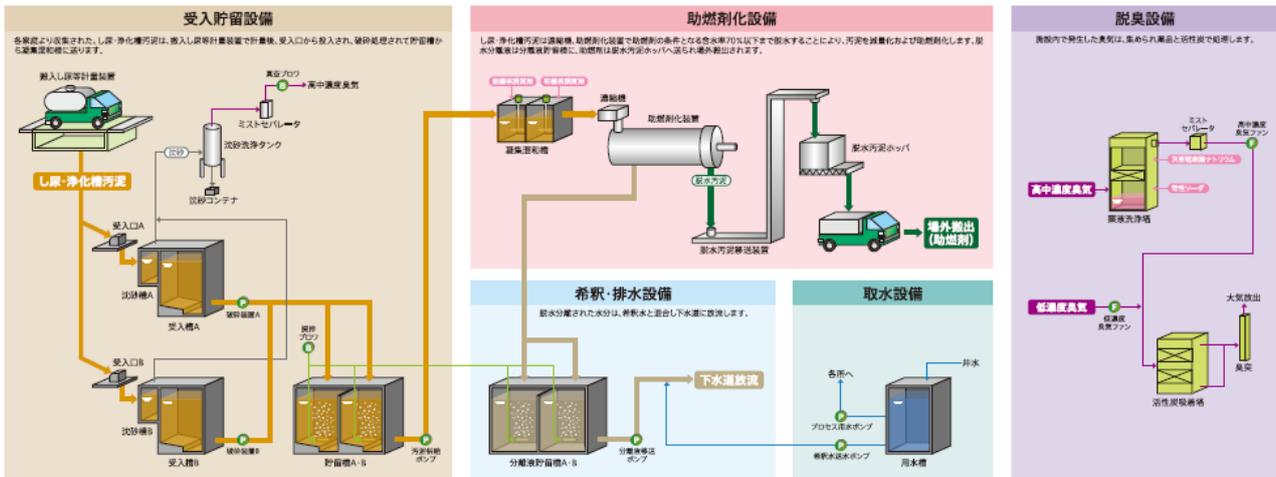
## 2. し尿処理施設概要

名称	境川クリーンセンター
区分	し尿処理施設
所在地	木曾東2丁目1番1号
敷地面積	2,433 m <sup>2</sup> (+緩衝帯約 500 m <sup>2</sup> )
延床面積	760 m <sup>2</sup> (+地下水槽 168 m <sup>2</sup> )
処理能力	41.5 kℓ/日



外観写真

### 処理の流れ



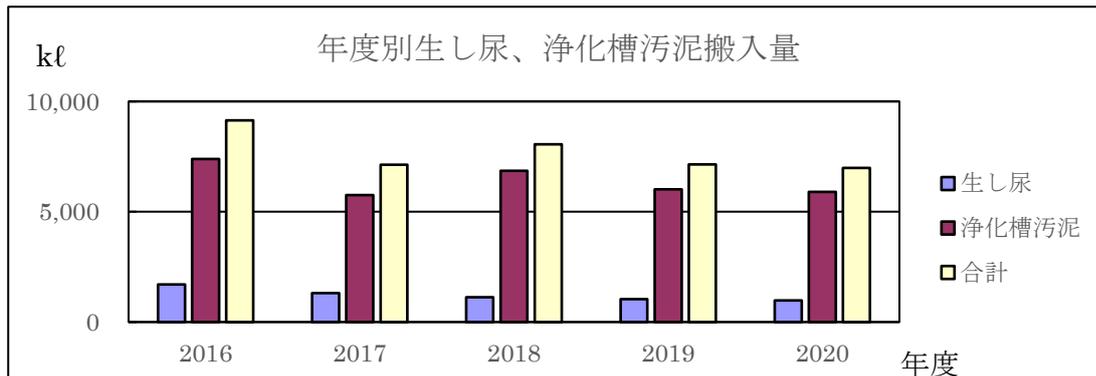
## 3. し尿処理状況

年度別し尿及び浄化槽汚泥等の搬入量

単位:kℓ

年度	生し尿	浄化槽汚泥	ディスポーザ※汚泥	合計
2016	1,700	7,385	55	9,140
2017	1,312	5,754	61	7,127
2018	1,123	6,850	81	8,054
2019	1,044	6,022	86	7,152
2020	978	5,897	105	6,980

※ディスポーザとは、台所のシンク下へ設置して生ごみを水と一緒に粉砕処理し、下水道へ流下する機器です。メンテナンスの際に発生するディスポーザ汚泥を搬入しています。



## 第8章 資料編

### 1. ごみ処理施設

#### (1) 町田リサイクル文化センター・清掃工場

区分	焼却処理施設
所在地	町田市下小山田町 3160 番地
敷地面積	81,620 m <sup>2</sup>
造成面積	44,292 m <sup>2</sup>
主要建築物	工場棟 (16,680 m <sup>2</sup> )
	仮設管理棟 (1,486 m <sup>2</sup> )
	合計 18,166 m <sup>2</sup>
着工・竣工年月日	1979年7月28日～1982年3月20日(1,2,3号炉、粗大破碎設備) 1991年12月3日～1994年8月31日(4号炉)
焼却炉	IHI流動床式焼却炉(1号炉～4号炉) なお1号炉は休止中(2002年11月1日届出済) 150t/日×3基(1号炉～3号炉) 176t/日×1基(4号炉)
不燃・粗大破碎機	70t/日 (5時間)
施工業者	石川島播磨重工業、竹中工務店

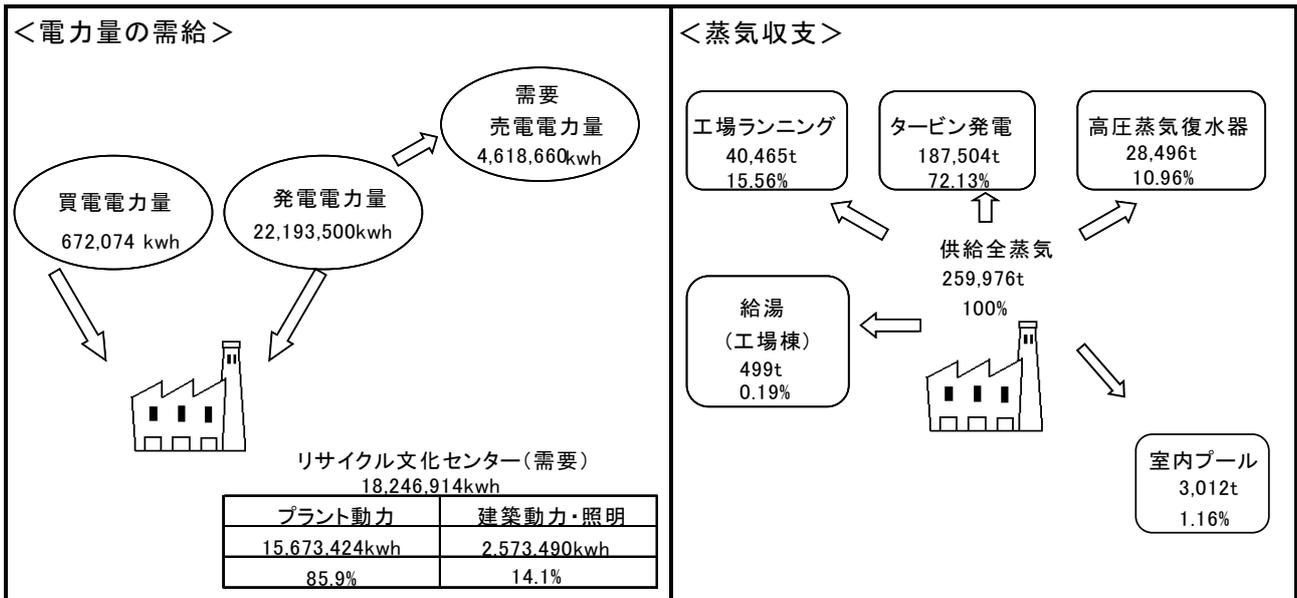
#### ■ 清掃工場の概要

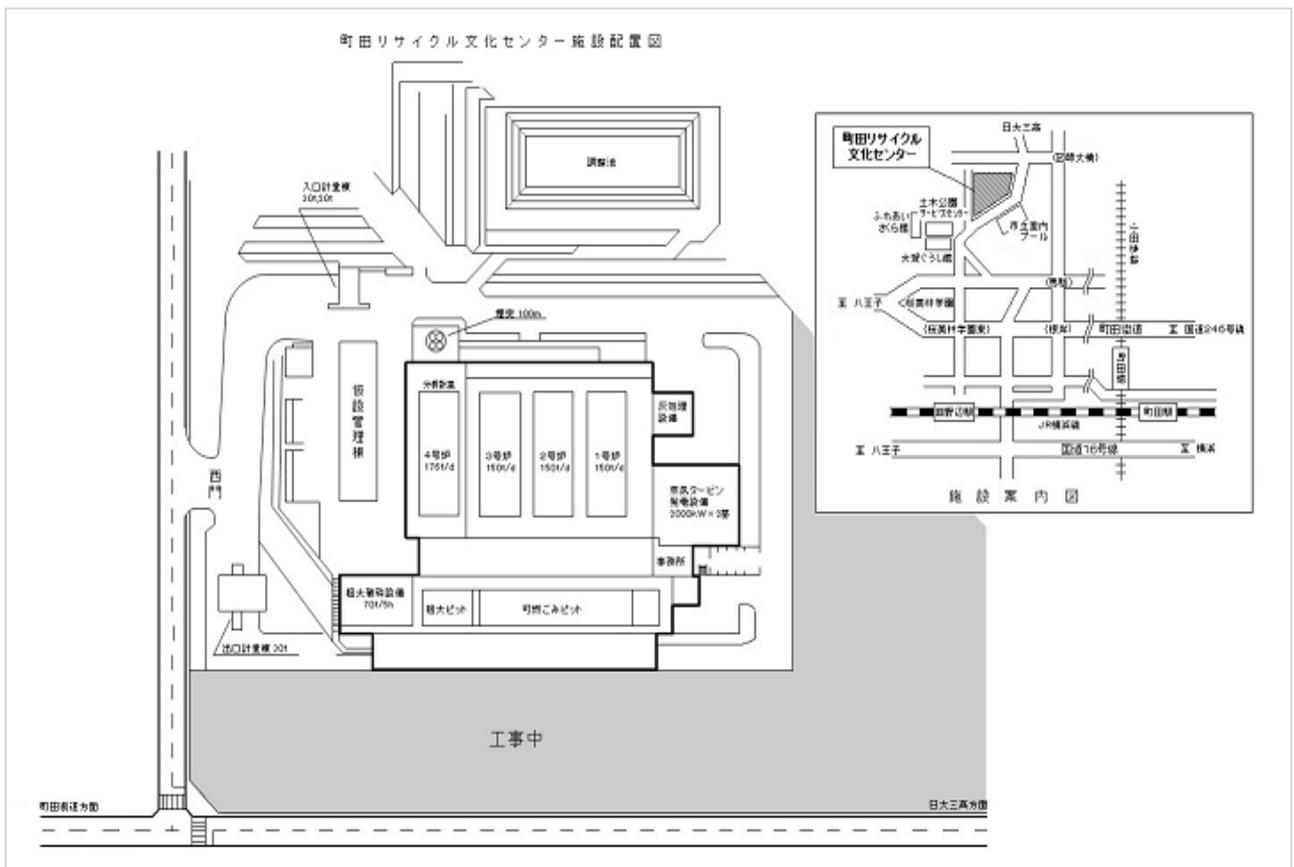
受入供給設備	トラックスケール	自動計量デジタル指示式 搬入用 2台(20t 2.7m×6.5m) (30t 3.0m×8.0m) 搬出用 1台(30t 3.0m×8.0m)
	プラットフォーム	エアーカーテン密閉構造 屋内負圧方式 可燃ごみ投入口 8ヶ所(4t車用 7ヶ所) (10t車用 1ヶ所) ごみ検査口 1ヶ所(ダンピングボックス) 不燃ごみ・粗大ごみ投入口 3ヶ所(直投含む)
	可燃ごみピット	3,000 m <sup>3</sup> (450t/日×2日分)
	可燃ごみ供給クレーン	油圧開閉クラブバケット付天井走行クレーン 2基(内1基予備) 吊り上げ荷量 8.1t、容量 4 m <sup>3</sup> (つかみ容量 8.55 m <sup>3</sup> )、(つかみ重量 2.55t 以下)、 (自重 5.2t)
	ごみ粉碎機	(常用) 縦形回転式 2基(内1基予備) (予備) 横形 2軸せん断式 1基 粉碎能力 (常用) 20t/時間 (予備) 7.34t/時間 粉碎寸法 150 mm以下が 90%以上
	粉碎ごみピット	4,500 m <sup>3</sup> (450t/日×3日分)
	粉碎ごみ供給クレーン	油圧開閉クラブバケット付天井走行クレーン 2基 吊り上げ荷量 5.95t 容量 4 m <sup>3</sup> (つかみ容量 6.5 m <sup>3</sup> )、(つかみ重量 1.95t 以下)、(自重 3.4t)

焼却設備	流動床式焼却炉	(2・3号炉)150t/日×2基 (4号炉)176t/日×1基 炉床有効断面積 (2・3号炉)14.62 m <sup>2</sup> (4号炉)16.32 m <sup>2</sup> 火炉有効容積 (2・3号炉)111.7 m <sup>3</sup> (4号炉)295 m <sup>3</sup> 熱灼減量 0.2%以下
	助燃バーナー	(2・3号炉)4基(1炉につき2基)・灯油 240ℓ/時間×2基×1/炉 (4号炉)1基・灯油 700ℓ/時間
	熱風発生炉	(2・3号炉)2基(1炉につき1基)・灯油 480ℓ/時間×1基×1/炉 (4号炉)1基・灯油 300ℓ/時間 熱風温度 350℃
燃焼ガス冷却設備	自然循環式ボイラ	(2・3号炉)2基 (4号炉)1基 ◇蒸気発生量 (2・3号炉) 16,290kg/時間 (4号炉) 35,500kg/時間 ◇使用圧力 1.96MPa
排ガス処理設備	バグフィルター	バグフィルター 3基(2・3・4号炉) [2号炉…ガス量 48,400N m <sup>3</sup> /時間・設計温度 220℃] [3号炉…ガス量 48,400N m <sup>3</sup> /時間・設計温度 220℃] [4号炉…ガス量 65,700N m <sup>3</sup> /時間・設計温度 230℃] 入口含塵量 (2・3号炉)8.5g/N m <sup>3</sup> 以下 (4号炉)14g/N m <sup>3</sup> 以下 出口含塵量 (2・3号炉)0.02g/N m <sup>3</sup> 以下 (4号炉)0.03g/N m <sup>3</sup> 以下
	乾式 HCL 除去装置	消石灰粉貯槽 (2・3号炉用)60 m <sup>3</sup> ×1基 (4号炉用)30 m <sup>3</sup> ×1基 消石灰粉圧送送風機 (2・3号炉)15 m <sup>3</sup> /分 (4号炉)9.7 m <sup>3</sup> /分
	活性炭供給装置	活性炭粉圧送送風機(2・3・4号炉用) 3.8 m <sup>3</sup> /分×1基 活性炭貯留槽(2・3・4号炉用) 10 m <sup>3</sup> ×1基
排水処理設備		工場排水は、排水浄化センターへ送り処理する
余熱利用設備	蒸気タービン	横置多段衝動復水式 2基 蒸気消費量 16,800kg/時間
	発電機	三相交流同期発電機 2基 全閉内冷形回転界磁凸式 出力 2,500kVA/基 回転数 1,500rpm 電圧 6,000V 電流 214A
灰出設備	磁選機 磁場選別機	鉄分・残さ等選別 非鉄金属選別
	貯留ホツパ	不燃物ホツパ 10 m <sup>3</sup> ×1基 鉄分ホツパ 10 m <sup>3</sup> ×1基
灰処理施設	ダスト貯槽	容量 (A)70 m <sup>3</sup> ×1基 (B)30 m <sup>3</sup> ×1基
	固化用薬剤貯槽	容量 (A)12.5 m <sup>3</sup> ×1基 (B)15 m <sup>3</sup> ×1基
	固化機	(A) 3.2t/時間×1基 (B)3.5t/時間×1基
	固化品ストックバンカー	容量 30 m <sup>3</sup> (10 m <sup>3</sup> ×3基)

	乾灰搬出装置	処理能力 10,860kg/時間 × 1 基
粗大ごみ 破碎設備	粗大ごみピット	約 600 m <sup>3</sup>
	粗大ごみ供給クレーン	油圧開閉クラブバケット付天井走行クレーン 1 基 吊り上げ荷量 4.95t 容量 2.5 m <sup>3</sup> (つかみ容量 4 m <sup>3</sup> )、(つかみ重量 0.68t以下)、(自重 2.5t)
	破碎機	圧縮せん断方式 (破碎能力 70t/5 時間) 破碎力 一次破碎機 (ギロチン形 290 t) 二次破碎機 (櫛刃形 170t)
	磁選機	鉄分回収 2 基 (A)電磁吊下式 磁選機A ベルト速度 30m/分 電磁吊下式 二次磁選機 ベルト速度 70m/分 (B)ロータリ型 一次磁選機 搬送能力 3.4t/時間
	貯留ホツパ	不燃物ホツパ 30 m <sup>3</sup> (10 m <sup>3</sup> × 3 基)(休止中) 鉄分ホツパ 30 m <sup>3</sup> (10 m <sup>3</sup> × 3 基)
その他	搬入・搬出管理	自動計量及び料金等の表示 日報・月報・年報の作成
	焼却施設管理	クレーン投入量自動計重 クレーン稼動状況記録 クレーン関係日・月・年報作成 プラント運転指示及び記録 プラント運転日・月・年報作成
	環境モニタリング	排ガス観測 排水観測 深井戸観測

■2020 年度 電力量・蒸気量実績



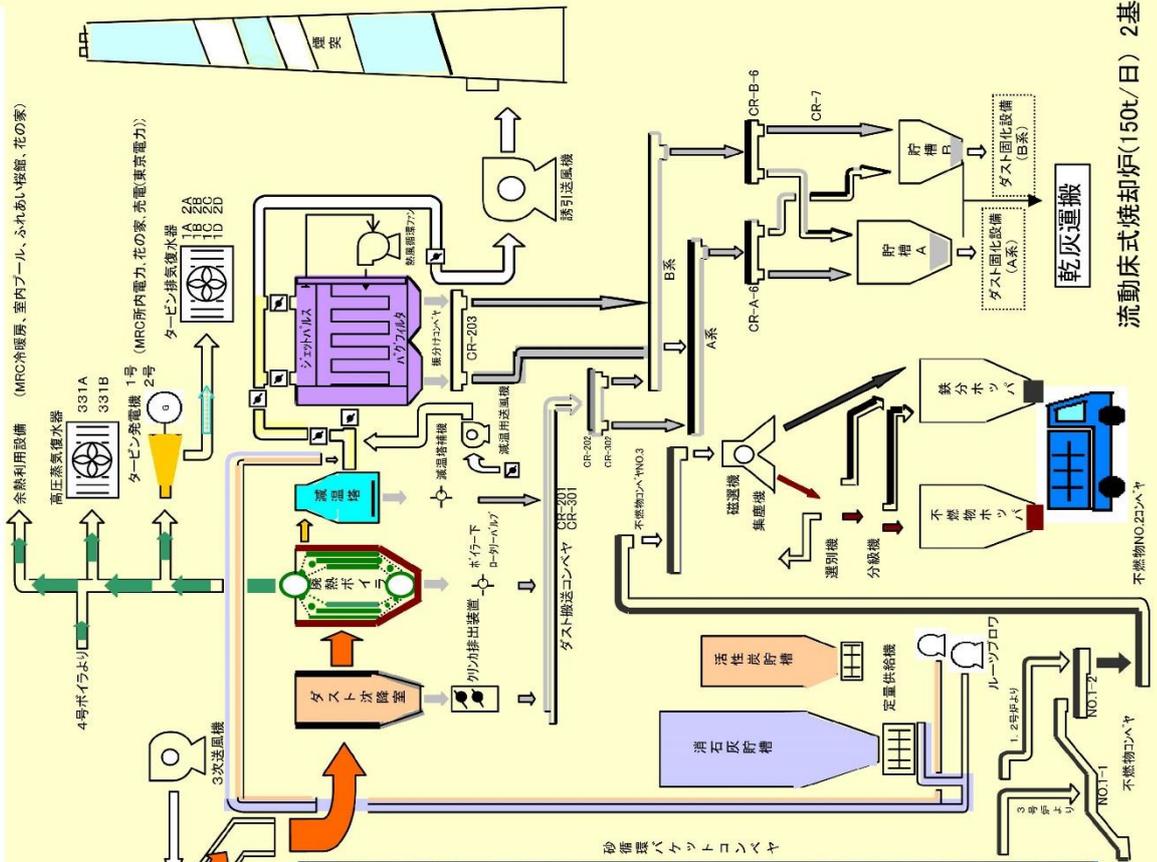
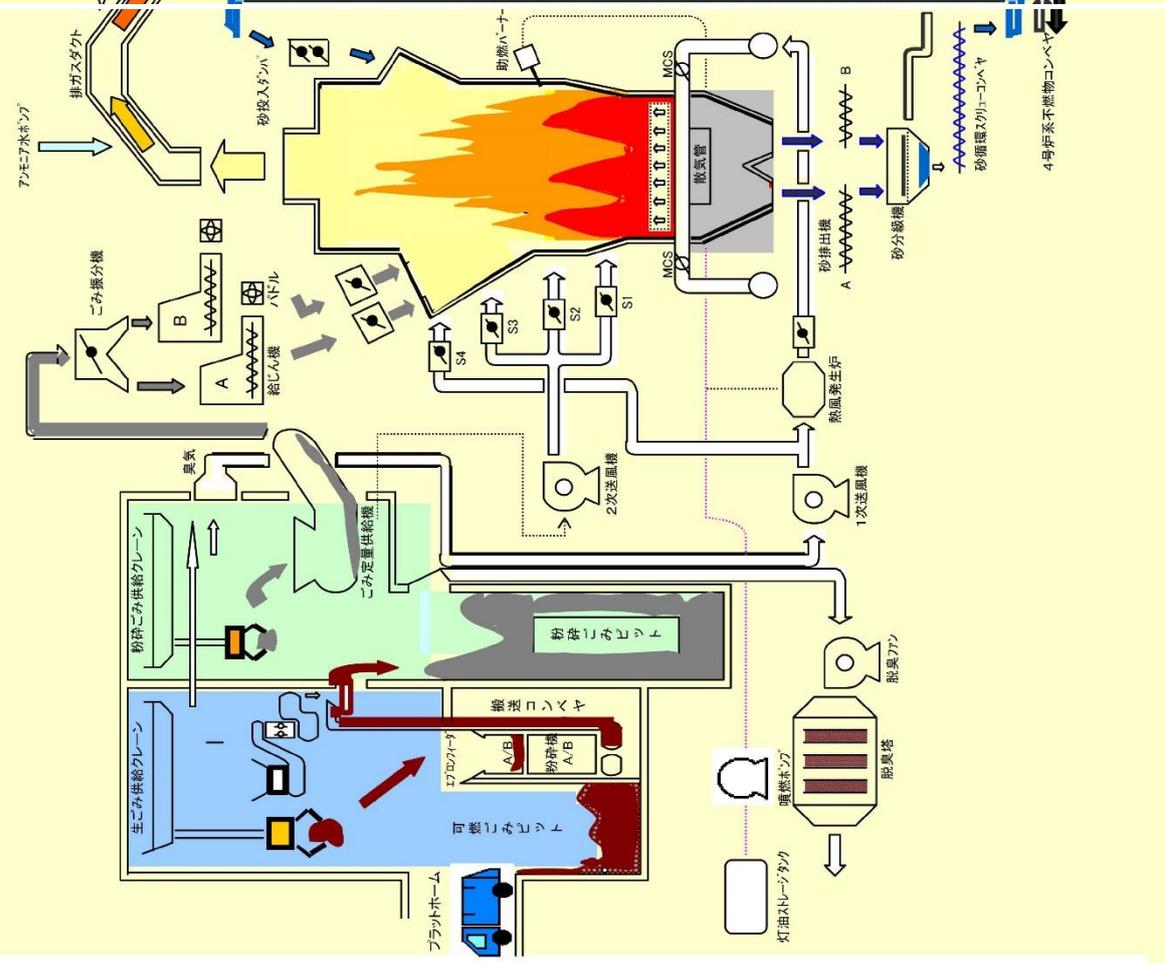


町田リサイクル文化センター施設配置



町田リサイクル文化センター外観

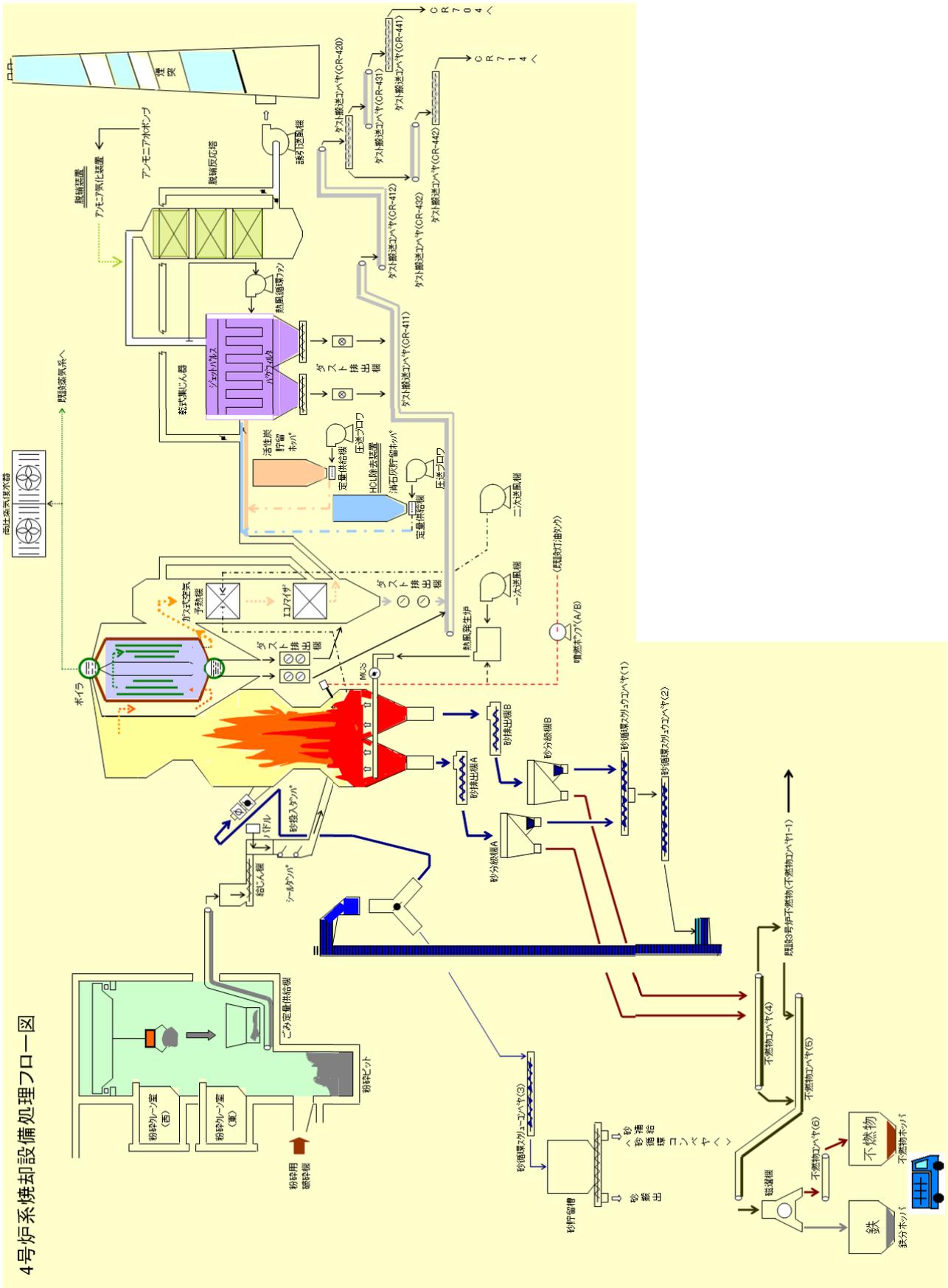
町田市一般廃棄物焼却設備 2、3号炉系処理フロー一図



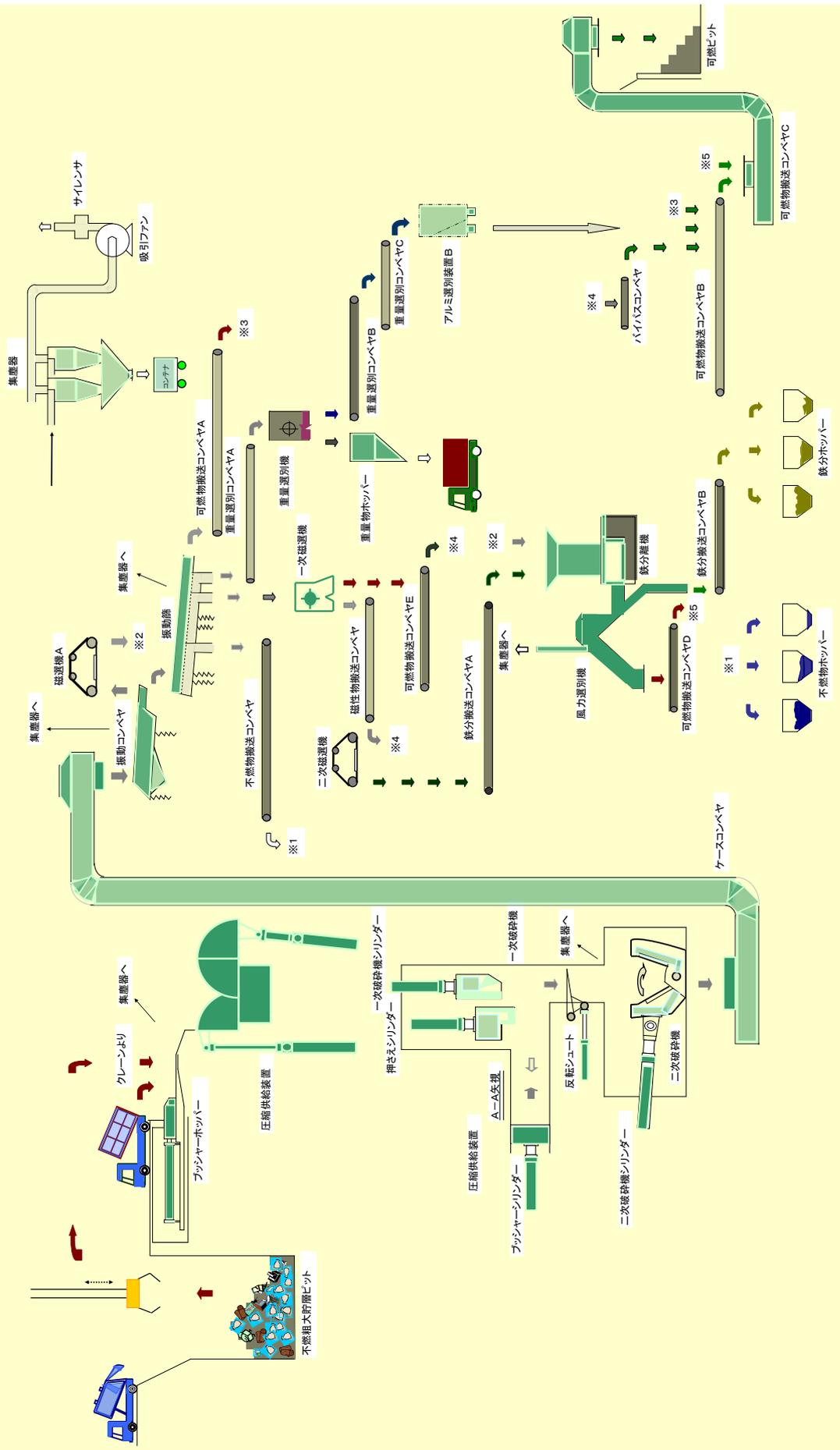
流動床式焼却炉(150t/日) 2基

竣工:1982年5月

4号炉系焼却設備処理フロー一図



不燃粗大ゴミ破砕設備処理フロー図



パワーユニット

(2)埋立処分地

名称	町田市一般廃棄物最終処分場	
区分	最終処分場	
所在地	下小山田町 3267 番地	
用地面積	128,996 m <sup>2</sup>	
埋立地供用面積	65,268 m <sup>2</sup>	
着工・竣工年月	1976年10月～1981年6月	
容量	638,822m <sup>3</sup> 池の辺埋立区 402,000 m <sup>3</sup> 峠谷埋立区 236,822 m <sup>3</sup>	
埋立方式	サンドイッチ工法	
施工業者	銭高組、三機工業	
事業費	774,060 千円(用地費を除く)	
財源内訳	国庫補助金 353,982 千円 市債 297,10 千円 都補助 60,756 千円 一般財源 62,222 千円	



池の辺埋立区



峠谷埋立区

(3)排水浄化センター

名称	町田市清掃第二事業場排水浄化センター	
区分	ごみ焼却汚水及び埋立浸出水処理施設	
所在地	下小山田町 3239 番地 1	
用地面積	3,563.52 m <sup>2</sup>	
着工・竣工年月	1976年10月～1978年3月	
型式	標準活性汚泥法	
処理能力	600 m <sup>3</sup> /日	



排水浄化センター外観

(4)リレーセンターみなみ

名称	リレーセンターみなみ	
区分	①燃やせるごみ中継施設 ②容器包装プラスチック圧縮梱包施設	
所在地	南町田 2 丁目 6 番 14 号	
敷地面積	1,024.4 m <sup>2</sup>	
着工・竣工年月	①1984年3月～1985年2月 ②2014年12月～2016年1月	
処理能力	①100t/日 ②4.9t/日	
工事費	①7億4,800万円 ②2億9,916万円	

■設備概要

可燃ごみホッパー	容量 約 50 m <sup>3</sup> ごみ量検知装置 薬剤散布装置
可燃ごみ機械設備	コンパクター コンテナ横移動装置 ターンテーブル トラックスケール式
コンテナ	容積 18 m <sup>3</sup> ×5台 ごみ積載量 6.7t
容器包装プラスチック圧縮梱包設備	破袋機 手選別コンベヤ 圧縮梱包設備 処理能力 4.9t/日



リレーセンターみなみ外観

(5) 剪定枝資源化センター

名称	剪定枝資源化センター
区分	剪定枝たい肥を生産する施設
所在地	小野路町 3332 番地
敷地面積	6,773.34 m <sup>2</sup>
建築物	破砕棟 (351.90 m <sup>3</sup> )
	発酵分解棟 (2,495.48 m <sup>3</sup> )
	事務所棟 (137.70 m <sup>2</sup> )
	ポンプ棟 (8.80 m <sup>2</sup> )
機械設備	一次破砕機 1 基、植織機(膨潤機)1 基、定量供給装置一式、攪拌機 3 基、トラックスケール一式
着工・竣工年月	2006 年 12 月～2008 年 3 月
処理能力	10t/日 (3,000t/年)
工事費	9 億 9,572 万 4 千円



剪定枝資源化センター外観

(6) 清掃第二事業場

名称	清掃第二事業場
区分	①カン選別・圧縮施設、②ビン選別施設
所在地	下小山田町 3267 番地
処理能力	①4.5t/日、②16t/日
稼働年月	①1977 年 3 月、②1969 年 3 月

## 2. 町田市一般廃棄物資源化基本計画

### (1) 計画策定の趣旨

町田市では、清掃施設や最終処分場の整備を進めるとともに、資源の回収などによる循環型社会実現へ向けた取り組みを推進してきました。また、2005年10月からはごみの有料化を実施し、ごみ減量を進めてきました。

2006年10月にごみの減量と資源化の推進に向けた「ごみゼロ市民会議」がスタートし、2007年11月には『町田市ごみゼロ市民会議報告～もったいない精神で「ごみゼロまちだ」をつくろう～』がまとめられ、市民によるごみの減量・資源化の方策などが提言されました。

これらの状況を踏まえ、市民・事業者・行政の協働のもとに、環境負荷の低減を図り、地域と共生する持続可能な循環型社会の実現を目指して、町田市の一般廃棄物処理の基本となる「町田市一般廃棄物資源化基本計画」を策定します。

### (2) 計画の期間

本計画は2011年度から2020年度までの10年間を計画期間とします。なお、本計画は、5年毎に見直しを行います。

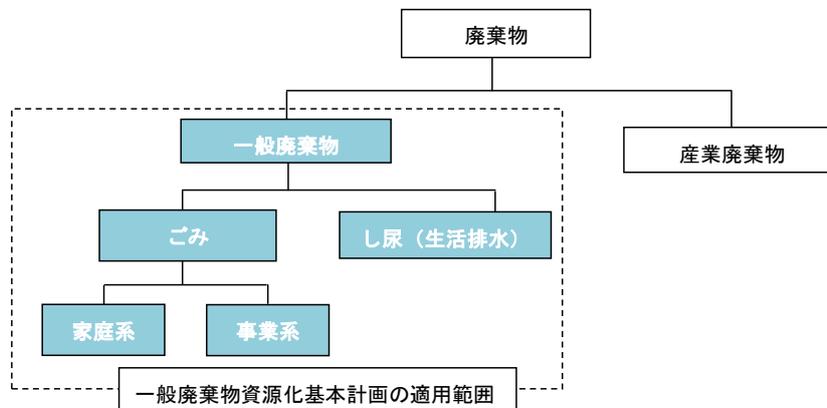
計画の期間

年度	2011	2021	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
内 容	計画期間									
	計画前期					計画後期				
	開始年度				見直し					目標年度

### (3) 計画の適用範囲

本計画の適用範囲は、市自らが収集・運搬を行う家庭系の一般廃棄物ばかりでなく、許可業者が収集運搬を行う事業系の一般廃棄物までとなります。なお、製造業等から排出される産業廃棄物は対象外となります。

計画の適用範囲



#### (4) 計画の基本的な考え方

##### ① 基本理念

町田市 43 万市民は、地域や地球の環境を守るために、「ごみになるものを作らない・燃やさない・埋め立てない」を原則として、徹底したごみ減量、資源化を図りつつ持続可能で環境負荷の少ない都市を目指します。

##### ② 基本方針

基本理念を実現するために、5 つの基本方針を掲げました。ごみ減量・資源化の優先順位はごみの発生抑制を優先的に取り組み、その上で、再使用、リサイクル、適正処理の順で進めていきます。

基本方針 1：家庭から出る生ごみの 100%の資源化を推進します。

基本方針 2：プラスチックごみの減量・資源化を推進します。

基本方針 3：市民、事業者、行政の協働を進めます。

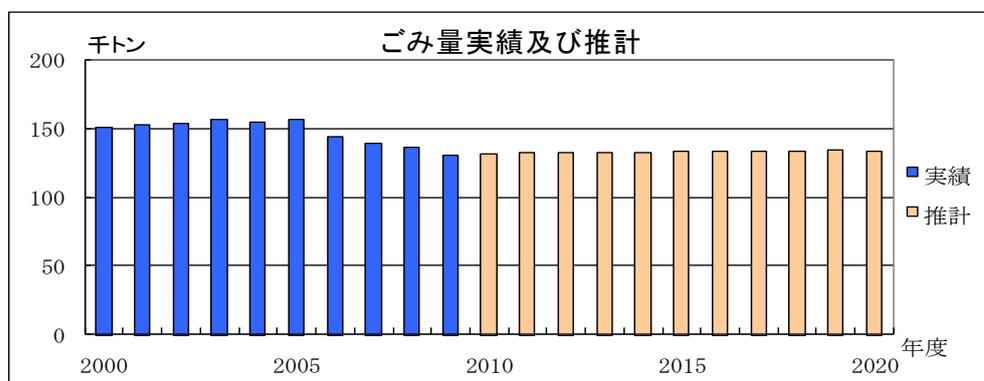
基本方針 4：次世代型のリサイクル施設を整備し、ごみ処理の円滑な運営を進めます。

基本方針 5：ごみの発生抑制と排出抑制の取り組みを進めます。

#### (5) 計画の目標

##### ① ごみ量推計

新たな施策を講じずにこのままの状態が続く場合、ごみ量は約 13 万 3,000 トンとすることが予想されます。



※将来のごみ量推計は、2009 年度のごみ量に将来人口（2010 年度推計）の増加率を乗じて求めました。

##### ② 計画の目標

計画の最終年度である 2020 年度までの数値目標を 2009 年度の値を基準値として定めます。

○全体目標：ごみとして処理する量を 40%削減します

ごみ減量・資源化を推進し、ごみとして処理する量（可燃ごみ・燃やせるごみ、不燃ごみ・燃やせない、粗大ごみ、有害ごみ）を減らします。

2009 年度における総ごみ量（約 13 万 1,000 トン、(集団回収を含む)）のうち、ごみとして処理している量は約 9 万 9,000 トンです。この量を 2020 年度までに約 6 万トンへ 40%削減します。

## ○個別目標(2020年度の目標)

①発生・排出抑制：あわせて1万1,000トンの抑制を目指します。

- 人口増加（人口増加率 2009年度対比 2%）に伴って増加が見込まれるごみ量（約3,000トン）以上の発生抑制
- 約5,000トンの生ごみの発生抑制
- 約3,000トンの事業系ごみの排出抑制

※集団回収量を含み、エコセメント化した灰の量は含まない。

②資源化率：54%（2009年度の資源化率 27%）

※集団回収量を含み、エコセメント化した灰の量は含まない。

③生ごみの新たな資源化

- 生ごみ処理機による処理：3,000トン
- バイオガス化による処理：1万9,000トン

④プラスチックごみの資源化：汚れたものを除き約6,700トンの資源化

⑤温室効果ガスの削減

- 温室効果ガスの削減量（排出分）：1万7,000トン以下（2009年度の温室効果ガスは、約3万4,000トン）
- 廃棄物からのエネルギーの回収：CO<sub>2</sub>に換算して約5,400トンの削減

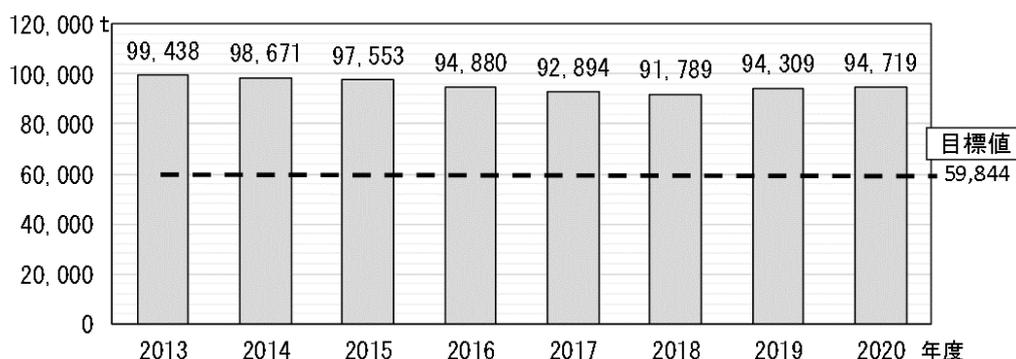
## (6)目標の達成状況

2021年度第1回町田市廃棄物減量等推進審議会（2021年7月8日開催）において、次のとおり報告しました。

### ①【全体目標】ごみとして処理する量の40%削減（達成状況：×）

基準年度<sup>※1</sup>の2013年度のごみとして処理する量<sup>※2</sup>である99,438tを、2020年度までに40%削減し、59,844tとすることを目標としていました。しかし、バイオガス化施設及び資源化施設の整備ができなかったこと、ごみの減量・分別が進まなかったこと等の理由から、2020年度は94,719tとなっており、2013年度比で4.7%の削減にとどまっています。

ごみとして処理する量の推移と目標処理量



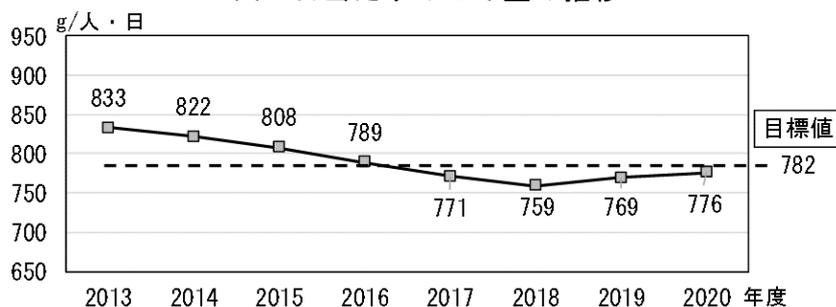
※1 アクションプラン策定時に基準年度を 2013 年度に変更

※2 ごみとして処理する量：燃やせるごみ・燃やせないごみ・粗大ごみ・有害ごみの合計

②【個別目標1 発生・排出抑制】1人1日当たりのごみ量を 782g/人・日以下に削減（達成状況：○）

発生抑制によって、1人1日当たりのごみ量（資源・生ごみ自家処理量を含む）を 782g に削減することを目標としていました。生活様式の変化に伴い、資源（古紙・ビン・カン等）の排出量が大きく減少したことから、1人1日当たりのごみ量も 776g へと 57g（約 7%）減少し、目標値を達成しています。

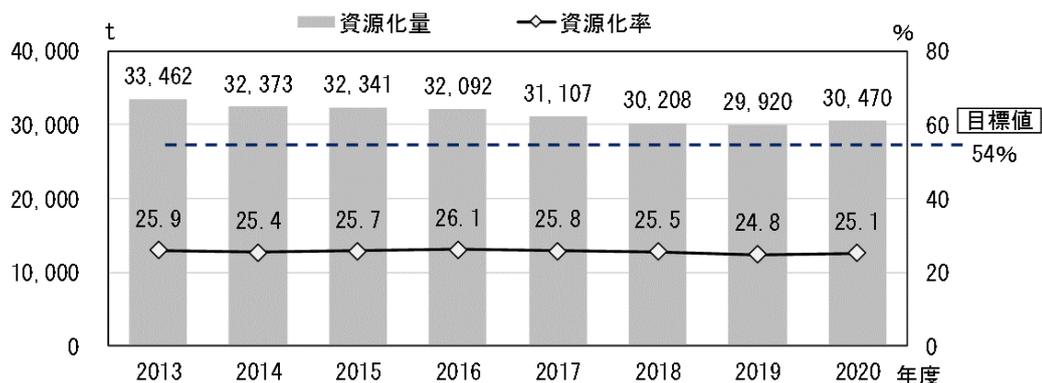
1人1日当たりのごみ量の推移



③【個別目標2 資源化率】資源化率を 54%まで高める（達成状況：×）

2020 年度までにバイオガス化施設及び資源化施設を整備し、生ごみと容器包装プラスチックの資源化を行うことで、資源化率を 54%に向上させることを目指していましたが、施設整備が計画期間内に完了しなかったこと、ごみの減量・分別が進まなかったことから、資源化率は基準年度の 25.9%から 0.8 ポイント減少し、25.1%となっています。

### 資源化量と資源化率の推移

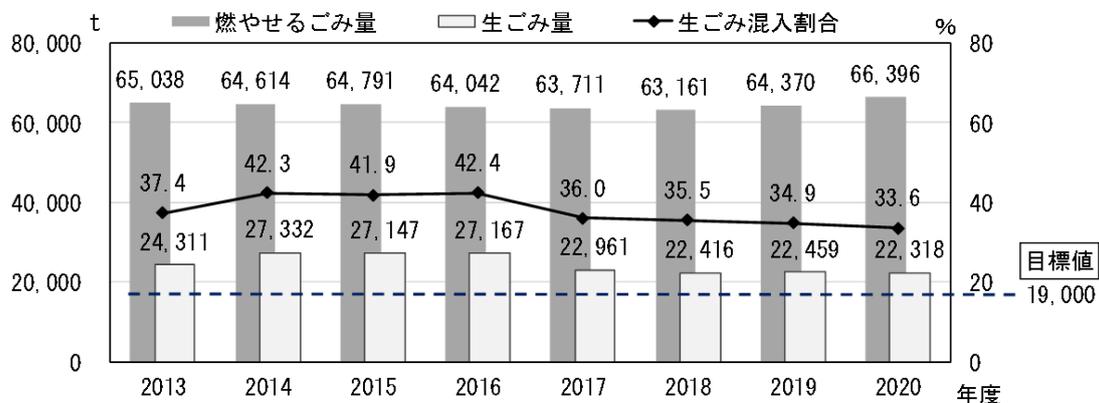


※資源化率 = 資源化量合計（エコセメントを含めず集団回収を含む）÷総ごみ量

#### ④【個別目標3 生ごみの焼却量】生ごみの100%資源化（達成状況：×）

生ごみの減量とバイオガス化施設の整備による生ごみの100%資源化（生ごみ量19,000t）を目指していましたが、計画期間内でバイオガス化施設を整備することができませんでした。また、発生抑制や生ごみ処理機等による自家処理も進まなかったため、燃やせるごみの中に含まれる生ごみの量は、バイオガス化施設の処理量を超える22,318tとなっています。

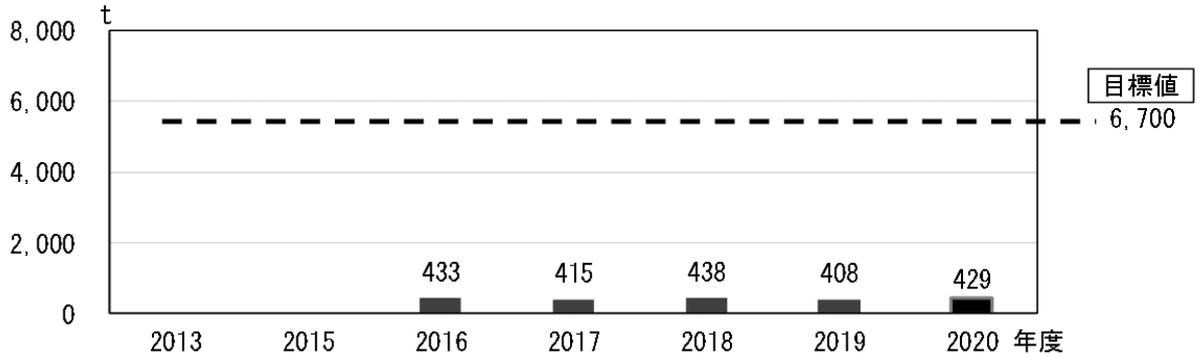
### 生ごみの焼却量の推移



#### ⑤【個別目標4 容器包装プラスチックの資源化】6,700t資源化する（達成状況：×）

容器包装プラスチック6,700tの資源化を目指し、2016年度からJR横浜線以南地域において、先行して容器包装プラスチックの資源化を開始しました。しかし、予定していた残り2カ所の資源化施設の整備が進まずに全市展開ができなかったことや、先行地域の分別が想定していたより進まなかったことから2020年度は429tの資源化にとどまっています。

### 容器包装プラスチックの資源化量の推移

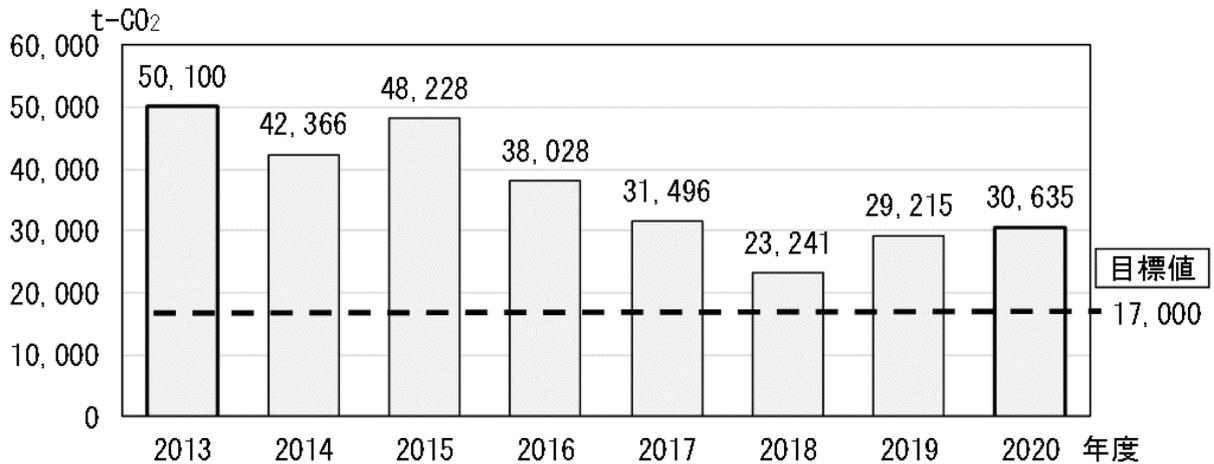


#### ⑥【個別目標5 温室効果ガスの削減】

清掃工場から排出される温室効果ガス排出量を1万7,000t-CO<sub>2</sub>に削減（達成状況：×）

焼却量の減少や容器包装プラスチックの資源化により、温室効果ガス排出量を17,000t-CO<sub>2</sub>にすることを目指していましたが、しかし、資源化施設の整備ができなかったことにより、清掃工場でき引き続きCO<sub>2</sub>を多く排出するプラスチックを焼却していることや、ごみの減量・分別が進まなかったことから、2020年度の排出量は30,635t-CO<sub>2</sub>となっています。

### 清掃工場から排出される温室効果ガス排出量の推移



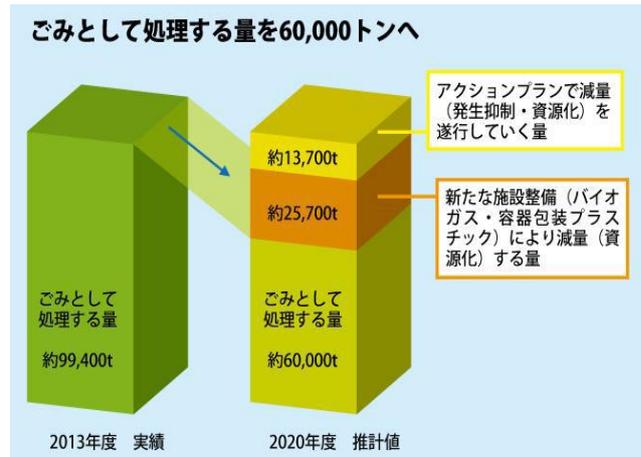
※町田リサイクル文化センター・町田市清掃工場処理する一般廃棄物のうちプラスチックごみの焼却に伴い排出される非エネルギー起源CO<sub>2</sub>、一般廃棄物の焼却に伴い排出されるCH<sub>4</sub>（メタン）及びN<sub>2</sub>O（一酸化二窒素）の合計

### 3. ごみ減量アクションプラン

#### (1) 概要

「ごみ減量アクションプラン」は、「町田市一般廃棄物資源化基本計画」で示した全体目標（2020年度までに2009年度比で「ごみとして処理する量を40%削減」）の達成を目指すため、2015年度から2020年度を計画期間とした、更なるごみの減量（発生抑制・資源化）を推進するための行動計画です。

「あなたからはじまる、40%ごみ減量」をキャッチフレーズとして、市民・事業者・町田市が一体となり、アクションプランに取り組みます。



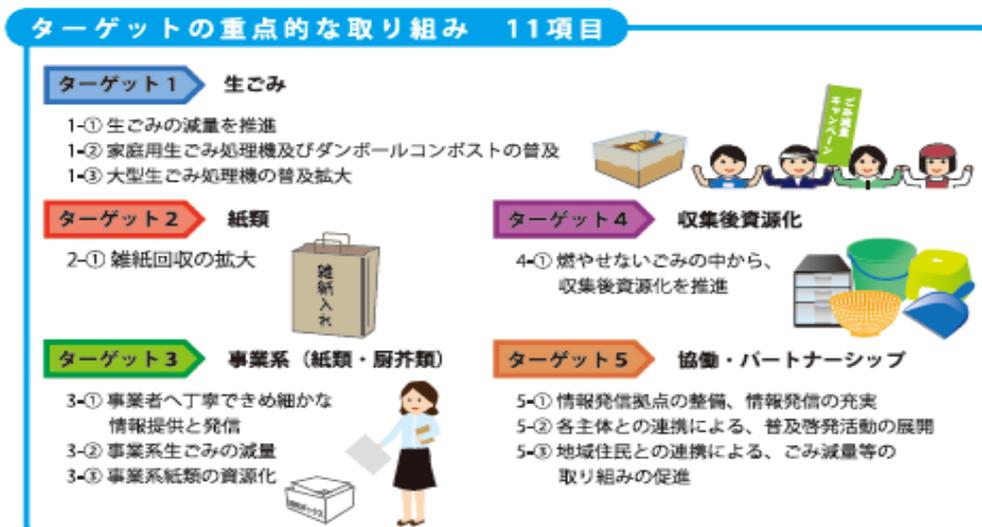
#### (2) ターゲット

このアクションプランでは、約13,700トンの減量を達成するために具体的な「5つのターゲット」を設定しています。1つ目と2つ目は家庭系ごみを対象に「生ごみ」「紙類」、3つ目は「事業系ごみ」、4つ目は「金属・小型家電・製品プラスチック」の資源化、5つ目は全ての施策を推進するために必要な「協働・パートナーシップ」をターゲットとしました。そして、それぞれの減量目標を以下のように定めました。

- 「生ごみ」3,000トン
- 「紙類」2,500トン
- 「事業系ごみ」5,000トン
- 「収集後資源化」3,000トン
- 「協働・パートナーシップ」

#### (3) ターゲットの重点的な取り組み

「ごみ減量アクションプラン」では、以下の11項目について、重点的に取り組みます。



#### (4) 目標の達成状況

2021年度第1回町田市廃棄物減量等推進審議会（2021年7月8日開催）において、次のとおり報告しました。

ごみ減量アクションプランでは、基準年度である2013年度のごみとして処理する量を、2020年度までに13,700t削減することを目標としていましたが、計画期間内では4,290tの削減にとどまっています。

【「ごみ減量アクションプラン」で掲げる減量の進捗状況】

	基準年度(2013)	2015	2016	2017	2018	2019	2020	(目標)
基準年度からの減量数(t)		-1,834	-4,125	-6,129	-7,211	-4,721	-4,290	-13,700
2020年度目標までの進捗度(減量数/10,700t)		13.4%	30.1%	44.7%	52.6%	34.5%	31.3%	100.0%

#### ■家庭系可燃ごみ

各家庭から排出される燃やせるごみに含まれるごみ種ごとの量は、指定収集袋の組成調査結果から推定量を算出しています。

##### ①「生ごみ」の量（達成状況 ×）

2020年度の燃やせるごみに含まれる「生ごみ」の推定量は22,318tとなり、「生ごみ3,000t減量」の目標に対して、1,993tの減少にとどまっています。

【組成調査から推定した生ごみの推移】

ごみの種類	2013 (基準年)	2015	2016	2017	2018	2019	2020	目標値	
燃やせるごみ(t)	65,038	64,791	64,042	63,711	63,161	64,370	66,396		
生ごみ	組成割合(%)	37.38	41.90	42.42	36.04	35.49	34.89	33.61	-
	推定量(t)	24,311	27,147	27,167	22,961	22,416	22,459	22,318	21,311
	基準年度比(t)	-	2,836	2,855	-1,350	-1,895	-1,852	-1,993	-3,000
	進捗度 (減量数/3000t)	-	-94.5%	-95.2%	45.0%	63.2%	61.7%	66.4%	100.0%

##### ②「資源化できる紙類」の量（達成状況 ○）

燃やせるごみに含まれる「資源化できる紙類」の推定量は3,692tとなり、「紙類2,500t減量」の目標に対して3,365tの減少となっており、目標を達成しています。

【組成調査から推定した資源化できる紙の推移】

ごみの種類	2013 (基準年)	2015	2016	2017	2018	2019	2020	目標値	
燃やせるごみ(t)	65,038	64,791	64,042	63,711	63,161	64,370	66,396		
資源化できる紙	組成割合(%)	10.85	9.22	7.13	7.61	6.49	5.77	5.56	-
	推定量(t)	7,057	5,974	4,566	4,848	4,099	3,714	3,692	4,557
	基準年度比(t)	-	-1,083	-2,490	-2,208	-2,957	-3,343	-3,365	-2,500
	進捗度 (減量数/2500t)	-	43.3%	99.6%	88.3%	118.3%	133.7%	134.6%	100.0%

■事業系ごみ（達成状況 ○）

2020年度に事業系ごみとして処理した量は16,816 tで、「事業系ごみ5,000 t減量」の目標に対して6,204 tの減少となっており、目標を達成しています。

【事業系ごみの推移】

	2013 (基準年)	2015	2016	2017	2018	2019	2020	(目標値)
事業系ごみ(t)	23,020	21,937	20,995	19,645	18,831	19,315	16,816	18,020
基準年度比(t)	-	-1,083	-2,025	-3,375	-4,189	-3,705	-6,204	-5,000
進捗度 (減量数/5000t)	-	21.7%	40.5%	67.5%	83.8%	74.1%	124.1%	100.0%

#### 4. 一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 6 条第 4 項及び町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成 5 年 9 月町田市条例第 28 号。以下「条例」という。）第 31 条第 2 項の規定により、一般廃棄物処理計画を別紙のとおり変更したので、法第 6 条第 4 項及び条例第 31 条第 2 項の規定により、別紙のとおり告示する。

2020 年 4 月 1 日

町田市長 石坂 丈一

##### 2020 年度一般廃棄物処理実施計画

#### 第 1 目的

本計画は、市民・事業者・行政の協働のもとに、環境負荷の低減を図り、地域と共生する持続可能な循環型社会の実現を目指して策定された「町田市一般廃棄物資源化基本計画」を受け、年度ごとに、一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等について必要な事項を定めるものである。

#### 第 2 計画区域

町田市全域とする。

#### 第 3 計画期間

2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日までとする。

#### 第 4 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

##### 1 資源とごみ

##### (1) 発生量

	区分	2020 年度 (見込み)
戸別収集 ごみ集積所 及び 持込量	可燃ごみ（燃やせるごみ）	58,738t
	不燃ごみ（燃やせないごみ）	6,817t
	粗大ごみ	2,831t
	有害ごみ	149t
	ビン・カン	3,685t
	古紙・古着	11,334t
	剪定枝	1,389t
	ペットボトル	749t
	容器包装プラスチック	438t
拠点回収量	ペットボトル等	309t
広場回収量	家庭用金物	15t
	陶磁器・ガラス食器	60t
	ビデオテープ	10t
	廃食用油	5t
	その他資源化可能物	6t
公共施設回収量及び 広場回収量	小型家電	10t

事業系 持込量	事業系一般廃棄物	18,020t
	剪定枝（剪定枝資源化センター）	278t
事業系民間処理施設等 持込量	厨芥類	1,300t
	剪定枝	10,200t
	その他	0.3t

(2) 処理量

焼却量	89,178t
資源化量	19,268t
エコセメント化	7,646t

2 し尿等

し尿	906kℓ
浄化槽汚泥	5455kℓ
ディスポーザ汚泥	80kℓ

3 動物死体

動物死体	1400 頭
------	--------

※見込み量の対象期間は、2020年4月1日から2021年3月31日までとする。

第5 一般廃棄物の減量と資源化の推進のための方策に関する事項

一般廃棄物資源化基本計画を推進し、一般廃棄物の減量と資源化の推進に取り組むため、以下の方策を実施する。

1 広報・啓発活動の充実

ごみの減量と資源化の推進の重要性についての認識を深めてもらうため、町田市広報紙「広報まちだ」への記事掲載、環境広報紙「ECOまちだ」等の発行を行う。また、まちだごみ情報紙「ごみナクナーレ」、町田市ごみ分別アプリや町田市メール配信サービス「ごみ・資源情報」や「ハスのんインスタグラム」、「ハスのんツイッター」、燃やせるごみ・燃やせないごみの指定収集袋を活用し、啓発を進める。さらに、多くの市民が参加するイベント等の機会を生かし、対話による啓発を実施する。

2 子ども向け「ごみと環境の出前講座」の実施

ごみの減量や資源化に関心を持ってもらうことを目的に、保育園、幼稚園、小学校、学童保育クラブを対象に出前講座を実施する。講座で学んだことを日常生活に活かしてもらうとともに、家庭での取組につながるよう展開を図る。

3 地域での「資源とごみ出前講座」の実施

ごみ減量と資源化を推進するため、廃棄物減量等推進員（ごみ減量サポーター）と連携し、町内会・自治会等、その他団体へ出前講座を実施する。特に、2016年4月から、容器包装プラスチックの分別収集を実施しているJR横浜線以南の地域を重点地域とし、地域の要望に合わせた出前講座を展開する。

#### 4 事業者への指導

排出事業者を訪問し、適正処理ルールブックを活用した、事業ごみの減量・資源化の指導を行う。また、事業用途に供する部分の延床面積が 3,000 m<sup>2</sup>以上の建築物を有する大規模事業者へは、条例で提出を義務付けている「廃棄物の減量及び再利用に関する計画書」をもとに指導・啓発を行う。

#### 5 生ごみ減量・資源化の推進

- (1) 食品ロスを削減するため、広報活動やイベント、キャンペーンを通じて「もったいない意識」の啓発を行う。
- (2) 生ごみの減量における水切りの重要性を伝えるため、水切りキャンペーンで生ごみの水切り体験等を実施する。
- (3) 家庭から排出される生ごみの資源化を進めるため、集合住宅や戸建て住宅のごみ集積所などに「大型生ごみ処理機」の導入を進める。また、「家庭用生ごみ処理機」の普及を推進するために、「家庭用生ごみ処理機」を購入した市民に予算の範囲内で補助金を交付する。あわせて、安価で取り組みやすい「ダンボールコンポスト」を普及させるための講習会を実施する。

#### 6 リサイクル広場の活用

常設リサイクル広場まちは、毎週月～土曜日（祝休日、年末年始を除く。）、移動リサイクル広場、出張リサイクル広場等は、市内各地で随時開催し、家庭用金物、陶磁器・ガラス食器、ビデオテープ、廃食用油、小型家電、インクカートリッジ、その他資源化可能物を持ち込み方式で回収し、資源化を進める。あわせて、市民との協働の取り組みとして、地域住民が自主的に運営する地域リサイクル広場の維持・拡大を進める。さらに、ごみ減量・資源化を広めるための情報発信拠点として、臨時リサイクル広場の開催や開催場所の増設、利用者の拡大などの取り組みを行う。

#### 7 市民・事業者との協働

- (1) 地域でごみの減量と資源化を推進しているごみ減量サポーターの活動を支援する。
- (2) 子どもの頃からごみの分別に興味を持つようにするため、市民団体が小学校で行う出前講座「ハチドリ教室」を支援する。
- (3) 事業者と協働してごみの減量と資源化を推進するため、店頭での資源回収や簡易包装等を実施している「リサイクル推進店」の紹介を行う。また、エコバッグの利用促進や食品ロス削減に向けて、ポスター掲示や店頭でのキャンペーン等を実施する。さらに、環境やごみの問題に関心の高い小売店と協働して、市民に対する啓発の取組を行う。
- (4) 事業者との協働により、使用済小型家電の宅配回収やインクカートリッジの回収を実施し、さらなるごみの減量、資源化を推進する。
- (5) 地域住民が自主的に運営する「地域リサイクル広場」の地域設置を進めるとともに、運営支援を行う。
- (6) 市内のイベントで発生する廃棄物の減量を支援するため、リユース食器等のあっせんや分別ステーション設置機材の貸し出し等を行う。
- (7) 容器包装プラスチックの資源化を推進するため、町内会・自治会等と協働して、早朝ごみ出し分別キャンペーンなどを実施する。
- (8) 使い捨て容器を減らしていくライフスタイルを提案するため、スポーツイベントで

- 「マイボトル促進キャンペーン」を実施する。また、市内の飲食店と協働し、マイボトル等を活用しやすいまちを目指し「マイボトルOK店」の拡大に取り組む。
- (9) ごみの発生抑制についての啓発を行うため、小売店等と協働し、ポスター掲示やキャンペーン等を行う。
- (10) 情報が届きにくい世帯への対応として、町田市ごみ分別アプリや町田市メール配信サービスを活用した啓発を進める。また、アパート等集合住宅へ入居の際に、不動産業者等と協働し、町田市の分別等について周知を行う。
- (11) 「粗大ごみ再生販売事業」や「まちエコ・フリーマーケット」を通じて、リユース意識の浸透を図る。
- (12) 事業系ごみを削減するため、経済団体との連携を進める。
- (13) 食品ロス削減への取組を進めるため、スーパー・小売店や飲食業者と連携し、「まちだ☆おいしい食べきり運動」や「まちだ☆おいしい食べきり協力店」などの取組を通して、市民に対する啓発を実施する。

第6 分別して収集するものとした一般廃棄物（家庭ごみ）の区分及び主な品目

区分		主な品目
可燃ごみ (燃やせるごみ)	小山ヶ丘地区、JR横浜線以南の地域以外	生ごみ、廃食用油、貝殻、資源にならない紙類、木くず・材木・角材、汚れた衣類・汚れた布、ぬいぐるみ・座布団、保冷剤・カイロ、やわらかいプラスチック製品、発泡スチロール製包装材・緩衝剤、布製品、ビニール製品、革製品、剪定枝として出せない植物 <sup>※3</sup> 、紙ねんど、灰、やわらかいプラスチック製在宅医療廃棄物 <sup>※1</sup> 、在宅医療に使用したガーゼ、脱脂綿等
	JR横浜線以南の地域	生ごみ、廃食用油、貝殻、資源にならない紙類、木くず・材木・角材、汚れた衣類・汚れた布、ぬいぐるみ・座布団、保冷剤、カイロ、やわらかく汚れの落ちない容器包装プラスチック、容器包装プラスチック以外のやわらかいプラスチック製品、布製品・ビニール製品・革製品、剪定枝として出せない植物 <sup>※3</sup> 、紙ねんど、灰、やわらかいプラスチック製在宅医療廃棄物 <sup>※1</sup> 、在宅医療に使用したガーゼ、脱脂綿等
	小山ヶ丘地区	生ごみ、廃食用油、貝殻、資源にならない紙類、木くず・材木・角材、汚れた衣類・汚れた布、ぬいぐるみ・座布団、保冷剤、やわらかいプラスチック製品、剪定枝として出せない植物 <sup>※3</sup> 、紙ねんど、灰、やわらかいプラスチック製在宅医療廃棄物 <sup>※1</sup> 、在宅医療に使用したガーゼ、脱脂綿等
不燃ごみ(燃やせないごみ)	小山ヶ丘地区、JR横浜線以南の地域以外	食器・陶器・ガラス製品、化粧品等の乳白色のビン、各リサイクル法対象でない小型電気製品・プリンター、カセットテープ・ビデオテープ・CD・DVD、おもちゃ、電球(蛍光管を除く)・LED、鏡・ガラス・包丁・はさみ、タイヤチェーン・鉄アレイ・ダンベル、硬いプラスチック製品、掃除機の柄・ホース、ラケット、

		釣りざお、ほうき、シャベル・スコップ、傘、ゴルフクラブ、バット、突っ張り棒、その他直径 15cm 以下・長さ 140cm 以下のもの、注射筒（ガラス製含む。）※ <sup>2</sup> 土、砂、砂利、石、コンクリートブロック、レンガ
	J R 横浜線以南の地域	食器・陶器・ガラス製品、化粧品等の乳白色のビン、各リサイクル法対象でない小型電気製品・プリンター、カセットテープ・ビデオテープ・CD・DVD、おもちゃ、電球（蛍光管を除く。）・LED、鏡・ガラス・包丁・はさみ、タイヤチェーン・鉄アレイ・ダンベル、硬いプラスチック製品、汚れの落ちない硬い容器包装プラスチック、掃除機の柄・ホース、ラケット、釣りざお、ほうき、シャベル・スコップ、傘、ゴルフクラブ、バット、突っ張り棒、その他直径 15cm 以下・長さ 140cm 以下のもの、注射筒（ガラス製含む。）※ <sup>2</sup> 土、砂、砂利、石、コンクリートブロック、レンガ
	小山ヶ丘地区	食器・陶器・ガラス製品、化粧品等の乳白色のビン、各リサイクル法対象でない小型電気製品・プリンター、カセットテープ・ビデオテープ・CD・DVD、おもちゃ、電球（蛍光管を除く。）・LED、鏡・ガラス・包丁・はさみ、タイヤチェーン・鉄アレイ・ダンベル、カイロ、硬いプラスチック製品、発泡スチロール製包装材・緩衝剤など、布製品、ビニール製品、革製品、掃除機の柄・ホース、ラケット、釣りざお、ほうき、シャベル・スコップ、傘、ゴルフクラブ、バット、突っ張り棒、その他直径 15cm 以下・長さ 140cm 以下のもの、注射筒（ガラス製含む。）※ <sup>2</sup> 土、砂、砂利、石、コンクリートブロック、レンガ
粗大ごみ		市指定収集袋に入らないもの（掃除機の柄・ホース、ラケット、釣りざお、ほうき、シャベル・スコップ、傘、ゴルフクラブ、バット、突っ張り棒、その他直径 15cm 以下・長さ 140cm 以下のものを除く。）または重さが 10kg を超えるもの。
有害ごみ		乾電池、コイン型電池（CR・BRのみ）、蛍光管、水銀体温計、水銀血圧計、ライター
資源	剪定枝	毒性がある植物・繊維質が多いためたい肥化に適さない植物・腐食した植物・樹木の根っこ、剪定くずは除く。
	ビン・カン	食品用・飲料用・化粧品（乳白色のビンを除く。）等のビン、アルミカン・スチールカン・スプレー缶・カセットガスボンベ等の缶※ <sup>4</sup>
	古紙・古着	新聞、ダンボール、書籍・雑誌、紙パック、雑がみ、シュレッターした紙、古着・古布
	白色発泡トレイ	白色発泡トレイ

ペットボトル	飲料用、酒類、しょう油、しょう油加工品、みりん風調味料、食酢、調味酢、ドレッシングタイプ調味料等のペットボトル
家庭用金物	なべ・フライパン等台所用品、大工道具等大部分が金属のもの
陶磁器・ガラス食器	土鍋・植木鉢含む。割れていても可。
ビデオテープ	ビデオテープ
廃食用油	廃食用油
その他資源化可能物	防水やワックス加工がしてある紙容器、洗剤の計量スプーン、ペットボトルのフタ、パン袋の留め具、インクカートリッジ
小型家電	特定対象品目（タブレット型情報通信端末、電話機・ファクシミリ、ラジオ、デジタルカメラ・ビデオカメラ・フィルムカメラ、映像用機器、音響機器、補助記憶装置、電子書籍端末、電子辞書・電卓、電子血圧計・電子体温計、理容用機器、懐中電灯、時計、ゲーム機、カー用品、及び附属品）、縦 15cm 横 30cm 以内の家電製品（資源有効利用促進法対象パソコンは除く。）
容器包装プラスチック ※5	容器包装リサイクル法に定められたプラスチック製容器包装（商品を包むもの、容器・袋） プラスチック容器、発泡スチロール類、カップ類 チューブ類、ポリ袋類、ラップ類、ボトル類、緩衝材錠剤シート、ペットボトル類の蓋

- ※1 やわらかいプラスチック製在宅医療廃棄物とは CAPD バッグ（排液バッグ・液薬バッグ）、輸液バッグ、チューブ・カテーテル
- ※2 注射筒、ペン型インスリン注入器、インスリンカートリッジ（その他のペン型薬液注入器、薬液カートリッジも含む）（必ず注射針は、はずす。）
- ※3 毒性がある植物、繊維質の多い植物、草、花、樹木の根、剪定くず、つる、茎
- ※4 特別指定団体：スプレー缶・カセットボンベ等の缶は有害ごみで排出する
- ※5 容器包装プラスチック分別対象地区は、J R 横浜線以南の地域（小川・金森・金森東・つくし野・南つくし野・南町田・鶴間・成瀬が丘の全域・原町田 1 丁目の一部（原町田 1 丁目 29-12 めぐみ荘・原町田 1 丁目 30-10 都営町田金森 1 丁目アパート 10 号棟））であり、該当品目は分別し資源として排出する。

## 第 7 分別して収集するものとした一般廃棄物（家庭ごみ）の排出及び収集方法等

### 1 可燃ごみ（燃やせるごみ）

排出者は、市指定収集袋（燃やせるごみ袋）を使用し、生ごみは水をよく切りその口をしっかりと結んで排出する。

### 2 不燃ごみ（燃やせないごみ）

排出者は、市指定収集袋（燃やせないごみ袋）を使用し、その口をしっかりと結んで排出する。ただし、掃除機の柄・ホース、ラケット、釣りざお、ほうき、シャベル・スコップ、傘、ゴルフクラブ、バット、突っ張り棒、その他直径 15cm 以下・長さ 140cm 以下の細長い棒状の

ものについては、40ℓの市指定収集袋（燃やせないごみ袋）で排出する。タイヤチェーン、鉄アレイ、ダンベル、くさり、ハンマーは単体で市指定収集袋に入れて排出する。鏡、ガラス、包丁、はさみ等鋭利なものは、古布や古新聞等に包んでから市指定収集袋に入れて排出する。

### 3 粗大ごみ

排出者は、市が委託する「まちだエコライフ推進公社」へ収集を申込み、指定された枚数の市指定の粗大ごみ処理券を貼付し、指定する場所へ排出する。または排出者が直接町田リサイクル文化センターへ自己搬入する。なお、自己搬入を行う場合は、「まちだエコライフ推進公社」へ予約申込みをし、予約した日時に搬入する。

### 4 落ち葉・草・剪定くず・木の根

排出者は、可燃ごみ（燃やせるごみ）の収集日に45ℓまでの大きさで透明または半透明の袋に入れ、1回90ℓ相当まで排出する。（市指定収集袋に入れずに排出できる。）また木の根は直径10cm以内に切断して排出すること。

### 5 容器包装プラスチック

排出者は、汚れを落としたうえで、市指定収集袋（容器包装プラスチック袋）を使用し、その口をしっかりと結んで排出する。1回の収集に出せる量は原則として10kg以下とする。

#### ※ 上記1、2、3、4、5の排出場所及び排出時間

戸建住宅は道路に接した敷地内、集合住宅は指定されたごみ集積所または置き場に、収集日の朝8時30分までに排出する。

### 6 有害ごみ

排出者は、スプレー缶（特別指定団体地区のみ。）、乾電池、コイン型電池（CR・BRのみ）、蛍光管、水銀体温計、ライターをそれぞれ指定された曜日に、事前に用意された回収用の容器に、以下のように排出する。

- (1) ライター、スプレー缶（特別指定団体地区のみ。）は中身を完全に使いきり排出する。
- (2) 乾電池、コイン型電池（CR・BRのみ）は製品から出して、そのまま排出する。

### 7 剪定枝

排出者は、1本の太さ（直径）10cm以内の剪定枝を、1束の長さ60cm以内、直径30cm以内に束ねて排出する。（市指定収集袋に入れずに排出できる。）または排出者が直接町田市剪定枝資源化センターへ自己搬入する。なお、自己搬入は、1本の太さ（直径）30cm以内、長さ200cm以内とし、市が指定する書面（剪定枝処理依頼票）を提出し依頼するものとする。1本の太さが10cmを超える枝で、剪定枝資源化センターへ持ち込むことができない場合は、(2)、(3)のとおり排出する。

資源化できない剪定枝（毒性がある植物及び繊維質の多い植物）

- (1) 太さ10cm以内で長さ60cm以内の剪定枝は、直径30cm以内に束ねて可燃ごみの日に排出する。
- (2) 太さ15cm以内で長さ140cm以内かつ重さ10kg以下の剪定枝は、不燃ごみの日に40ℓの市指定収集袋に入れて排出できる。
- (3) 太さ20cm以内で長さ150cm以内の剪定枝は、第7の3のとおり粗大ごみとして排出できる。

## 8 ビン・カン

排出者は、洗ってビン及びカンに分別し、ビンはふたをはずし、事前に用意された回収用の容器に、そのまま排出する。カンについては、つぶせるカンはつぶして、事前に用意された回収用の容器に、そのまま排出する。

スプレー缶は中身を完全に使いきり、穴を開けずに排出する（特別指定団体地区については「6 有害ごみ」のとおり。）。

## 9 古紙・古着

排出者は、新聞紙、書籍・雑誌、雑がみ、段ボール、紙パック、シュレツダーした紙及び古着・古布を種類ごとに分別して以下のように排出する。

- (1) 新聞紙、書籍・雑誌、段ボールは種類ごとにひもで結び、雑がみは、ばらばらにならないよう、雑誌の間に挟むか、紙袋に入れて、ひもで結んで排出する。
- (2) 古着・古布は透明または半透明の袋を使用し、口をしっかりと結んで排出する。  
なお、雨の日または雨の降りそうな日は排出しない。
- (3) 紙パックは洗って切り開き、ひもで結んで排出する。回収拠点の回収ボックスに排出することもできる。
- (4) シュレツダーした紙は、雑がみと一緒に紙袋に入れて排出する。ただし、シュレツダーした紙は飛散しやすいため、ひもで紙袋を結び排出する。

## 10 ペットボトル

排出者は、洗ってラベル及びキャップをはずし、つぶして、事前に用意された回収用のネットにそのまま排出する。回収拠点の回収ボックスに排出することもできる。

※ 上記 6、7、8、9、10 の排出場所及び排出時間

ごみ集積所へ、収集日の朝 8 時 30 分までに排出する。

9(3)、10 について、回収拠点に排出する場合は、それぞれの回収ボックスへ、回収拠点が利用可能な時間に排出する。

## 11 白色発泡トレイ

排出者は、洗った後乾かし、回収拠点の回収ボックスにそのまま排出することができる。

## 12 家庭用金物、陶磁器・ガラス食器、ビデオテープ、廃食用油、その他資源化可能物

排出者は、種類ごとに分別し、リサイクル広場に排出することができる。ただし、40ℓの市指定収集袋に入る大きさのものに限る。（市指定収集袋に入れずに排出できる。）

## 13 小型家電

排出者は、市内公共施設の回収ボックスに排出するか、リサイクル広場に排出することができる。ただし、回収ボックスの投入口（30cm×15cm）に入る小型のものに限る。（市指定収集袋に入れずに排出できる。）バッテリー等は外し、個人情報削除してから排出する。

携帯電話（スマートフォンを含む）・PHS 端末については、市内公共施設の回収ボックスに排出するか、リサイクル広場に排出することができる。または、携帯電話販売店へ処理を依頼する。

※パソコンは資源有効利用促進法の対象商品であるため、小型家電の対象外とする。

## 第8 第7に規定するもの以外の一般廃棄物（家庭ごみ）の処理等

### 1 動物の死体

小動物の死体は、市長が飼い主から申込みを受け、または通報者から連絡を受け収集、若しくは飼い主が自ら町田リサイクル文化センターに搬入するものとし、霊園等に委託して火葬及び埋葬を行う。ただし、一部国道及び河川等については、国または都が収集する。また、飼い主から申し込みを受けた場合は有料とする。

### 2 広域的処理に係る特例制度対象品目

その他廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の9に基づく廃棄物の広域的処理に係る特例制度対象品目（二輪自動車、FRP船、消火器、火薬類、密閉型蓄電池、携帯電話、及びインクカートリッジ等）については、製造事業者等の自主回収事業を行う者に処理を依頼する。

### 3 公共の場所の清掃活動により発生した一般廃棄物

公共の場所の清掃活動で集めたごみ（第10市で処理できない一般廃棄物を除く）は、ボランティア袋（容量200・400）を使用して排出することができる。その場合は一般廃棄物（家庭ごみ）の区分ごとに分別し、登録番号を記入した上でそれぞれ可燃ごみ（燃やせるごみ）・不燃ごみ（燃やせないごみ）の日に排出する。

ボランティア袋の容量で対応しがたい場合は、落ち葉・草に限り、手持ちの透明袋（容量450相当まで）を使用して排出することができる。なお、手持ちの袋の使用にあたっては、前面にボランティアと表記し、登録番号を記入しなければならない。

### 4 感染性を有しない在宅医療廃棄物

在宅医療廃棄物のうち感染性を有していない紙おむつ、人工肛門バッグ、腹膜透析パックその他ビニールバッグ類については、汚物を取り除いた上で、おむつ袋（容量200）を使用し、可燃ごみ（燃やせるごみ）の日に排出することができる。やわらかいプラスチック製在宅医療廃棄物及び使用したガーゼ・脱脂綿は市指定収集袋を使用し、可燃ごみとして排出する。また、注射筒（ガラス製含む）は必ずプラスチック製袋に入れ、しっかり封をし、市指定収集袋に入れ不燃ごみとして排出する。

### 5 町田市高齢者等訪問収集事業（ふれあい収集）

町田市高齢者等訪問収集事業（ふれあい収集）の実施については、別に定める「町田市高齢者等訪問収集事業実施要領」に基づくものとする。

### 6 家庭系臨時ごみ

家庭系臨時ごみとは、遺品整理や引っ越しなどに伴い一時的多量に発生し、かつ緊急に処理しなければならないごみで市では収集困難なものをいう。排出者は、市へ連絡の上、市が家庭系臨時ごみと判断したものに関して、排出者自ら町田リサイクル文化センターへ搬入するか、または一般廃棄物収集運搬許可業者へ処理を依頼する。

家庭系臨時ごみの処理依頼を受けた一般廃棄物収集運搬許可業者は、搬入時に、市が指定する書面を市へ提出する。

## 第9 排出量を制限する一般廃棄物（家庭ごみ）

品目	排出方法
土、砂、砂利、石、コンクリートブロック、レンガ及びこれに類するもの	集積所・戸別での排出においては、分別された品目それぞれについて、1回につき50の市指定収集袋（燃やせないごみ専用袋）1袋まで。分別できない場合は、1回につき50の市指定収集袋（燃やせないごみ専用袋）1袋まで。 町田リサイクル文化センターへの自己搬入においては1日30kgまで。
灰	水で湿らせて、1回につき50の市指定収集袋（燃やせるごみ専用袋）1袋まで。
布団、畳	町田リサイクル文化センターへの自己搬入において、布団は1日10枚まで、畳は1日6枚まで。

## 第10 市で処理できない一般廃棄物（家庭ごみ）

区分	品目	
条例第35条第1項に基づく排出禁止物	有害性のあるもの	農薬、化学薬品、バッテリー、ボタン電池、石膏ボード（有害性がないと市が認めたものを除く）
	危険性のあるもの	消火器、感染の恐れのある在宅医療廃棄物（注射針等鋭利なもの）
	引火性のあるもの	ガスボンベ（プロパン）、ガソリン、軽油、灯油、エンジンオイル、機械油、火薬類
	著しく悪臭を発するもの	汚泥
	家庭ごみの処理を著しく困難にし、または家庭ごみの処理施設の機能に支障が生ずるもの	建築廃材、自動車・二輪自動車、自動車・二輪自動車部品（アクセサリ類を除く）、FRP船、耐火金庫、タイヤ（自転車用を除く。）、ピアノ、ボウリングの球、直径15cmを超える樹木の根
特定家庭用機器再商品化法対象製品	エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫	
資源有効利用促進法対象製品	小型二次電池（充電式電池）、パソコン	

## 第11 市で処理できない一般廃棄物（家庭ごみ）の処理等

### 1 条例第35条第1項に基づく排出禁止物

専門業者に相談するか、工事作業等を依頼した業者や製造事業者、販売店等の自主回収事業を行う者に引き取りを依頼する。ただし、農薬、化学薬品については、町田リサイクル文化センターへの自己搬入に限り受け入れ可とする。

### 2 特定家庭用機器再商品化法対象製品

排出者は購入店または買い替え時にはその店に処理を依頼する。それ以外の場合は、一般廃棄物収集運搬許可業者等に処理を依頼する。

### 3 資源有効利用促進法対象製品

小型二次電池（充電式電池）については、その製造等の事業を行う者に処理を依頼する。パソコン（本体、ディスプレイ、本体・ディスプレイ一体型、ノートブック型）については、排出者は分解せずに、その製造等の事業を行う者に処理を依頼する。

## 第12 事業系一般廃棄物の処理

事業者は、その事業活動に伴って生じた一般廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

## 第13 事業系一般廃棄物の排出基準

### 1 一般廃棄物処理施設への搬入

排出事業者または一般廃棄物収集運搬許可業者が条例第32条の2に規定する一般廃棄物処理施設に搬入できる主な事業系一般廃棄物は次の表のとおりであり、搬入の際は市が指定する書面を提出し依頼するものとする。なお、袋を使用して搬入する場合は透明袋または半透明袋を使用する。

区分	主な種類及び排出基準	搬入先
紙くず	資源化できない紙類（ビニールコート紙（壁紙を除く。）、油紙、防水加工紙、ワックス加工紙、金紙・銀紙、写真、感熱紙、カーボン紙、ノンカーボン紙、感染性を有していない紙おむつ、油などでひどく汚れた紙）	町田リサイクル文化センター
厨芥類	生ごみ	町田リサイクル文化センター
木くず	割り箸、竹串、木製品（直径15cm以内、長さ150cm以内に切断したもので、金属等の部品は除く。）	町田リサイクル文化センター
繊維くず	布類（縦横60cm以内に裁断したもの）、衣類	町田リサイクル文化センター
剪定枝	直径30cm以内、長さ200cm以内に切断したもの（毒性がある植物・繊維質が多いため、たい肥化に適さない植物・腐食した植物・樹木の根っこは除く。）	町田市剪定枝資源化センター
	落ち葉・草・剪定くず及び町田市剪定枝資源化センターで受け入れできない植物（直径15cm以内、長さ150cm以内に切断したもの）	町田リサイクル文化センター
布団、畳	布団 1日10枚まで。 畳 1日6枚まで。	町田リサイクル文化センター

※上記のものでも産業廃棄物に該当するものは搬入不可。

## 2 少量排出事業者

条例第2条第2項第6号に規定する少量排出事業者が排出できる事業系一般廃棄物は前項に規定するものであり、排出に際しては事前登録の上、市指定収集袋「事業ごみ専用袋」に登録番号を記入して排出する。なお、1回の排出量は2袋までとし、市は戸別収集を行う。

### 第14 町田市以外で処理する事業系一般廃棄物について

事業者は、町田市以外の自治体で事業系一般廃棄物の処理（資源化）をする際、条例第33条の規定により、町田市に対し受け入れ自治体への協議を依頼しなければならない。また、町田市は法施行令第4条9号の規定により、当該自治体と協議した上で、搬入について次の事項を通知する。

- ①処分または再生の場所の所在地
- ②受託者の氏名または名称、代表者名
- ③一般廃棄物の種類及び処分または再生方法
- ④処分及び再生の開始日
- ⑤年間の搬入量

### 第15 事業者が直接搬入している民間処理施設

種類	施設名称	所在地
厨芥類	(株)アルフォ 城南島飼料化センター	東京都大田区城南島三丁目3番2号
	バイオエナジー(株)城南島リサイクル施設	東京都大田区城南島三丁目4番4号
	(株)日本フードエコロジーセンター 本社工場	神奈川県相模原市中央区田名塩田 1-10214-7、1-10215-6
	フジコー白井再資源化センター	千葉県白井市折立字横堀 31-1、27-1、23-3
	(有)ブライトピック千葉 溝原工場	千葉県旭市溝原妙見壺 1009、1020-1、1023-1
剪定枝	北進重機(株)	群馬県渋川市金井字又郷山 2275 番 5 外 2 筆
	(株)清水インダストリー	群馬県高崎市宮沢町字一五沢 10 番地 1
	(株)タケエイグリーンリサイクル	山梨県富士吉田市上吉田 4838 番地
	(株)リテック	神奈川県横浜市都筑区池辺町 1588 番地
事業系一般廃棄物	(株)アクト・エア総合リサイクルセンター	神奈川県愛甲郡愛川町角田 3667 番地
医療廃棄物	日本胞衣衛生(株) 荒川工場	東京都荒川区荒川八丁目 18 番 8 号
動物死体等	エルエス工業(株) 那須塩原工場	栃木県那須塩原市高林字蛇尾川添 307 番 5

### 第16 一般廃棄物処理業許可について

事業系一般廃棄物は、既存の許可業者において、収集運搬及び適正処理が可能であることから、新規許可は原則実施しないこととする。

## 第 17 特別管理一般廃棄物の処理

法第 2 条第 3 項に定める特別管理一般廃棄物は、排出者の責任で自ら処理するか、品目に応じて特別管理一般廃棄物処理業許可業者または特別管理産業廃棄物処理業許可業者に処理を委託するものとする。

## 第 18 し尿等の収集運搬方法及び処理等

### 1 収集運搬方法

#### (1) し尿（一般家庭及び事業者）

使用者または管理者からの依頼に基づき、市委託業者が随時行う。

#### (2) 汚泥

浄化槽管理者等からの依頼に基づき、浄化槽清掃業者（一般廃棄物収集運搬許可業者）が随時行う。

#### (3) ディスポーザ汚泥

一般廃棄物収集運搬許可業者と設置者との契約により、収集運搬を行う。

### 2 処理

上記廃棄物は、境川クリーンセンター（し尿等投入施設）の助燃剤化装置で脱水し、脱水ろ液は希釈して公共下水道へ放流、脱水汚泥は助燃剤として焼却施設に搬出する。

## 第 19 一般廃棄物の収集運搬方法及び実施主体

種類		収集運搬			
		方法		主体	
家庭系 資源	可燃ごみ（燃やせるごみ）	戸別収集 <sup>※1</sup>	週 2 回	委託	
	不燃ごみ（燃やせないごみ）	戸別収集 <sup>※1</sup>	2 週 1 回 （小山ヶ丘は 週 1 回）	市直営	
	粗大ごみ（事前予約）	戸別収集	申込の都度	委託	
		直接搬入	申込の都度	排出者	
	落ち葉・草・剪定くず・木の根	戸別収集 <sup>※1</sup>	週 2 回	委託	
	有害ごみ	ごみ集積所収集 <sup>※2</sup>	月 2 回	委託	
	資源	ビン・カン	ごみ集積所収集 <sup>※2</sup>	週 1 回	委託
		古紙・古着	ごみ集積所収集 <sup>※2</sup>	週 1 回	委託
		剪定枝	ごみ集積所収集 <sup>※2</sup>	月 2 回	市直営
		容器包装プラスチック <sup>※3</sup>	戸別収集 <sup>※1</sup>	週 1 回	委託
		白色発泡トレイ	拠点回収 <sup>※4</sup>	随時	委託
		紙パック	ごみ集積所	2 週 1 回	委託
			拠点回収 <sup>※4</sup>	随時	委託
		ペットボトル	ごみ集積所	2 週 1 回	委託
			拠点回収 <sup>※4</sup>	随時	委託
家庭用金物		リサイクル広場	週 6 回	委託	
陶磁器・ガラス食器	リサイクル広場	週 6 回	委託		
ビデオテープ	リサイクル広場	週 6 回	委託		
廃食用油	リサイクル広場	週 6 回	委託		
その他資源化可能物	リサイクル広場	週 6 回	委託		

	小型家電	公共施設回収	随時	委託
		リサイクル広場	週 6 回	委託
	臨時ごみ	戸別収集	申込の都度	一般廃棄物 収集運搬業者
		直接搬入	申込の都度	排出者
事業系一般廃棄物		戸別収集	随時	一般廃棄物 収集運搬業者
		直接搬入	随時	排出者
	少量排出事業者	戸別収集 <sup>※1</sup>	週 2 回	委託
し尿等		戸別収集	随時	委託 一般廃棄物 収集運搬業者
動物の死体		戸別収容 <sup>※1</sup>	随時	市直営
		直接搬入	随時	飼い主

※1 集合住宅はごみ集積所収集または専用の場所での収集とする。ただし、動物の死体は戸別収容

※2 ごみ集積所とは、ビン・カン、ペットボトル、古紙・古着等（一部燃やせるごみ・燃やせないごみ）を集積し回収する場所

※3 容器包装プラスチックは、JR 横浜線以南地域（小川、金森、金森東、つくし野、南つくし野、鶴間、南町田、成瀬が丘の全域、原町田一丁目の一部）のみで分別収集を実施

※4 拠点とは専用ボックス等で資源物を回収する公共施設や店舗等の場所

## 第 20 一般廃棄物の適正処理方法及び実施主体

種類	中間処理		最終処分			
	方法	主体	方法	主体		
家庭系	可燃ごみ (燃やせるごみ)	破砕・焼却	市直営 <sup>※1</sup>	エコセメント化	組合 <sup>※2</sup>	
				資源化	委託	
	不燃ごみ (燃やせないごみ)	破砕 ・ 選別	焼却	市直営 <sup>※1</sup>	エコセメント化	組合 <sup>※2</sup>
					資源化	委託
		資源化	委託	—	—	
	粗大ごみ	破砕 ・ 選別	焼却	市直営	エコセメント化	組合 <sup>※2</sup>
					資源化	委託
		資源化	委託	—	—	
	再生可能なものは、まちだエコライフ推進公社に無償譲渡後、公社の自主事業で修理再生・販売					
	落ち葉・草・剪定くず	破砕・焼却	市直営	エコセメント化	組合 <sup>※2</sup>	
資源化				委託		
有害ごみ	選別・資源化	委託	—	—		
資源	剪定枝	破砕・資源化	委託	—	—	
	ビン	選別・資源化	委託 容リ <sup>※3</sup>	—	—	
	カン	選別・圧縮・資源化	委託	—	—	

	容器包装プラスチック	選別・圧縮・梱包・資源化	委託 容リ※3	—	—
	古紙・古着	資源化	委託	—	—
	白色発泡トレイ	選別・資源化	容リ※3	—	—
	紙パック	資源化	委託	—	—
	拠点回収ペットボトル	選別・圧縮・ 結束・資源化	委託 容リ※3	—	—
	集積所収集ペットボトル			—	—
	家庭用金物	資源化	委託	—	—
	陶磁器・ガラス食器	資源化	委託	—	—
	ビデオテープ	資源化	委託	—	—
	廃食用油	資源化	委託	—	—
	その他資源化可能物	資源化	委託	—	—
	小型家電	資源化	委託	—	—
事業系	事業系一般廃棄物	破碎・焼却	市直営※1	エコセメント化	組合※2
				資源化	委託
	厨芥類 剪定枝	堆肥化等	委託	—	—
	し尿等	助燃剤化（脱水）・希釈方式	委託	下水処理	市直営
	動物の死体	—	—	埋葬・供養	委託

※1 小山ヶ丘地区については多摩ニュータウン環境組合多摩清掃工場に搬入

※2 東京たま広域資源循環組合 ※3 容器包装リサイクル法に則った処理

## 第 21 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

### 1 現有処理施設等

#### (1) 町田リサイクル文化センター

ア 焼却施設（流動床式焼却炉 150t/日×3 基（内 1 基休止中）、176t/日×1 基）

イ 不燃粗大ごみ処理施設（複合剪断式 70t/5 時間）

ウ ペットボトル減容施設

エ 排水浄化センター

#### (2) 町田市剪定枝資源化センター

ア 剪定枝資源化施設（10t/日）

#### (3) 境川クリーンセンター

ア し尿等投入施設

#### (4) リレーセンターみなみ

ア 可燃ごみ中継施設（100 t/日）

イ 容器包装プラスチック中間処理施設（4.9 t/日）

#### (5) その他施設

ア ビン・カン資源化施設

イ 最終処分場（休止中）

- (6) 多摩ニュータウン環境組合多摩清掃工場
  - ア 焼却施設
  - イ 不燃粗大ごみ処理施設
- (7) 市が許可した一般廃棄物処分業者（中間処理）
  - ア 進栄緑化サービス有限公司（町田市小野路町 2342 番地 1）

## 2 新たなごみの資源化施設整備

資源循環型施設整備基本計画に基づき、熱回収施設等（1 箇所）及び資源ごみ処理施設（2 箇所）の整備を進めている。

## 5. 町田市分別収集計画(第9期計画)

### 1 計画策定の意義

今日、ごみ問題は、地球環境の保全という大きな課題に直結するものとして捉えて行く必要がある。大量生産・大量消費・大量廃棄という今までの社会経済活動や生活様式を根本から見直すことによって、CO2などの温室効果ガスの低減をはじめとした地球環境に配慮した取組が求められている。

町田市では、地域や地球の環境を守るために、「ごみになるものを作らない・燃やさない・埋め立てない」を原則として、市民・事業者・行政の協働により徹底したごみ減量、資源化を図りつつ持続可能で環境負荷の少ない都市を目指して、施策を進めている。

本計画はこのような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「法」という)第8条に基づいて、一般廃棄物において大きな割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を推進するため、市民・事業者・行政それぞれの役割や具体的に取り組むべき方策を示したものである。

本計画を推進することにより、廃棄物の減量による温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、持続可能な循環型社会の形成に寄与するものである。

### 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 容器包装廃棄物の減量・資源化の推進
- (2) 市民・事業者・行政が一体となった取組による環境負荷の低減
- (3) 環境への意識や関心を高めるための啓発活動の実施

### 3 計画期間

本計画の計画期間は2020年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

### 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色、茶色、その他)、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

### 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
容器包装廃棄物	31,505 トン	31,455 トン	31,404 トン	31,354 トン	31,303 トン

### 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当た

っては市民、事業者、再生業者、行政等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

#### (1) 環境教育の充実

学校において、町田市環境副読本「めざせ！まちだエコマスター」や「ごみと環境の出前講座」等を活用してもらうことにより、ごみの減量についての教育活動を積極的に展開する。

#### (2) 啓発活動の充実

ごみ処理施設の見学、ごみ減量の情報発信拠点であるリサイクル広場や広報紙等により、市民・事業者に対して、ごみ排出量の推移、新たな資源化施設規模の小型化、処理経費の増加等ごみ処理の厳しい状況についての情報提供をし、ごみ問題に対する認識を深めてもらう。

さらに、ごみの排出抑制、分別排出、適正排出や、再生商品の利用の意義及び効果に関する啓発活動に積極的に取り組む。

#### (3) 住民団体による集団回収（地域資源回収）

町内会・自治会、子供会、老人会などの地域の団体が自主的に資源回収を行う場合に奨励金を交付する等、団体への支援を行い、分別意識を高める。

#### (4) リサイクル推進店制度（拠点回収）

リサイクルできる白色発泡トレイ、ペットボトル、紙パックの回収を実施、または回収に協力する小売店舗を、市がリサイクル推進店として認定し、市民がこれらの容器を持ち込むことにより、ごみの減量と資源化の一層の推進を図る。

#### (5) ごみ減量サポーター（廃棄物減量等推進員）

市民と行政が協働して、地域におけるごみの減量と資源化を推進していくために、町内会・自治会の推薦によるごみ減量サポーターがそれぞれの地域で活動を行い、市はこれらの活動を支援する。

#### (6) マイボトル利用促進

ペットボトル等の使い捨て容器を使わず、繰り返し使えるマイボトルの利用を促進するため、スポーツチーム等との協働によるマイボトルキャンペーンの実施や、事業者との協働によるマイボトルOK店制度の周知を行う。

#### (7) エコバッグ利用促進

リサイクル推進店と市内公共施設への普及啓発ポスターの掲示を行い、エコバッグの利用促進を図る。

### 7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、市が保有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		カン
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ビン
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)		紙パック
主として段ボール製の容器		ダンボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		紙パック、ダンボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート (PET) 製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		白色発泡トレイ、容器包装プラスチック

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

(単位 t)

	2020年度		2021年度		2022年度		2023年度		2024年度	
主としてスチール製の容器	488		487		486		485		485	
主としてアルミ製の容器	692		691		690		689		688	
無色のガラス製容器	(合計) 1,497		(合計) 1,495		(合計) 1,492		(合計) 1,490		(合計) 1,487	
	(引渡) 0	(独自) 1,497	(引渡) 0	(独自) 1,495	(引渡) 0	(独自) 1,492	(引渡) 0	(独自) 1,490	(引渡) 0	(独自) 1,487
茶色のガラス製容器	(合計) 630		(合計) 629		(合計) 628		(合計) 627		(合計) 626	
	(引渡) 0	(独自) 630	(引渡) 0	(独自) 629	(引渡) 0	(独自) 628	(引渡) 0	(独自) 627	(引渡) 0	(独自) 626
その他のガラス製容器	(合計) 855		(合計) 853		(合計) 852		(合計) 851		(合計) 849	
	(引渡) 855	(独自) 0	(引渡) 853	(独自) 0	(引渡) 852	(独自) 0	(引渡) 851	(独自) 0	(引渡) 849	(独自) 0
主として紙製の容器であって飲料	45		45		45		45		45	

を充てんする ためのもの (原材料としてアル ミニウムが 利用されて いるものを 除く。)											
主として段 ボール製の 容器	4,444	4,437	4,430	4,423	4,416						
主として紙 製の容器包 装であって 上記以外の もの	(合計) 191	(合計) 190	(合計) 190	(合計) 190	(合計) 189	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	0	191	0	190	0	190	0	190	0	189	
主としてポ リエチレン テレフタレ ート(PET) 製の容器で あって飲料 又はしょう ゆ等の商品 を充てんす るためのもの	(合計) 1,060	(合計) 1,058	(合計) 1,056	(合計) 1,055	(合計) 1,053	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	530	530	529	528	527.5	527.5	526.5	526.5	526.5	526.5	
主としてプ ラスチック 製の容器包 装であって 上記以外の もの	(合計) 446	(合計) 446	(合計) 445	(合計) 444	(合計) 444	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	446	0	446	0	444	0	444	0	444	0	
(うち 白色ト レイ)	(合計) 8	(合計) 8	(合計) 8	(合計) 8	(合計) 8	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	8	0	8	0	8	0	8	0	8	0	

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直前年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
429,579人 (対前年度比) 0.154%	428,891人 (対前年度比) -0.160%	428,203人 (対前年度比) -0.160%	427,515人 (対前年度比) -0.161%	426,827人 (対前年度比) -0.161%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

地域資源回収については支援を継続するとともに、リサイクル推進店の拠点回収についても引き続き実施する。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別区分	収集・運搬の段階	選別・保管の段階
金属	スチール製容器	カン	委託業者による指定日収集	委託業者
	アルミ製容器		住民団体による集団回収	民間業者
ガラス	無色のガラス製容器	ビン	委託業者による指定日収集	委託業者
	茶色のガラス製容器		住民団体による集団回収	民間業者
	その他の色のガラス製容器			
紙	紙パック	紙パック	委託業者による指定日収集	委託業者
			リサイクル推進店、公共施設拠点回収	委託業者
			住民団体による集団回収	民間業者
	段ボール	ダンボール	委託業者による指定日収集	委託業者
			住民団体による集団回収	民間業者
	その他の紙製容器包装	雑がみ	委託業者による指定日収集	委託業者
住民団体による集団回収			民間業者	
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	委託業者による指定日収集	委託業者
			リサイクル推進店、公共施設拠点回収	委託業者
	その他のプラスチック製容器包装	白色発泡トレイ	リサイクル推進店、公共施設拠点回収	委託業者
		容器包装プラスチック	委託業者による指定日収集	委託業者

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

カン・ビンは市施設の資源分別作業所で行い、ペットボトル・白色発泡トレイは町田リサイクル文化センター内施設で中間処理及び保管する。

段ボール・紙パック・その他紙製容器包装については収集後、古紙問屋に直接納入する。

一部地域で分別収集を実施している容器包装プラスチックは、市施設において選別・圧縮梱包などの中間処理を行う。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別区分	収集容器	収集車	中間処理
金属	スチール製容器	カン			
	アルミ製容器				
ガラス	無色のガラス製容器	ビン	プラスチック コンテナ	2トン 平ボディ車	資源分別作業所 (選別・圧縮・保管施設)
	茶色のガラス製容器				
	その他の色のガラス製 容器				
紙	紙パック	紙パック	回収ボックス	2トン 平ボディ車 パッカー車	古紙問屋直接納 入
	段ボール	ダンボール	紐かけ		
	その他の紙製容器包装	雑がみ	紐かけ		
プラスチック	ペットボトル	ペットボト ル	回収ボックス ネット	2トン 平ボディ車 (幌付)	町田リサイクル 文化センター内 施設 ※町田リサイク ル文化センター の解体に伴い、場 所の変更、または 外部委託を行う。
	白色発泡ト レイ	白色発泡ト レイ	回収ボックス		
	その他のプラスチック 製容器包装	容器包装プ ラスチック	指定収集袋	2トン パッカー車	リレーセンター みなみ(圧縮・梱 包)

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

分別収集計画を実行性のあるものにするため、廃棄物減量等推進審議会において、具体的な意見や答申を求める。

## 6. 町田市資源循環型施設整備基本計画

町田市では、「町田市一般廃棄物資源化基本計画」を踏まえた施設整備の具体的な計画を策定するため、2011年5月に設置した「町田市資源循環型施設整備基本計画検討委員会」において検討を重ね、市民意見募集や市民意見交換会でいただいた意見を反映した報告書を基本として、2013年4月に「町田市資源循環型施設整備基本計画」を策定しました。

### (1) 概要

1982年に、町田リサイクル文化センターが稼働し、ごみ処理及び資源化を行ってきましたが、35年以上が経過し老朽化が進み、新たな施設の整備が喫緊の課題となっています。

「町田市資源循環型施設整備基本計画」は、このような状況や「一般廃棄物資源化基本計画」に定める基本方針を踏まえ、安定的かつ効果的な「ごみの資源化施設」の整備に向けて、環境保全、環境・安全への配慮、エネルギー利用等の基本的な事項を定めています。

### ■ 整備する施設

施設の種類		建設地	施設規模
熱回収施設等	焼却施設	町田リサイクル文化センター敷地内 (下小山田町 3160 番地)	258t/日
	バイオガス化施設		50t/日
	不燃・粗大ごみ処理施設		47t/5時間
資源ごみ処理施設	① 容器包装プラスチック圧縮梱包施設	・相原地区 ・上小山田地区 ・リレーセンターみなみ (現有施設、南町田 2 丁目 6 番 14 号) 上記 3 箇所に分散配置	26.4t/日 (リレーセンターみなみ分 5t/日を含む)
	② カン選別処理施設		6.4t/日
	③ ビン選別処理施設		18.8t/日
	④ ペットボトル圧縮梱包施設		5.8t/日
	⑤ トレイ・紙パック貯留場所		貯留場所
	⑥ 有害ごみ(乾電池・蛍光管等)貯留場所		貯留場所
	⑦ 製品プラスチック貯留場所		貯留場所
	⑧ 使用済小型電子機器貯留場所		貯留場所

### ■ 建設地位置図



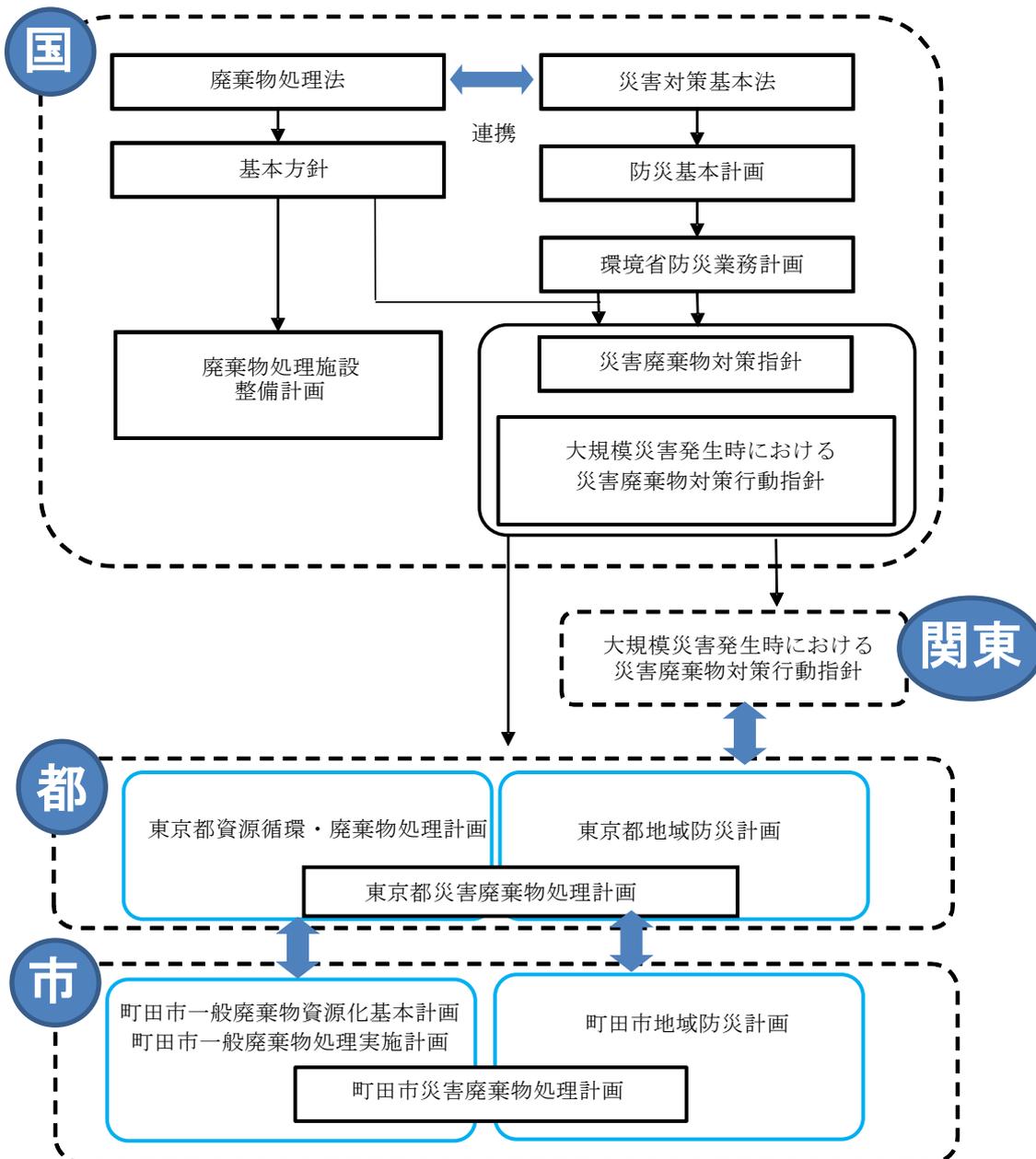
## 7. 災害廃棄物処理計画

### (1) 目的

2011年3月に発生した東日本大震災や2016年4月に発生した熊本地震をはじめとした、全国各地で頻発している自然災害を踏まえて、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施と迅速な復旧・復興に資することを目的として、町田市災害廃棄物処理計画（以下、「本計画」という。）を策定します。

### (2) 位置づけ

本計画は、適正かつ円滑に災害廃棄物の処理を実施するため、環境省の定める災害廃棄物対策指針に基づき策定し、東京都災害廃棄物処理計画及び町田市地域防災計画と整合を図ります。



### (3) 計画の構成

#### 第1章 総則

- ・計画策定の背景及び目的
- ・計画の位置づけ
- ・処理体制
- ・処理の基本方針
- ・計画の見直し
- ・対象とする災害と被害想定
- ・対象とする災害廃棄物の種類

#### 第2章 組織及び協力支援体制

- ・組織体制・指揮命令系統
- ・情報収集・連絡
- ・協力・支援（受援）体制
- ・職員への教育訓練
- ・市民への広報・啓発
- ・ボランティアへの啓発

#### 第3章 災害廃棄物処理

- ・一般廃棄物処理施設
- ・一般廃棄物処理施設等の処理可能量
- ・避難所から排出されるごみと災害廃棄物量
- ・し尿処理必要量と仮設トイレ必要基数
- ・生活ごみ
- ・仮設中間処理施設
- ・収集・運搬
- ・処理スケジュール
- ・広域的な処理・処分
- ・災害廃棄物の分別、選別、減量化
- ・再資源化の流れ
- ・仮置場
- ・分別・処理・再資源化
- ・被災家屋の解体・撤去
- ・環境保全対策
- ・仮設トイレの設置
- ・し尿収集運搬体制
- ・し尿の搬入先
- ・腐敗性廃棄物
- ・廃家電
- ・廃自動車
- ・有害物質・処理困難物
- ・太陽光パネル
- ・思い出の品等

#### 第4章 災害廃棄物処理実行計画等

- ・災害廃棄物処理実行計画の策定
- ・災害廃棄物処理事業費
- ・事務の委託及び事務の代替

### (4) 処理の基本方針

#### ① 迅速な処理

- ・適正な処理体制の確保と迅速な対応による、市民の生活環境の保全と地域の早期復興
- ・発災後、概ね3年以内の処理

#### ② 計画的な処理

- ・仮置場の適正な配置と計画的な処理
- ・処理が困難な場合における、東京都や近隣区市町村等の連携

#### ③ 衛生的な処理

- ・悪臭や害虫の発生等を考慮した、腐敗性廃棄物への対応
- ・生ごみ及びし尿の速やかな分別収集と優先的な焼却処分

#### ④ 環境に配慮した処理

- ・環境に配慮した、適正な処理
- ・不法投棄及び野焼きの防止

#### ⑤ リサイクルの推進

- ・分別の徹底による、リサイクルの推進

#### ⑥ 安全な作業の確保

- ・作業に従事する市民、民間事業者、ボランティア、市職員等の安全確保

## 8. ダイオキシン類調査結果

調査対象		調査日	測定結果	法令基準値	単位
焼却施設	2号炉排ガス	2020年6月12日	0.0056	1	ng-TEQ/m <sup>3</sup>
		2020年11月11日	0.0032		
	3号炉排ガス	2020年4月15日	0.0027		
		2020年9月9日	0.0059		
	4号炉排ガス	2020年7月2日	0.00016		
		2021年1月20日	0.00011		
最終処分場	放流水	2020年7月28日	0.15	10	pg-TEQ/L
		2021年1月22日	0.076		
	上流側地下水	2020年6月19日	0.023	1	
		2020年11月20日	0.022		
	下流側地下水	2020年6月19日	0.022		
		2020年11月20日	0.022		
環境大気※	函師小学校	2020年4月24日 ~5月19日	0.012	0.6	pg-TEQ/m <sup>3</sup>
	ふれあい桜館		0.013		
	小山田中学校	2020年7月10~17日	0.012		
	小山田小学校		0.013		
	最終処分場	2020年10月16~23日 2021年1月8~15日	0.012		
	排水浄化センター		0.01		
土壌	下小山田やまのは公園	2020年11月20日	3.3	1,000	pg-TEQ/g
	熊の堂公園		4.0		
	下小山田山王林公園		1.2		
	小山田桜台1号緑地		12		
	馬駈公園		1.9		
	函師日向公園		0.92		

※環境大気の測定結果は年4回測定の平均値

## 9. 清掃工場電力量実績

### 【年度別実績】

売電開始日：2001年1月19日

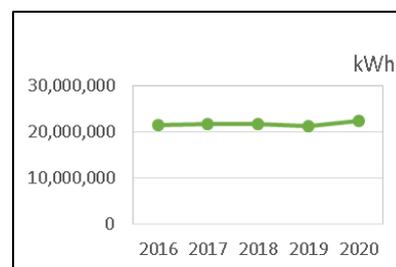
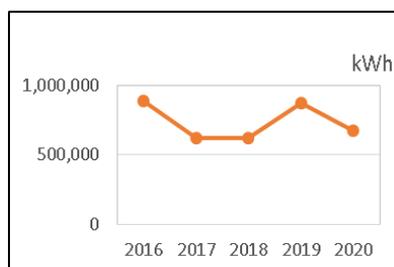
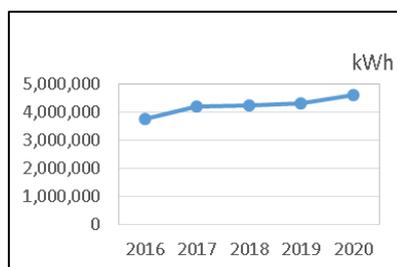
年度	電力量 kWh			料金 円		発電自給率 %
	売電電力量	買電電力量	発電電力量	売電料金	買電料金	
2000	678,192	4,391,527	18,549,900	4,823,323	78,681,533	
2001	2,102,208	2,681,832	22,318,400	14,555,133	62,920,729	88.9
2002	2,703,240	1,185,072	24,890,300	19,499,119	47,928,292	95.5
2003	3,345,240	858,096	26,089,300	24,457,936	47,156,878	96.9
2004	3,113,880	921,408	25,499,900	22,362,004	45,791,266	96.6
2005	1,549,296	2,265,336	23,078,100	10,283,749	57,019,845	91.0
2006	2,086,128	1,846,824	22,725,700	13,734,228	53,991,796	92.3
2007	935,688	2,475,072	20,419,700	5,704,613	60,542,595	89.3
2008	2,215,700	2,345,693	19,942,900	18,391,978	48,925,412	88.9
2009	2,794,256	1,434,734	21,279,100	28,394,764	33,992,690	93.4
2010	2,619,508	1,684,767	20,818,500	30,045,308	35,458,415	92.2
2011	3,355,180	981,466	21,901,200	37,695,434	29,725,222	96.0
2012	3,199,483	775,358	21,987,000	39,909,550	34,803,550	97.3
2013	3,405,890	1,049,267	22,388,300	47,037,191	37,942,016	95.7
2014	3,156,706	1,528,500	20,974,700	50,228,747	45,203,634	92.7
2015	3,563,049	1,563,298	20,766,000	59,120,781	41,230,600	92.3
2016	3,753,791	890,704	21,394,100	48,513,430	25,595,403	95.8
2017	4,194,256	621,413	21,677,800	53,551,965	22,603,659	96.6
2018	4,245,499	617,978	21,551,900	45,478,251	22,194,769	96.6
2019	4,311,440	878,265	21,253,400	53,015,390	27,747,971	95.1
2020	4,618,660	672,074	22,193,500	56,007,462	22,174,102	96.3
合計	61,947,290	31,668,684	461,699,700	682,810,356	881,630,377	
平均	2,949,871	1,508,033	21,985,700	32,514,779	41,982,399	94.0

### 最近5年間の電力量の推移

<売電電力量>

<買電電力量>

<発電電力量>



## 10. 廃棄物に関する処理手数料

2020年4月現在

	区分	処理手数料
ごみ・資源	家庭廃棄物 可燃ごみ及び不燃ごみ (指定収集袋での排出)	ミニ袋(5ℓ相当) 1袋につき 8円 小袋(10ℓ相当) 1袋につき 16円 中袋(20ℓ相当) 1袋につき 32円 大袋(40ℓ相当) 1袋につき 64円
	家庭廃棄物 容器包装プラスチック (指定収集袋での排出)	中袋(20ℓ相当) 1袋につき 16円 大袋(40ℓ相当) 1袋につき 32円
	家庭廃棄物 粗大ごみ(処理券での排出)	4,000円を上限として 品目別に定める額
	家庭廃棄物(臨時排出)	1kgごとに40円
	事業系一般廃棄物(指定収集袋での排出)	事業系袋(30ℓ相当) 1袋につき 180円
	家庭廃棄物の持込	搬入重量 10kgごとに 250円
	事業系一般廃棄物の持込	搬入重量 10kgごとに 350円
	剪定枝(剪定枝資源化センターに持込)	搬入重量 10kgごとに 150円
動物の死体		1体につき 2,500円
し尿	一般家庭(公共下水道の未供用区域、又は供用開始後3年未満の区域)	1便槽1回につき 2,030円
	一般家庭(公共下水道の供用開始後3年経過した区域)	1便槽1回につき 4,070円
	事業者	36ℓまでごとににつき 1,010円
1 ザ デ イ ス ポ 汚 泥	共同住宅	1㎡までごとににつき 1,500円
	一戸建て住宅	1世帯1回につき 1,500円

## 11. 清掃事業のあゆみ

◆…ごみ △…し尿 ◎…その他

年	月	出来事
1900	4	◎「汚物掃除法」が制定される。ごみとし尿の収集が行政の責務とされる。
1954	7	◎「汚物掃除法」が廃止され、「清掃法」が施行される。
1955	-	△し尿は、農地還元で、汲み取り業者が山林や荒れ地で処理していたが、人口増加が続き処理の限界を迎えた。それが臭気の発生原因となり、し尿処理場の建設に迫られる。
1956	7	◆町田町金森に町営ごみ焼却炉が完成(11.25t/日×1基)
1958	2	◎市制施行。人口 61,105 人。
1959	3	◆金森焼却場にバッチ式焼却炉増設(7.5t/日×1基)
1960	4	◆厨芥類と雑芥類の分別収集が、繁華街で始まる。(収集は 20 日に 1 回)
1961	1	△木曾町に清掃第一事業場建設・開場(消化方式 54kℓ/日)
1965	4 10	◆収集体制変更(厨芥…隔日、雑芥類…3 回/週) △化学処理 100kℓ/日施設増設
1967	-	◆旧埋立地へのごみの埋立開始
1968	12	◆ポリバケツによる回収から市内全域で紙袋収集に全面的に変更
1969	1 5	◆ごみ処理手数料無料となる。 ◆町田市下小山田に連続燃焼式のごみ焼却炉完成(120t/日×2基)
1970	4 4	◆ごみ袋の配布を月 6 枚とする。(無償) △一般家庭汲み取り無料化。
1971	4 9	△し尿処理場運営協議会が発足。 ◎「清掃法」が廃止され、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が施行される。
1972	3 4 4 8	◆宅地開発指導要綱に伴う清掃指導要綱を制定 ◆「町田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」施行 ◆粗大ごみ収集有料化、事業系ごみ有料化 ◆不燃ごみ収集開始
1973	3 7	△消化方式 80kℓ/日施設増設 ◆「町田市あきかん回収条例」制定
1974	1 3 4 6 11	◆多摩市焼却場に可燃ごみの搬出を始める。 △100kℓ/日施設防臭装置完成(洗浄棟・脱臭棟・電気室) ◆町田市鶴間にごみ積換施設建設 ◆第 1 回あきかん追放キャンペーン実施 ◆町田市あきかん追放推進委員会設置
1976	4 4 7 8 9	◆資源ごみ分別回収始まる。 ◆全塵芥車が機械車両となる。 ◆環境問題研究会より町田市の廃棄物問題に関する提言 ◆「町田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」改正 △消化方式 54kℓ/日施設更新
1977	3 3 10	◆町田リサイクル文化センター建設のための「廃棄物最終処分場に関する基本計画」完成 ◆分別作業所完成(資源化実験施設 15t/5h) ◆不燃物分別回収始まる。
1978	3 7	◆「廃棄物総合処理システム基本計画」完成 ◆町田市地域資源化推進要綱制定

年	月	出来事
1979	7	◆町田リサイクル文化センター建設工事着手
1980	2	△80kℓ/日施設強臭系防臭装置完成
	4	◆旧埋立地へのごみの埋立終了、最終処分場への埋立開始
	4	△浄化槽の清掃補助を開始
	7	△化学処理 100kℓ/日施設防臭除き運転停止
	12	◆生ごみ専用袋を無公害袋に変更
1981	11	◆町田市銅鉄商組合により一部地域でビン・カン回収処理の実験を開始する。
1982	2	◆町田市資源組合(任意)創設(83年7月町田市資源協同組合に名称変更)
	2	◆市内全域でごみ減量資源化方式(5分別収集)によるごみの分別収集始まる。
	3	◆町田リサイクル文化センター完成(150t/日×3基)
	5	◆多摩市の焼却場に可燃ごみの搬出を中止
	5	◆町田市第2事業場ごみ焼却炉休止
1983	2	◆薬師池公園デポジット実験始まる。(88年実験中止)
	10	◆ごみ袋無償配布廃止
	10	◆ごみ収集袋の指定が無くなる
1985	1	◆粗大ごみ料金改定
	2	△80kℓ/日施設弱臭系防臭装置完成
	2	△50kℓ/日コミュニティプラント汚泥処理施設完成
	2	◆南町田に「リレーセンターみなみ」が完成
	4	◆町田市ごみ集積所設置等に関する指導規準を制定
1986	2	△化学処理 100kℓ/日施設解体工事完了
	4	◆ごみ焼却余熱利用の温室完成
1988	-	◆生ごみ堆肥化容器を頒布開始
	7	◆町田市廃乾電池適正処理検討委員会発足
	10	◆余熱利用施設「花の家」完成(87年10月着工)
	11	◆土曜日の午後のごみ搬入(持込みごみ)受け付け開始
1989	4	◆地域資源化奨励金制度の発足
	10	◆町田市立室内プールが市制30周年記念事業として完成
1990	2	◆町田市廃乾電池適正処理検討委員会が報告書を市長に提出
	11	△54kℓ/日施設強臭系防臭装置完成
1991	3	△管理棟完成(境川クリーンセンター)
	4	△「清掃第一事業場」を「境川クリーンセンター」に名称変更
	4	◆ごみ減量課発足
	8	◆町田市ごみ減量対策委員会発足
	12	◆4号炉増設工事着工(流動床式焼却炉 176t/日)
1992	3	◆生ごみ資源化実験(薬師ヶ丘住宅)
	3	◆発泡トレイ回収実験(サイカマート)
	4	◆町田市ごみ減量対策委員会中間報告書を市長に提出
	8	◆第1回町田ごみフェスタ開催(以降2010年までリサイクル文化センターにて開催)
	11	◆リサイクル推進組織検討委員会を設置
1993	4	◆町田市ごみ減量対策委員会最終報告書「町田市のごみ減量対策について」を市長に提出
	7	◆防護ネット貸与開始
	12	◆二枚橋衛生組合のごみ処理受け入れ開始(臨時)(~1994年9月)

年	月	出来事
1994	1	◆廃乾電池を野村興産(株)イトムカ鉱業所へ搬出
	1	◆条例改正に伴うごみ減量・資源化対住民懇談会開催(～7月)
	4	◆「町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」施行(93年9月制定)
	4	◆「町田市あきかん等の散乱防止に関する条例」施行(93年9月制定)
	4	◆町田市リサイクル公社設立
	4	◆粗大ごみの収集業務委託開始
	4	◆大規模事業所(3,000㎡以上)指導開始
	5	◆発泡トレイ、牛乳パック、ペットボトルの拠点回収開始
	7	◆廃冷蔵庫・クーラーからのフロン回収開始
	7	◆4号炉完成(流動床式焼却炉 176t/日)
	10	◆廃棄物減量等推進員制度発足
11	◆廃棄物減量等推進審議会発足	
1995	4	◆廃棄物管理票(マニフェスト制度)の導入
	5	◆大規模事業所(3000㎡以上)の「廃棄物の減量及び再利用に関する計画書」の提出開始
	7	△公共下水道処理区域内(3年経過)の汲み取り有料化及び浄化槽の清掃補助の廃止
	12	◆廃棄物減量等推進審議会「紙ごみの資源化について」答申、市長に提出
1996	4	◆ごみ減量課と施設管理課を統合し、リサイクル推進課が発足
	4	◆紙ごみモデル実験開始(2,271世帯対象・3地区)(～9月)
1997	1	◆ごみ収集体制検討委員会発足
	4	◆紙ごみ収集開始(全市域)
	4	△境川クリーンセンターのし尿処理施設を廃止し、し尿等投入施設として稼働開始
	6	◆廃プラスチック(粗大持込みのみ)分別開始
1998	1	◆廃棄物減量等推進審議会発足
	4	△下水道の普及に伴う汲み取り対象世帯等の減少により、清掃第1課を環境保全課と統合
	4	◆剪定枝資源化センター稼働
	4	◆南収集事務所建設工事
	6	◆3号焼却炉排ガス高度処理設備改造工事
	10	◆電動式生ごみ処理機購入費補助金制度開始
1999	2	◆廃棄物減量等推進審議会「今後のプラスチックごみ対策について」中間答申
	4	◆有害ごみの出し方変更
	4	◆南地区の一部でプラスチックの分別収集等モデル実験開始(～2003年9月)
	4	◆「町田市あきかん・吸い殻等の散乱防止に関する条例」施行(1998年9月制定)
	4	◆中心市街地でポイ捨て防止条例施行キャンペーン
	6	◆町田市環境基本条例案検討委員会設置要綱施行
	10	◆2号焼却炉排ガス高度処理設備改造工事
	12	◆LP(プロパンガス)式塵芥車導入
2000	1	◆廃棄物減量等推進審議会「今後のごみ処理のあり方について」最終答申
	4	◆収集用ごみ袋を透明または半透明のものに限定
	7	◆町田市環境基本条例検討委員会「環境基本条例のあり方について」を答申

年	月	出来事
2001	4	◆廃棄物処理手数料を 200 円/10 kgに改定
	4	◆家電リサイクル法の施行により家電 4 品目の搬入中止
	4	◆忠生市営住宅に生ごみ処理機を設置
	4	◆電動生ごみ処理機補助額 1 万 5 千円を 1 万円に変更
	6	◎「町田市環境物品等の調達に関する基本方針」を実施
	7	◎「町田市環境基本条例」施行(2000 年 12 月制定)
	10	◆CNG(天然ガス)式塵芥車導入
2002	2	◆70 歳以上の高齢者世帯を対象に、ごみのふれあい収集がはじまる
	3	◆「町田市環境マスタープラン」を策定
2003	-	最終処分場への埋立中止
	3	◆ごみ減量啓発紙『町田ゴミかわら版』発行(以降、2008 年まで各年 4 月に 1 号ずつ発行)
	4	△組織改正により浄化槽関係業務を下水道部へ移管
	4	◆小山ヶ丘地区のごみを多摩ニュータウン環境組合の清掃工場へ搬入開始
	6	◆家庭ごみの費用負担のあり方(ごみの有料化)について廃棄物減量等推進審議会に諮問
	10	◆資源とごみの収集曜日を市内全域で変更し祝日収集を開始
	10	◆南収集事務所で南地区のごみ収集業務を開始
10	◆資源有効利用促進法の施行により家庭用パソコンの搬入中止	
2004	3	◆廃棄物減量等推進審議会「家庭ごみ等の費用負担のあり方(ごみの有料化)」答申
	4	◎環境部を清掃部門と環境部門に分け、ごみの関係を清掃事業部、環境関係(環境保全課)を環境・産業部へ移行
	6	◆市民団体と事業者で構成されるごみ減量連絡協議会発足(～2010 年 6 月まで)
	10	◆自治会・町内会等を対象に、ごみの現状と有料化答申説明の懇談会を開催(延べ 178 回、延べ参加者数 6,981 人)(～2005 年 2 月)
2005	6	◆ごみの有料化説明会開催(延べ 350 回、延べ参加者数 22,548 人)(～9 月)
	10	◆ごみの有料化を実施(町田市指定収集袋(燃やせるごみ専用袋・燃やせないごみ専用袋・事業系ごみ専用袋)導入)
	10	◆燃やせるごみ、燃やせないごみの戸別収集を開始
	10	◆廃棄物処理手数料を 250 円/10 kgに改定
2006	7	◆最終処分先の東京たま広域資源循環組合で焼却灰・残さのエコセメント化事業開始
	8	◆ペットボトルの自主ルートによる売却開始
	10	◆ごみゼロ市民会議発足(～2007 年 11 月)
2007	-	◆「ごみゼロの風」1 号から 4 号発行
	1	◆剪定枝資源化センター(小野路町)着工
	2	◆電動生ごみ処理機貸与実験開始
	3	◆焼却灰搬出設備エコセメント化改造工事完成
	4	◆高齢者向けごみ袋無料配布事業開始(70 歳以上全員に配付)
	6	◆燃やせるごみの一部と燃やせないごみの収集業務委託開始
	7	◆ごみゼロ市民会議「リサイクル広場まちだ」実証実験開始
	7	◆最終処分場閉鎖等検討委員会発足
	10	◆カラス対策機能が施された燃やせるごみ指定収集袋を導入
	11	◆ごみゼロ市民会議の報告(提言)

年	月	出来事
2008	3	◆剪定枝資源化センター(下小山田町)閉鎖
	3	◆剪定枝資源化センター(小野路町)完成
	4	◎清掃事業部が環境資源部となり、環境保全課が環境資源部に加わる
	4	◆清掃事業場条例の一部改正に伴い、竜谷事業場を廃止
	5	◆剪定枝の集積所収集開始
	7	◆リサイクル広場まちだ(常設:下小山田町)開始
	7	◆大型生ごみ処理機貸出制度開始
	9	◆剪定枝資源化センター(小野路町)土壌改良材搬出開始
	10	◆家庭用ごみ袋の販売手数料を6%から8%へ変更
12	◆リサイクル広場まちだ(移動式)開始	
2009	2	◆ごみ減量情報紙「ごみナクナ〜レ」創刊(以降、年2回程度発行)
	4	◆南地区の燃やせるごみ収集業務の委託を開始
	4	◆事業系ごみ搬入検査装置導入
	4	◆小学校向け出前講座開始
	6	◆町田市廃棄物減量等推進審議会が発足し、「町田市一般廃棄物資源化基本計画」を諮問
	6	◆事業用指定収集袋値下げ(1袋につき300円→180円)
	6	◆最終処分場周辺環境保全協議会発足
	7	◆イベントごみ減量支援制度開始
	8	◆家庭用指定収集袋値下げ(40ℓ相当1袋につき80円→64円)
8	◆ごみのふれあい収集の利用対象者拡大(70歳→65歳、障がい者の年齢要件廃止)	
10	◆ハイブリッド式塵芥車導入	
2010	3	◆粗大ごみ処理手数料を改正、及び処理券(シール)による収集開始
	3	◆プラスチック資源化のための実験(〜6月)
	4	◆家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物の持込料金を一律搬入重量10kgごとに250円に改正
	4	◎環境計画係が環境保全課から環境総務課に移行
	10	◆資源とごみの収集日程表をカレンダー方式に変更
	10	◆資源とごみの収集カレンダーに3R推進キャラクター「エコバッグちゃん」登場
11	◆「インクカートリッジリフリ事業」参加	
2011	2	◆町田ゼルビアとごみ減量に向けた協力協定を締結
	3	◆地域リサイクル広場 制度開始
	3	◆町田市廃棄物減量等推進審議会「町田市一般廃棄物資源化基本計画」について答申
	4	◆「町田市一般廃棄物資源化基本計画」策定
	4	◆「町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」、及び「同施行規則」を改正し、ごみ集積所に排出された資源物の持ち去りを禁止(2010年12月制定)
	4	◆東日本大震災で被害を受けた仙台市に災害廃棄物収集運搬支援派遣の実施
	5	◆町田市資源循環型施設整備基本計画検討委員会発足
	8	◆環境広報紙「ECO まちだ」創刊(以降、年4回程度発行)
	8	◆マイボトルキャンペーン開始
	10	◆町田エコフェスタ2011(町田ごみフェスタより改称)開催(リサイクル文化センター)
	10	◆保育園・幼稚園向け出前講座開始
	11	◆町田市資源循環型施設整備基本計画検討委員会第1回意見募集(〜12月)
12	◆おもちゃ病院まちだとごみの発生抑制に向けた協力協定を締結	

年	月	出来事
2012	2	◆町田市資源循環型施設整備基本計画検討委員会第2回意見募集(～3月)
	2	◆町田市資源循環型施設整備基本計画検討委員会第1回意見交換会(7箇所)(～3月)
	4	◎一般財団法人まちだエコライフ推進公社設立
	4	◎環境資源部が環境政策課、環境・自然共生課、環境保全課、循環型施設整備課、資源循環課、3R推進課の6課になる。上下水道部業務課は、下水道部下水道整備課となる。
	4	◎「第二次町田市環境マスタープラン」及び「アクションプラン～第二次町田市環境マスタープラン推進計画～」策定
	4	◆高齢者向けごみ袋無料配布事業の所管をいきいき生活部高齢者福祉課へ変更
	7	◆町田市資源循環型施設整備基本計画検討委員会第3回意見募集(～8月)
	7	◆町田市資源循環型施設整備基本計画検討委員会第2回意見交換会(7箇所)(～8月)
	10	◆塵芥車をインターネットを活用して売却(2013年には軽自動車売却)
	11	◎町田市エコキャラクターが「ハスのん」に決定
	11	◆ごみ処理クレーン操作業務の委託化開始
	11	◆女川町の災害廃棄物の処理受入(～2013年3月)
	12	◆エコライフ推進公社と事業者との協働で「リユースの日」開催(12月、2013年1月、2月)
2013	4	◆ディスプレイ汚泥受入開始
	4	◆町田市資源循環型施設整備基本計画策定
	5	◆ごみ減量啓発用スケルトンごみ収集車“みえるくん”導入
	7	◆マイボトルOK店 制度開始
	7	◆使用済小型家電拠点回収開始
	9	◆新たな分別(生ごみ、プラスチック)資源化の実証事業(～11月)
	10	◆生ごみ水切りキャンペーン開始
	10	◆町田市ごみの資源化施設地区連絡会設置
	10	◆エコバッグ利用促進キャンペーンを開始
12	◆町田リサイクル文化センター耐震補強工事開始	
12	△(株)町田清掃社と「災害時におけるし尿収集運搬に関する協定」を締結	
2014	8	◆事業系一般廃棄物の組成調査実施(～2015年3月)
	12	◆リレーセンターみなみに容器包装プラスチック圧縮梱包施設を増設する工事請負契約締結
2015	3	◆新たなごみの資源化施設の建設・運営手法の決定
	3	◆ごみナクナーレ絵手紙展作品募集
	4	◆事業系一般廃棄物処理手数料を350円/10kgに改定
	4	◆カラス対策機能が施された燃やせるごみ指定収集袋を廃止
	4	◆40リットルのボランティア袋を導入
	4	◆容器包装プラスチック分別収集説明会開催(延べ67回、参加者数2,022人)(～11月)
	6	◆ごみ袋サイズダウンチャレンジ開始
	7	◆宅配便を利用した使用済み小型家電の回収サービスを開始
11	◆「ごみ減量アクションプラン」策定	

年	月	出来事
2016	1	◆リレーセンターみなみの容器包装プラスチック圧縮梱包施設増設工事完了
	3	◆もったいないことしま川柳作品募集
	4	◆JR横浜線以南地域で、容器包装プラスチックの分別収集開始(町田市指定収集袋(容器包装プラスチック専用袋)導入)
	4	◆高齢者向けごみ袋無料配布事業見直し(「70歳以上全員」から「70歳以上の非課税者がいる世帯」へ)
	4	◆事業系排出計画書様式変更(3,000㎡以上)
	7	◆子ども用リユース品事業開始
	8	◆学童保育クラブ向け出前講座開始
	9	◆清掃工場への持込を粗大ごみのみに限定
	9	◆家庭での生ごみの自家処理の促進に向け、新たに「ダンボールコンポスト講習会」を開講
	11	◆町田市メール配信サービスで「ごみ資源情報」の配信を開始
	12	◆「まちだ☆おいしい食べきりキャンペーン」開始(～1月)
	12	◆熱回収施設等の設計、建設及び運営を行う業者と契約締結
	12	◆中学校向け出前講座開始
2017	1	◆町田リサイクル文化センター周辺まちづくりワークショップ(3月までに3回開催)
	3	◆新熱回収施設建設に伴う管理棟解体のため、3R推進課及び資源循環課の一部業務が仮設管理棟へ移動
	3	◆FacebookやTwitterを用いた、ごみの減量・資源化に向けた町田市公式SNSを開設
	3	◆3Rからた作成(保育園・幼稚園・小学校・子どもセンター・ふれあいセンター・学童クラブ等に配布)
	4	△一般家庭し尿処理手数料を改定 公共下水道処理区域外の有料化(1便槽1回につき2,000円へ) 公共下水道処理区域(3年経過)の手数料変更(1便槽1回につき4,000円へ)
	4	△事業系し尿処理手数料改定(36ℓまでごとにつき600円→1,000円)
	4	△浄化槽の清掃補助を改正し、浄化槽維持管理費補助金制度を開始
	4	◎「後期アクションプラン～第二次町田市環境マスタープラン推進計画～」策定
	4	◆「都市鉱山からつくる!みんなのメダルプロジェクト」参加(2019年3月まで)
	5	◎熱回収施設等の周辺施設整備のあり方検討委員会設置(2017年度5回開催)
	6	◆熱回収施設等整備工事起工式(町田リサイクル文化センター敷地内)
9	◆清掃工場への粗大ごみ持込みの予約システム(電話・インターネット)運用開始	
9	△境川クリーンセンターし尿等投入施設移転改修工事着工	
10	◆町田エコフェスタ2017開催(町田リサイクル文化センター工事のため市庁舎にて開催)	
2018	1	◆スマートフォンを用いた「ごみ分別アプリ」の配信を開始
	2	◆さんあーる広場開催
	3	◆「熱回収施設等の周辺施設整備基本構想」策定
	4	◆高齢者向けごみ袋無料配布事業見直し(「70歳以上の前年度市民税非課税世帯」へ)
	8	◆忠生地区ごみの資源化施設周辺地域整備推進検討委員会設置(2018年度3回開催)
	9	◆事業系一般廃棄物の減量および適正処理に積極的かつ組織的に取り組んでいる事業所を表彰する「まちだ3R賞」創設
	10	◆西日本豪雨にて被災した海田町への災害廃棄物処理事業補助申請報告書等の作成業務支援派遣の実施(10月17日～10月24日)
	10	◆臨時多量ごみの収集制度の開始
	11	◆南収集事務所閉鎖

年	月	出来事
2019	2	◆3R 公開講座開始
	3	△境川クリーンセンターし尿等投入施設移転改修工事完了
	3	◆災害廃棄物処理計画策定
	3	◆まちだ☆おいしい食べきり協力店認定開始
	4	◆第8期町田市廃棄物減量等推進審議会発足
	9	◆台風15号で被災した千葉県南房総市、富津市への災害廃棄物収集運搬支援派遣の実施(南房総市・富津市9月26日～28日)
10	◆台風15号で被災した千葉県館山市、台風19号で被災した長野市への災害廃棄物収集運搬支援派遣の実施(館山市10月15～18日、長野市10月22日～12月21日)	
2020	1	◆(仮称)第二次町田市一般廃棄物資源化基本計画を町田市廃棄物減量等推進審議会に諮問
	4	◆燃やせるごみ収集の業務委託範囲を市内の一部から全域に変更し、燃やせないごみの収集を業務委託から市の直営収集に変更
	6	◆宮城県大崎市の災害廃棄物の処理受入(～10月)
	9	◆最終処分場池の辺地区埋立処分終了
2021	3	◆町田市廃棄物減量等推進審議会「第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画」について答申
	3	◆「第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画」策定
	3	◆「第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画アクションプラン」策定



2020年度清掃事業概要  
刊行物番号 21-25

編 集 町田市環境資源部環境政策課  
〒194-8520  
東京都町田市森野2-2-22  
電話 042-724-4379

発 行 2021年9月 第1版発行

印刷・製本 町田市総務部総務課